

本宮市 第1次総合計画

平成21年度(2009年度)～平成30年度(2018年度)



～水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや～

『水と緑と心が結びあう

未来に輝くまち もとみや』の実現に向けて



本宮市長

高松 義行

現在、わが国は、本格的な人口減少社会の到来や急速な高齢化の進展、地球温暖化問題、社会経済のグローバル化、景気低迷や雇用形態の多様化等に伴う経済格差の拡大など、様々な課題に直面しております。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や原子力災害は、本市に甚大な損害を与え、特に原子力災害は健康への不安や風評被害をもたらし、放射能除染、健康管理、子どもたちの体力向上、風評被害の払拭などが喫緊の課題となっています。

このような厳しい状況ではありますが、本市は、福島県の中央に位置し、東北自動車道と国道4号が南北に走り、東北自動車道と磐越自動車道が交差する郡山ジャンクションが近接する交通の要衝という恵まれた立地条件と豊かな自然に囲まれた利便性の高い暮らしやすいまちです。この優位点を活かし、福島の元気を「福島のへそのまちもとみや」から全国へ発信していくことが重要と考えております。

震災以降、復興・再生に向け、放射能除染、健康管理、風評被害対策等をはじめ、スマイルキッズパークの設置、企業誘致、さらには埼玉県上尾市との友好都市協定、同市や全国へそのまち協議会加盟市町村との災害時応援協定の締結を行いながらの交流事業など、様々な取り組みを行ってきました。

今後は、復興への歩みを加速させ、市民の皆さまが真の復興を実感するとともに、震災前よりさらに飛躍した定住につながる住みよいまちづくりを進めるため、本宮市第1次総合計画をより実効性のある計画とするよう、基本構想を見直した上で、後期基本計画を策定いたしました。

市民の皆さま、地域の皆さま、事業所の皆さまにおかれましては、あらゆる主体が手を携え、「水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや」を実現するよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました本宮市総合計画審議会の皆さまをはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました方々に心から御礼申し上げます。

第1編 序論

第1章 総合計画の策定及び見直し趣旨と役割	2
第1節 計画の策定及び見直し趣旨	2
第2節 計画の役割	3
第2章 総合計画の名称と構成及び期間	4
第1節 計画の名称と構成	4
第2節 計画の期間	5
第3章 本宮市の概況と特性	6
第1節 本宮市の概況	6
第2節 本宮市の特性	16
第4章 本宮市を取り巻く情勢と発展課題	18
第1節 本宮市を取り巻く情勢	18
第2節 本宮市のまちづくりの発展課題	21

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針	24
第1節 めざすべき将来像	24
第2節 まちづくりの基本理念	24
第3節 まちづくりの基本目標	25
第4節 まちづくりの基礎的な指標	26

第2章 基本施策の大綱	27
第1節【人】豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり.....	27
第2節【互】市民と行政の協働による自立したまちづくり.....	27
第3節【愛】共に支えあうやさしいまちづくり.....	28
第4節【豊】活力あるふるさとのまちづくり.....	28
第5節【住】安全・安心な環境のまちづくり.....	29
第3章 重点プロジェクト	30
1 未来につながる「震災・災害からの復興」プロジェクト.....	30
2 定住促進につながる「住みよいまちづくり」プロジェクト.....	31
3 安心につながる「災害に強いまちづくり」プロジェクト.....	31

第3編 後期基本計画

政策・施策体系図.....	34
第1章 後期基本計画策定にあたって（総論）	36
第1節 基本計画の目的.....	36
第2節 後期基本計画の目標年度.....	36
第3節 すべての分野別計画の基礎となる条件.....	36
第2章 分野別計画（各論）	44
基本となる施策の見方.....	44
第1節【人】豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり.....	46
第2節【互】市民と行政の協働による自立したまちづくり.....	61
第3節【愛】共に支えあうやさしいまちづくり.....	67
第4節【豊】活力あるふるさとのまちづくり.....	87
第5節【住】安全・安心な環境のまちづくり.....	99

第3章 重点プロジェクトの推進について	120
第1節 重点プロジェクトの考え方.....	120
第2節 重点プロジェクトと基本施策の大綱の相関図.....	122

資料編

1. 本宮市第1次総合計画策定及び見直しの取組み経過	126
(1) 総合計画策定及び見直しの体制図.....	126
(2) 総合計画審議会の審議経過.....	127
(3) パブリックコメントの実施.....	128
(4) 庁内策定組織による検討経過等.....	129
2. 本宮市総合計画審議会からの答申	130
3. 本宮市総合計画審議会条例	132
4. 本宮市総合計画審議会委員名簿	133

第1編 序論





第1章 総合計画の策定及び見直し趣旨と役割

第1節 計画の策定及び見直し趣旨

平成19年1月1日、本宮町と白沢村が合併し、「本宮市」として新たなスタートを切りました。

本宮市第1次総合計画は、新生「本宮市」の今後のまちづくりと行財政運営の将来を展望し、市勢発展の方向性とその実現に向けた基本方策を明らかにする市の最上位計画として平成20年12月に策定し、それぞれの地域の融和と持続的な発展を図りながら、基本構想に定める将来像「水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや」を目指してまちづくりを進めてきました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本太平洋沖地震による災害（以下「東日本大震災」という。）が発生し、本市の一般家屋、道路、教育施設、上下水道など多くの施設に多くの被害をもたらしました。さらに、東京電力福島原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、広範囲にわたり放射性物質を飛散させ、甚大な環境汚染を引き起こしています。

特に、原子力災害については、市民の健康被害への不安を増大させるとともに、農林業・観光産業・商工業が風評被害を受け地域経済が衰退することが懸念されており、かつて経験のない非常事態となっています。また、原子力災害直後から、多くの市民が県外へ避難するなど、人口流出も懸念されており、定住対策は喫緊の課題となっています。

東日本大震災と原子力災害を乗り越え、市民が心から、住んでいてよかった、今後も住み続けたい、そして市外の方も本市に住んでみたい、訪れてみたいと思える、住みよいまちの再生とさらなる飛躍を目指して、市民と市が一丸となりまちづくりを進める必要があります。

平成24年1月には、本宮市震災・原子力災害復興計画を策定し、目指すまちの姿を『安全と安心を大きな夢につなげる「福島へのそのまち」本宮』と掲げ、復興に向けた様々な取り組みを行っています。

当初総合計画の前提としていた条件や市を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、本市の進むべき方向性や目標を定める本宮市の最上位計画として、より実効性のあるものとするため、基本構想の見直しを行った上で、後期基本計画の策定を行うこととしました。

第2節 計画の役割

本計画は、「本宮市」のこれからのまちづくりにおいて、次の役割を果たします。

- ◆本市の進むべき方向性や目標を市民と行政が共有し、協働のまちづくりを進めていくための計画
- ◆自立した自治体として、市政運営の総合的な指針となり、施策の基礎となる計画
- ◆国、県、近隣市町村等に対して本市の姿勢を示し、協力・連携・調整を求めていく際の基本となる計画





第2章 総合計画の名称と構成及び期間

第1節 計画の名称と構成

◆総合計画の構成

この総合計画は、長期的な方針を示す「基本構想」、中期的な計画となる「基本計画」及び短期的かつ具体的な事業計画となる「実施計画」の三層による構成になっています。

①基本構想

長期的な展望に立ち、総合的・計画的な行政経営を行うための「本宮市の将来像」と「まちづくりの基本理念」を示すとともに、将来像を実現するための「基本目標」と「基本施策の大綱」を明らかにします。

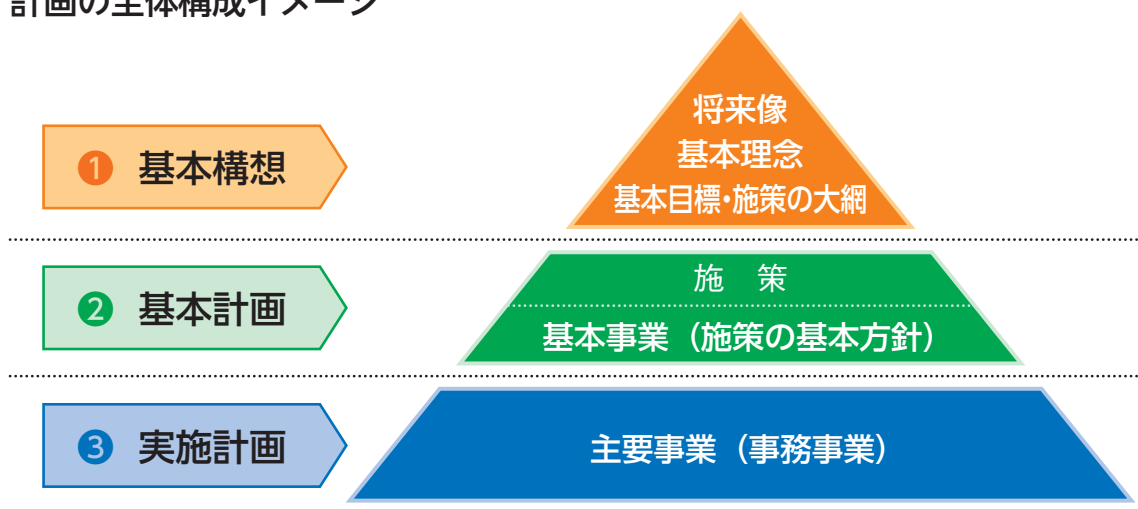
②基本計画

基本構想で定めた「本宮市の将来像」や「まちづくりの基本理念」を実現するため、「基本施策の大綱」に基づき、必要な施策を体系的かつ具体的な事業計画として位置づけます。また、基本計画は、前期と後期に分けて策定し、急速に変化する社会・経済情勢に柔軟に対応できるよう、中間年度で見直しを行います。

③実施計画

基本計画の施策及び基本事業を財政的な裏付けをもって、短期的な計画として具体的な事務事業を掲げます。

計画の全体構成イメージ



第2節 計画の期間

◆ 計画の期間

この総合計画の期間は、平成21年度から平成30年度の10年間とし、「基本構想」、「前期基本計画」、「後期基本計画」及び「実施計画」についての期間は、それぞれ以下のとおりとします。

① 基本構想

平成21年度～平成30年度（10年間）

② 基本計画

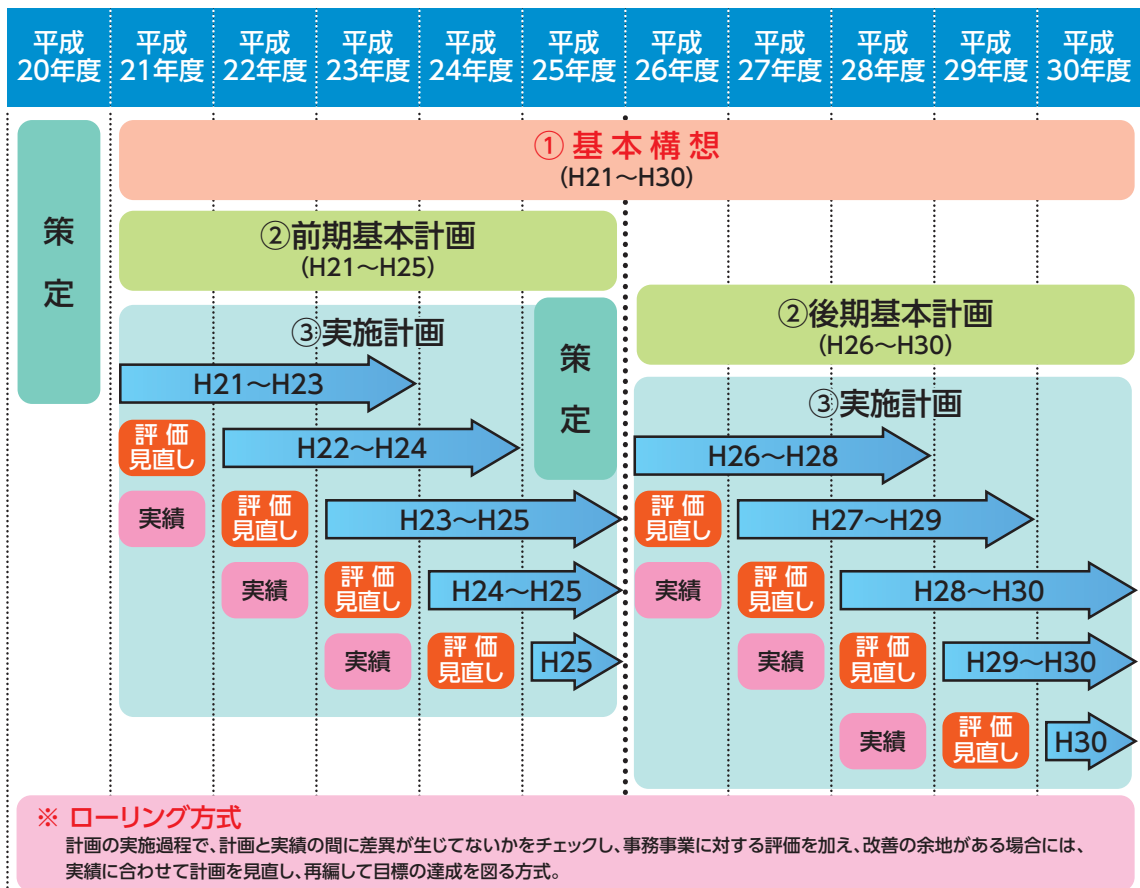
【前期基本計画】平成21年度～平成25年度（5年間）

【後期基本計画】平成26年度～平成30年度（5年間）

③ 実施計画

3か年間の計画を基本（毎年度見直しを行うローリング方式*）

計画の進行イメージ





第3章 本宮市の概況と特性

第1節 本宮市の概況

1. 本宮市のあゆみ

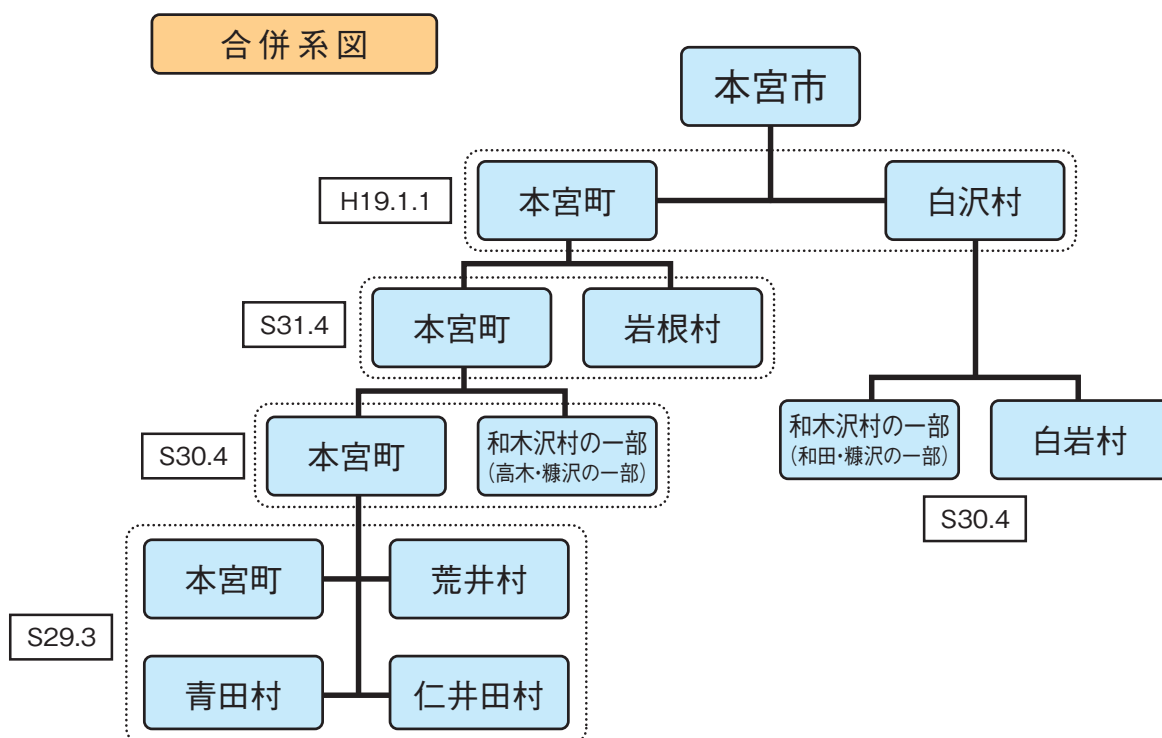
平成19年1月1日、合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）のもと本宮町と白沢村の廃置分合により、県内13番目の市となる「本宮市」が誕生しました。

もとより、それぞれに古い歴史と伝統がある2町村は、安達地方南部の南達地域と呼ばれる地理的關係から生活圏を同じくし、地縁的なつながりも深く、古くから様々な面において盛んに交流が行われています。

本宮町は、古くから奥州街道の宿場町として栄えてきた町です。昭和29年3月本宮町・荒井村・青田村・仁井田村の1町3村が合併し、翌30年4月和木沢村の一部（高木・糠沢の一部）が、さらに昭和31年4月に岩根村が合併しています。以来、南達地域の産業・経済・交通の中心地として発展してきました。

白沢村は、昭和30年4月、和木沢村（高木・糠沢の一部は本宮町に合併）と白岩村の合併により形成され、主に稲作と養蚕・畜産などの複合経営による農業を中心に発展してきました。

新生「本宮市」においても、両町村のこれまで培われてきた歴史や文化を継承し、新たな枠組みの中で融合と調和を図りながら、豊富な地域資源を活用した新しいまちづくりを進めています。



2. 位置と地勢

本宮市は、福島県のほぼ中央に位置し、北は二本松市・大玉村、南と西は郡山市、東は三春町に接しています。

市の中央部には東北地方を代表する名川「阿武隈川」が北流し平地が広がっています。東部は阿武隈山系の堂平山（標高 441m）、岩角山、高松山、岳山などの山並みや丘陵地が広がり、西部には安達太良山から連なる大名倉山（標高 575m）を中心とした山並みを有し、水と緑の豊かな自然に恵まれています。

気候は比較的温暖で、年間の平均気温は 12 ～ 13℃、年間総降雨量は 1,100mm 程度となっています。

市域の広がり、東西 17.82km、南北 8.62km で、面積は 87.94km²です。



3. 人口・世帯数の状況

国勢調査（本宮町・白沢村を合算）における本市の人口は、平成 12 年までは増加を続けていましたが、平成 17 年調査時においては 174 人減少（対比：H12 国勢調査）し、31,367 人となりました。平成 22 年には 31,489 人となりましたが、東日本大震災や原子力災害の影響などもあり、その後は減少傾向が続いています。

年齢3区分別の割合をみると、生産年齢人口は 65 ～ 62% 台とほぼ横ばいで推移していますが、年少人口が減少、老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいる状況にあります。

世帯数は年々増加していますが、一方で平均世帯人員は減少しており、核家族化が進んでいます。

●人口・世帯数の状況

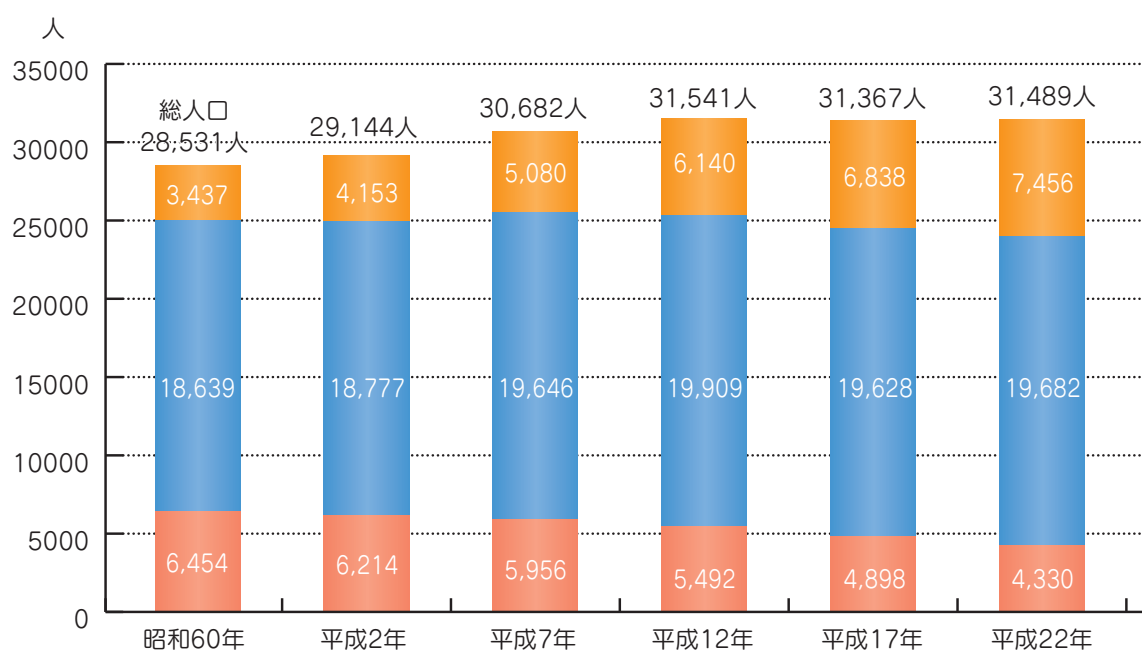
(※国勢調査 単位：人、世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	28,531	29,144	30,682	31,541	31,367	31,489
年少人口 (14歳以下)	6,454 (22.6%)	6,214 (21.3%)	5,956 (19.4%)	5,492 (17.4%)	4,898 (15.6%)	4,330 (13.8%)
生産年齢人口 (15～64歳)	18,639 (65.3%)	18,777 (64.4%)	19,646 (64.0%)	19,909 (63.1%)	19,628 (62.6%)	19,682 (62.5%)
老年人口 (65歳以上)	3,437 (12.1%)	4,153 (14.3%)	5,080 (16.6%)	6,140 (19.5%)	6,838 (21.8%)	7,456 (23.7%)
増減数	—	613	1,538	859	▲174	122
	—	(2.15%)	(5.28%)	(2.80%)	(▲0.55%)	(0.39%)
世帯数	6,834	7,150	8,154	8,675	9,056	9,536
平均世帯人員	4.17	4.08	3.76	3.64	3.46	3.30

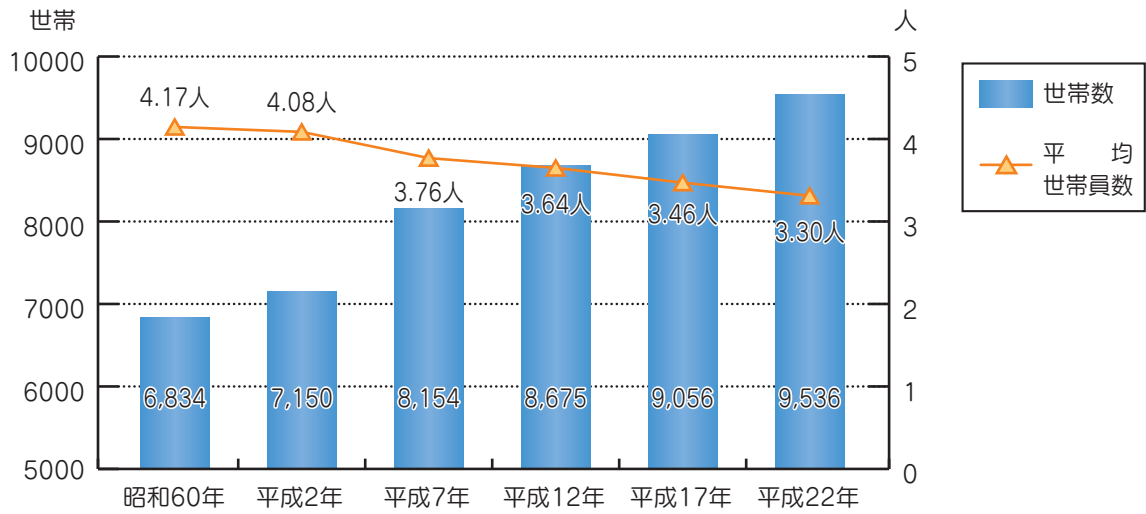
(注) 総人口には、昭和60年に1人、平成17年に3人、平成22年に21人の年齢不詳を含む。

●人口（年齢3区分別）の状況

■ 年少人口(14歳以下) ■ 生産年齢人口(15～64歳) ■ 老年人口(65歳以上)

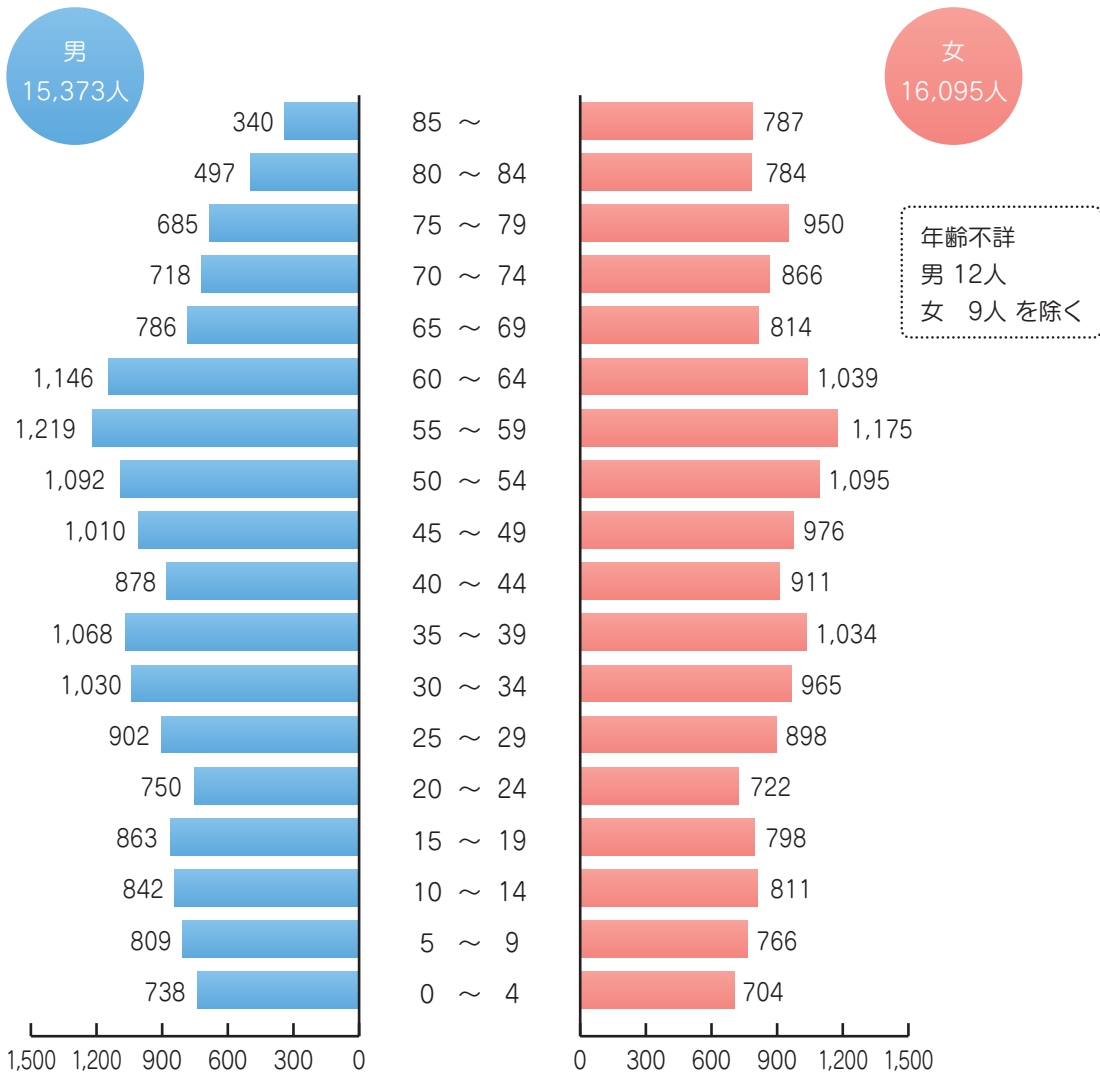


●世帯の状況



【参考】本宮市男女別人口ピラミッド

※平成22年国勢調査 単位:人



4. 産業の状況

(1) 就業人口

本市の就業人口は、人口増加に比例し年々伸びをみせていましたが、平成 22 年国勢調査時においては、人口減少に伴い△ 830 人（対比：H 12 国勢調査）の 15,214 人となり、就業率は 48.3%となっています。

第 1 次産業の就業者数は、過去 20 年間で半数以下に減少し、平成 22 年は 1,052 人（6.9%）となり、農業後継者の育成や農地の保全が課題となっています。

第 2 次産業は、平成 7 年まで増加を続けていましたが、その後は景気低迷等の影響により減少し、平成 22 年は 5,356 人（35.2%）となっています。

第 3 次産業は、右肩あがり伸びており、特に運輸・通信業やサービス業の増加が顕著で、平成 22 年は 8,716 人（57.3%）が従事しています。

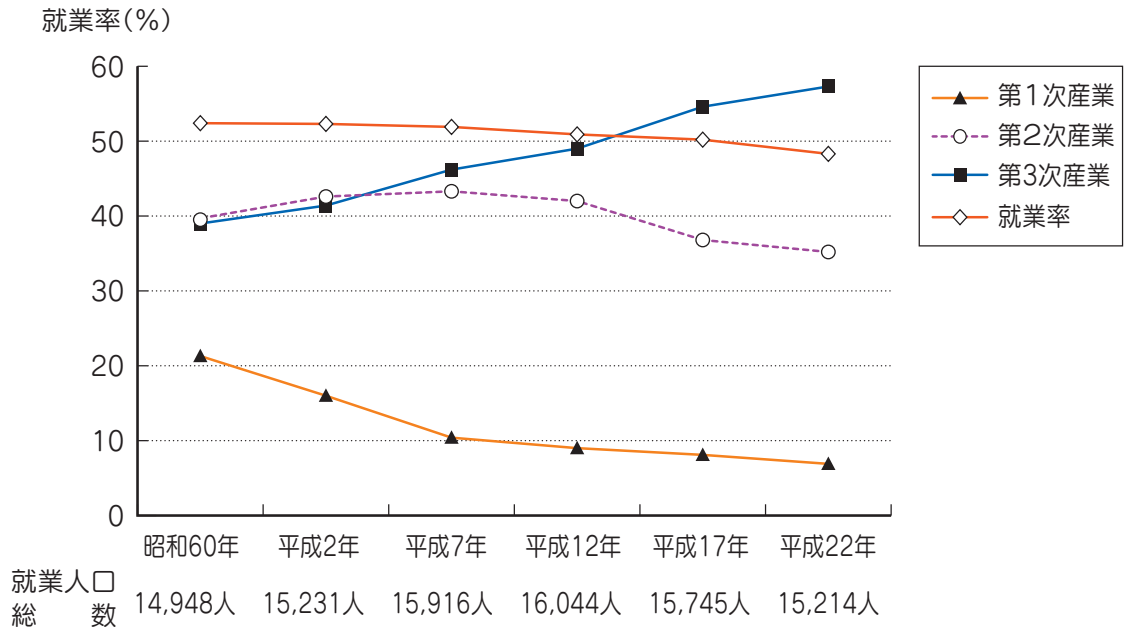
●就業人口の推移

（※国勢調査 単位：人）

分類 \ 年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	28,531	29,144	30,682	31,541	31,367	31,489
就業人口総数	14,948	15,231	15,916	16,044	15,745	15,214
第1次産業	3,185 (21.3%)	2,432 (16.0%)	1,650 (10.4%)	1,436 (9.0%)	1,283 (8.1%)	1,052 (6.9%)
農業	3,147	2,396	1,629	1,413	1,273	1,033
林業	33	35	17	19	8	15
漁業	5	1	4	4	2	4
第2次産業	5,929 (39.7%)	6,493 (42.6%)	6,899 (43.3%)	6,746 (42.0%)	5,797 (36.8%)	5,356 (35.2%)
鉱業	19	14	10	9	5	5
建設業	1,265	1,477	1,738	1,830	1,640	1,454
製造業	4,645	5,002	5,151	4,907	4,152	3,897
第3次産業	5,827 (39.0%)	6,301 (41.4%)	7,358 (46.2%)	7,858 (49.0%)	8,599 (54.6%)	8,716 (57.3%)
電気・ガス・水道業	29	38	43	66	37	42
運輸・通信業	712	761	889	1,050	1,214	1,390
卸売・小売・飲食業	2,491	2,595	2,947	3,001	3,134	3,175
金融・保険業	230	245	250	261	245	234
不動産業	19	40	54	70	69	135
サービス業	1,961	2,207	2,753	2,953	3,499	3,353
公務員	385	415	422	457	401	387
就業率	52.4%	52.3%	51.9%	50.9%	50.2%	48.3%

（注）就業人口総数には、昭和 60 年に 7 人、平成 2 年に 5 人、平成 7 年に 9 人、平成 12 年に 4 人、平成 17 年に 66 人、平成 22 年に 90 人の分類不能を含む。

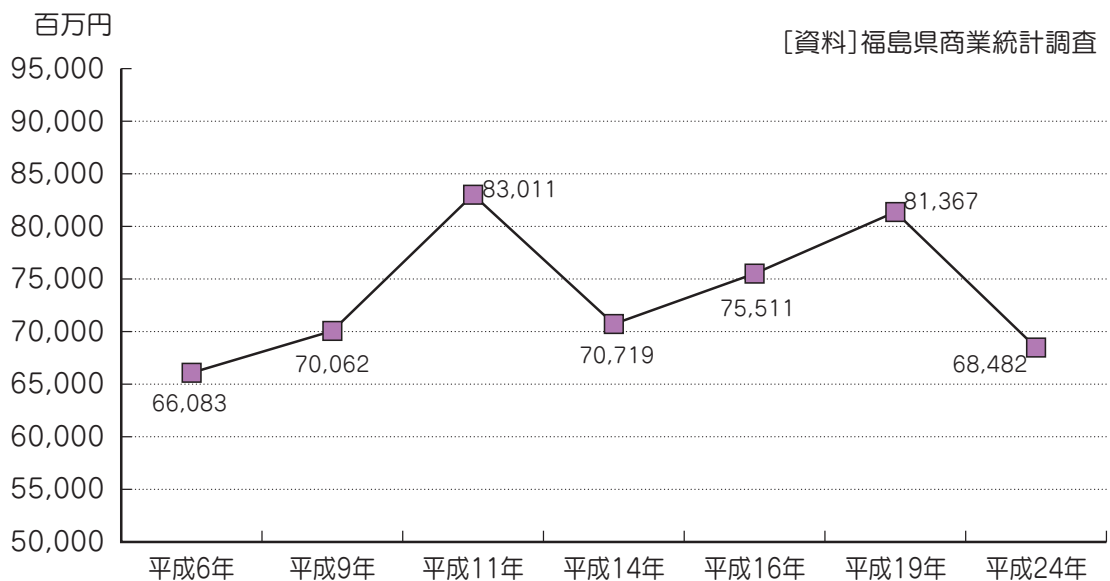
●就業人数の推移



(2) 商業の概況

本市の商品販売額は、平成11年の830億1,100万円をピークに減少しています。これは、長期化した景気低迷の影響による個人消費の落ち込みが主な要因と考えられます。その後、平成14年以降、郊外への大型店の出店などを背景に増加し、平成19年の商品販売額は813億6,700万円となりましたが、震災の影響等もあり、再び減少に転じています。

●本市の商品販売額の推移



[資料]福島県商業統計調査

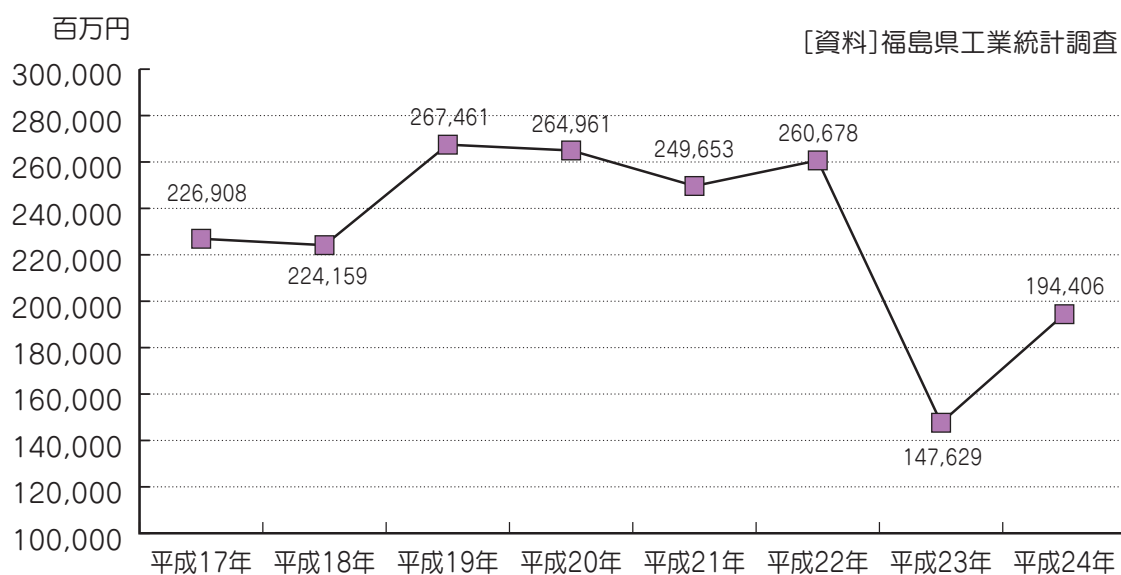
(注) 調査区分 本調査：平成6年、平成9年、平成14年、平成19年
簡易調査：平成11年、平成16年

※平成24年については、経済センサス調査を使用

(3) 工業の概況

本市の製造品出荷額は、平成13年に3,482億円を上回りましたが、その後減少を続け、平成22年は2,606億7,800万円となっています。さらに平成23年には震災等の影響により1,476億2,900万円まで落ち込みましたが、平成24年は1,944億600万円まで回復しています。

●本市の製造品出荷額等の推移



(5) 市内総生産

本市の市内総生産^{*}は、平成13年度まで増加を続けていましたが、平成14年度以降減少に転じ、平成22年は1,849億6,300万円となっています。産業別では、近年、第1次・第2次産業が年々減少傾向にあるのに対し、第3次産業は増加傾向にあります。

●市内総生産の推移

(単位：百万円)

区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	帰属利子等 (控 除)	市内総生産
平成11年度	1,962	170,087	52,948	592	224,406
平成12年度	1,773	218,886	57,040	700	276,999
平成13年度	1,794	222,359	59,763	1,092	282,825
平成14年度	1,553	195,543	59,720	980	255,835
平成15年度	1,584	194,683	59,952	808	255,412
平成16年度	1,579	138,723	60,939	935	200,306
平成17年度	1,564	123,541	62,589	878	186,817
平成18年度	1,840	120,412	61,218	910	184,380
平成19年度	1,764	120,879	62,326	746	185,715
平成20年度	1,809	110,130	61,198	809	173,946
平成21年度	1,798	127,678	61,129	790	191,395
平成22年度	1,764	119,810	62,537	853	184,963

[資料] 平成22年度福島県市町村民所得推計

^{*}市内総生産：市内で活動する経済主体が一年間の生産活動によって生み出した新たな価値を貨幣価値で評価したもので、産出額（出荷額・売上高など）から中間投入額（原材料・光熱費など）を控除したものです。

5. 土地利用と交通の状況

(1) 土地利用の状況

本市の土地利用の状況は、総面積 87.94 km²のうち、農用地（23.56km² [26.79%]）と森林（27.02km² [30.73%]）で全体の6割を占めています。

宅地として利用されている面積は、8.59km² [9.77%] ですが、農地転用などにより年々増加傾向にあり、逆に農用地の面積は減少しています。

市街地は、本市の中央を北流する阿武隈川の両側に広がる平地を中心に形成されており、その周辺を農地と山林が取り囲む形になっています。

また、東北自動車道本宮インターチェンジ周辺や市の北部、さらに東部の丘陵地帯に工業団地が点在し、その面積は全体で約 1.3km²となっています。

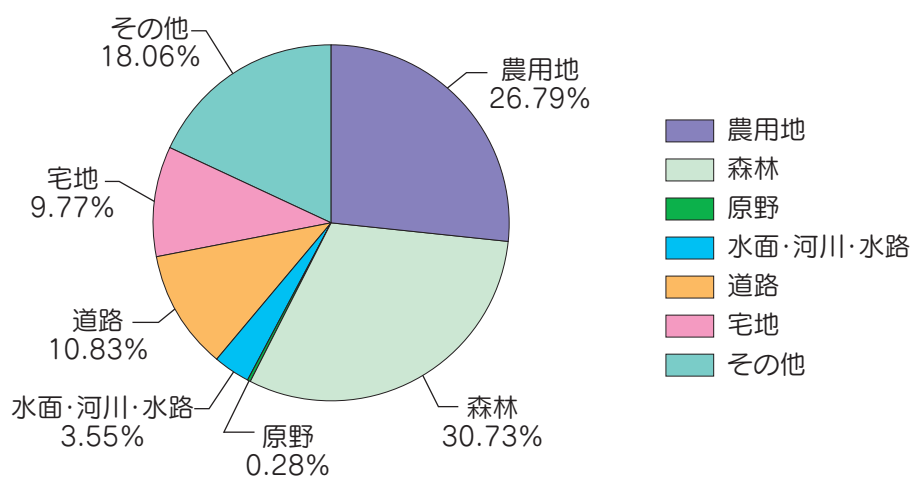
●地目別面積の推移

上段：面積（単位：km²） 下段：構成比

年次	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	計
平成12年	23.83	28.45	0.25	3.15	9.21	7.95	15.10	87.94
	27.10%	32.35%	0.28%	3.58%	10.47%	9.04%	17.17%	100.00%
平成17年	23.92	27.39	0.25	3.13	9.41	8.28	15.56	87.94
	27.20%	31.15%	0.28%	3.56%	10.70%	9.42%	17.69%	100.00%
平成22年	23.56	27.02	0.25	3.12	9.52	8.59	15.88	87.94
	26.79%	30.73%	0.28%	3.55%	10.83%	9.77%	18.06%	100.00%

(注) 本宮市国土利用計画の土地利用区分より
平成12年及17年は、本宮町と白沢村の合計面積を記載。

平成22年 土地利用の状況（本市の地目別割合）



(2) 交通の状況

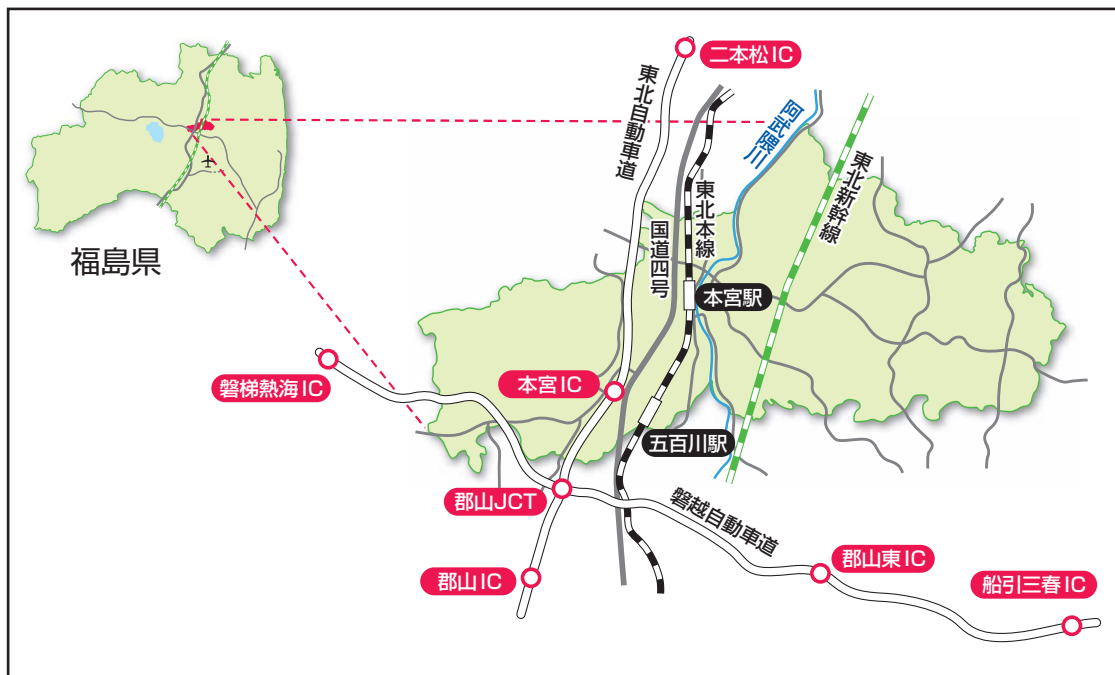
東北自動車道と国道4号が南北に走り、東北自動車道と磐越自動車道が交差する郡山ジャンクションが近接しています。また、本市の周囲には本宮インターチェンジのほか5つのインターチェンジがあり、恵まれた立地条件にあります。本宮インターチェンジから東京まで約250km、仙台市まで約110km、新潟市まで約150km、いわき市まで約100kmの距離にあるほか、福島空港へ約40kmの距離にあり、人や物、文化・情報等の交流の要衝となっています。

市内の道路網は、東北自動車道と磐越自動車道、国道4号のほか、県道14路線、市道3,197路線（実延長903km）の道路ネットワークを構築しています。

（注）道路の路線数・実延長は、平成25年4月1日現在。

鉄道は、市のほぼ中央部をJR東北本線が南北に走っています。本宮駅と五百川駅があり、福島方面や郡山方面への通勤・通学や新幹線へのアクセス手段として利用されています。

公共交通システムについては、路線バスが二本松市岳方面、郡山市磐梯熱海方面、長屋方面の3系統と、市内巡回バス、ダイヤモンドタクシー（イクタンタクシー）の3形態5路線があり、利用者は年々増加しています。



第2節 本宮市の特性

(1) 福島県の中央部に位置し、高速交通網が結節する交通の要衝のまち

市は、福島県の中央部に位置し、江戸時代に奥州街道の宿場町として栄えた歴史を持つ、古くからの交通の要衝地です。現在も、東北自動車道と磐越自動車道とが交差する郡山ジャンクションが本市と接する位置にあるとともに、同ジャンクションから最も近距離にある東北自動車道本宮インターチェンジを有し、また、5つのインターチェンジに近接するなど、東北地方と東京圏、太平洋沿岸と日本海沿岸とを結ぶ交通の要衝にあり、「福島へのそのまち」として、今後もさらなる発展が期待されています。

(2) 阿武隈川水系のうるおい豊かな水辺空間と輝く緑につつまれた、素晴らしい自然環境・景観を誇るまち

本市は、東北地方を代表する名川「阿武隈川」の流域に広がるまちであり、中央部を北流する阿武隈川をはじめ、その支流である五百川、安達太良川、白岩川、仲川などの多くの河川が流れるほか、数多くの水路やため池を有し、うるおい豊かな水辺空間に恵まれています。

また、東部には阿武隈山系の堂平山、岩角山、高松山、岳山などの美しい山並みや丘陵地、農地が広がるほか、西部には安達太良山から連なる大名倉山を中心とした緑輝く山並みを有し、本市はまさに、水と緑の素晴らしい自然環境・景観がそのまま残るまちといえます。

(3) 伝統的な農業と立地条件等を活かした商工業を基幹とする、県央の産業・経済拠点のまち

本市では、阿武隈川流域の農耕に適した平坦で肥沃な土地条件等を生かし、稲作を中心に野菜生産、畜産等が行われ、農業が基幹産業の一つとなっています。

また、高速交通網が結節する交通の要衝としての優れた立地条件等から、製造業、流通業等の数多くの企業が立地し、工業のまちとしての特性を有するとともに、多くの物資の集散地として賑わった歴史を持つ、古くからの商業のまちでもあります。

(4) 優れた利便性と豊かな自然環境を兼ね備えた魅力ある居住空間として、人口増加が期待できるまち

本市は、古くから県央の産業・経済・交通の中心地として発展してきましたが、道路・交通条件の一層の改善や企業の誘致、郡山都市圏の拡大、豊かな自然環境や暮らしの「ゆとり」を求めるニーズの増大、住宅団地の開発などを背景に、平成17年国勢調査時から平成22年にかけて人口が増加しました。

その後、東日本大震災及び原子力災害の影響により、人口減少傾向に転じましたが、今後は、安全安心で快適な住環境の再生、民間活力の誘導等による人口の増加が期待されています。

(5) 心あたたかく人情味豊かな人々が住み、様々な市民活動が活発に展開されているまち

多くの人や物が行き来する宿場町として、また豊かな自然や歴史文化にまつまれたまちとして発展を続けてきた中で、古くから育まれ受け継がれてきた、訪れる人を歓迎し受け入れるあたたかさや人情味の豊かさ、郷土を愛する心は、本市の誇れる一面です。

また、地域においては多様な市民団体やボランティア団体等が組織され、様々な市民活動が活発に展開されています。





第4章 本宮市を取り巻く情勢と発展課題

第1節 本宮市を取り巻く情勢

(1) 人口減少・少子高齢社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所が平成22年国勢調査の結果をもとに行った将来人口推計によると、日本の総人口は平成22年の1億2,806万人から、平成72年には8,674万人になり、50年の間に4,132万人の減少が見込まれています。

このうち、0～14歳の年少人口割合は当初の13.1%から9.1%、15～65歳の生産年齢人口は63.8%から50.9%へと減少し、これに対して、65歳以上の高齢者人口の割合は23.0%から39.9%へと増加すると見込まれています。

また、推計の前提となる合計特殊出生率は、平成22年の1.39から途中平成36年に最低値1.33を経て、長期的には1.35に収束するとみられています。

このように人口が減少し、少子高齢現象による人口構造が急激に変化すると、地域の活力低下や社会保障費の増大、産業構造などに大きな影響を及ぼすと考えられます。

そのため、雇用の確保や子育て支援、住宅政策などの定住対策を早急に実施することが求められています。

(2) 地方分権の進展

地方分権とは、国や県が行っていた行政の権限をできるだけ住民に身近な市町村に移し、地域の実情と特性に応じた行政が展開できるよう、旧来の中央集権型から地方主体の行政システムへ転換を図ることです。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、多くの分野で地方分権が進められています。

こうした地方分権の進展の中で、自己責任・自己決定の原則のもと、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を定め、市民との協働と財政基盤の強化を図りながら、地域のニーズに対応した施策を展開する自治体経営能力が求められています。

(3) 安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災、原子力災害さらには局地的豪雨による災害等を経験したことに加え、今後も、地球温暖化の影響による自然災害の発生、首都直下、南海トラフ連動型地震等の発生などが懸念されており、また、全国的に子どもや高齢者を狙った犯罪が多発している現状から、市民の安全・安心に対する意識がこれまで以上に高まっています。

このような社会的不安に対応するため、「自分たちの地区は、自分たちで守る」を基本に、行政と市民が連携しそれぞれの役割分担の中で、防災・防犯意識の高揚を図り、「自助」「共助」「公助」による安全・安心な地域づくりを進めることが求められています。

(4) 循環型社会の形成

地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨や海洋の汚染など、地球規模での環境問題が深刻化し、国内でも河川の水質汚濁やダイオキシン・環境ホルモン問題などが指摘され、環境保全に対する意識が高まっています。

また、平成23年3月に発生した原子力災害は福島県内の住環境に大きな影響を与え、放射能の健康への不安や風評被害などの課題を残しており、多くの人々が避難生活を強いられています。

このような状況を背景に、豊かな自然環境や景観の保全をはじめ、安全・安心で省資源・省エネルギー・リサイクルの促進など、環境への負荷の少ない持続可能な循環型の社会づくりに一層の取り組みが求められています。

(5) 産業構造・雇用環境の変化への対応

国内における産業構造の環境は、経済情勢や雇用形態の変化、就業人口の減少により第1次・第2次産業が減少し第3次産業が成長するなど、大きく変化しています。

地方においては、農産物の価格下落や後継者不足、産業の国際化や競争の激化、製造部門の海外流出などにより地域の産業基盤が弱体化し、地域間の経済格差が生じています。

また、景気は回復基調にあるといわれているものの、終身雇用制や年功序列型の雇用形態が見直され、パートやアルバイトなどの非正規労働者や低所得者層が増加し格差社会の広がりが見られます。

このような状況の中、基幹産業である農業・商業・工業それぞれの基盤を強化し一体的な振興を図るとともに、企業誘致や新たな雇用創出による地域経済の活性化が求められています。

(6) 社会のグローバル化と高度情報化の進展

あらゆる分野でグローバル化（世界的展開）が進み、私たちの生活の中でも、世界が身近に感じられるようになりました。

経済面においては国際分業が深化し、人・物・資本・情報の流通拡大により、国際間競争が激化しています。

また、諸外国との交流は、地域間・市民レベルの交流へと進展し、国際化への対応が求められています。

情報通信の分野においては、インターネット（世界規模の通信ネットワーク）や携帯電話が急速に普及し、情報ネットワーク社会が拡大しており、様々な分野で新たな可能性を生み出しています。しかし一方では、情報通信基盤の地域格差が生じており、電子自治体の確立による地域情報化の一層の推進が求められています。

このような社会のグローバル化と高度情報化の流れは、地域社会や市民生活に大きな影響を及ぼすことから、これらに対応したまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

(7) 協働のまちづくりの時代へ

まちづくりの主役は住民であり、住民が意欲と責任を持ってまちづくりに積極的に参画し、住民主導・地域主導のもと、特色ある地域づくりや課題解決に取り組む「協働のまちづくり」が、地方分権の進展とともに活発化しています。

社会の成熟化に伴い、住民ニーズが高度化・多様化してきている中であって、住民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、夢と課題を共有し、お互いに協働して目的を達成していこうとするものであり、ボランティアやNPO（民間非営利組織）の活動に代表されるように、全国各地で様々な取り組みが行われています。

今後はさらに、市民参画の機会を拡充していくとともに、市民や地域における主体的活動を支援し、「協働のまちづくり」の推進に向けた取り組みが必要となっています。



第2節 本宮市のまちづくりの発展課題

本市の現状や特性、踏まえるべき時代潮流を勘案し、今後、本市のまちづくりにおいてさらに発展していくための課題を、以下のとおり設定します。

発展課題 1

次代を担う人材の育成と歴史文化資源の継承保存・活用

本市の将来を担う心豊かで創造性あふれる人材の育成を図るため、教育環境を充実させるとともに、生涯にわたる自己実現の場や機会の拡充を推進する必要があります。

また、まちの魅力を広げる重要な要素となる文化性の向上を図るため、ふるさとの貴重な歴史や文化資源の継承・保存・活用、スポーツの振興等を推進していく必要があります。

発展課題 2

協働のまちづくり、自立したまちづくりの推進

地方分権が進展する中、地域の実情に応じた個性豊かな地域づくりが一層進められるよう、市民や各種団体、事業者等と行政との協働を強化していくとともに、地域コミュニティの育成・支援や意見反映に努め、市民の参画と協働のまちづくり、地域の良さを一層のばすまちづくりを進めていく必要があります。

また、地方自治体が「自己責任」、「自己決定」による地域間競争の時代を迎えた今日、行政を「経営」という視点で捉え、一層の行政改革の推進と財政健全化による自立したまちづくりを進めていく必要があります。

発展課題 3

少子高齢化への対応と福祉のまちづくりの推進

少子高齢社会に対応し、心あたたかく人情味豊かな市民性や、これまで整備してきた健康福祉環境を生かし、保健・医療体制の一層の充実や地域における市民参画の福祉体制づくりをはじめ、安心して子どもを生き育てられる子育て環境づくり、高齢者・障がい者の介護、自立支援環境づくりを進め、すべての市民が住み慣れた地域で助け合い支え合いながら共にいきいきと暮らしていくことができる、やさしいまちづくりを進めていく必要があります。

発展課題 4

農業・商業・工業が調和した活力ある産業のまちづくり

原子力災害による風評被害を乗り越え、安達地方南部の産業・経済の中心地・高速交通網が結節する交通の要衝としての本市の特性・地域資源を最大限に活用し、社会環境の変化に対応した施策を展開しながら、農業・商業・工業の振興を柱に、農産物の地産地消や雇用の場の創出、新たな観光資源の開発等を進め、活力のある産業のまちづくりを進めていく必要があります。

発展課題 5

美しく、安全・安心な環境と質の高い生活基盤づくり

市民の安全・安心、環境保全意識の高まりをはじめ、今後発生が懸念される大規模災害等の対策、地球環境の保全や循環型社会の形成等の社会的要請に対応し、あらゆる分野で本市が誇る水と緑の素晴らしい自然環境・景観と共生する、放射能の不安もない人にも、地球にもやさしい環境重視のまちづくり、地震や水害等の災害に強い、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、計画的な土地利用のもと、人々が集う市街地環境の創造や利便性のいい道路・交通・情報ネットワークの整備を一体的に推進し、美しく、安全・安心な環境と暮らしが実感でき、新たな定住と交流を生み出す質の高い生活基盤づくりを進めていく必要があります。

第2編

基本構想





第1章 まちづくりの基本方針

第1節 めざすべき将来像

将来像は、本宮市が実現すべき姿を示すものであり、今後のまちづくりの象徴となるものです。

東日本大震災・原子力災害から早期に復興し、『安全と安心を大きな夢につなげる「福島へのそまち」本宮』として再生を目指すとともに、子どもから高齢者まで、住む人も訪れる人も、自然も、産業も、文化も、互いに結び合いながら常に輝いていることを実感できる本宮市をみんなで築いていこうという想いを込めて、将来像を以下のとおり定め計画を進めていきます。

本宮市の将来像

水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや

第2節 まちづくりの基本理念

将来像に基づくまちづくりの基本理念を定め、すべての分野の基本とします。

基本理念1

豊かな自然を守り、市民が生きがいの持てるまちづくりをめざします

東日本大震災・原子力災害を乗り越え、美しく豊かな自然を守りながら、市民が生涯にわたり健康で心豊かな生活をおくれるような環境づくりに努めます。

基本理念2

地域の主体性と歴史を尊重しつつ、市民相互の融和に努めます

地域の伝統行事や祭り、市民活動を大切に引き継ぎ、地域の良さを一層伸ばし、市民相互の融和に努めます。

基本理念3

地域の特性を活かし、発展するまちをめざします

放射能除染を実施するとともに、原子力災害を原因とする風評被害を払しょくしながら、自然環境と、農業・商業・工業の地域環境を活かし、調和のとれた発展するまちづくりに努めます。

第3節 まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けて、本宮市震災・原子力災害復興計画や本宮市自主的財政健全化計画などの各計画と連携を図りながら、まちづくりの基本目標（5つの施策の柱）により、計画を推進します。

目標1【人】 豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり

- ◆次世代を担う心豊かで創造性あふれる人材育成を図ります。
- ◆総合的な学習環境づくりを進めます。
- ◆文化の香り高いまちづくりを推進します。

目標2【互】 市民と行政の協働による自立したまちづくり

- ◆市民と行政の協働体制の強化のもと、協働のまちづくりを進めます。
- ◆市民のコミュニティ活動を推進します。
- ◆市民の視点に立った行政活動を進めます。

目標3【愛】 共に支えあうやさしいまちづくり

- ◆子育て支援の環境づくりを進めます。
- ◆放射線リスクの軽減を含めた、保健・予防医療の充実を図ります。
- ◆高齢者や障がい者の介護・自立支援の環境づくりを進めます。
- ◆市民参画に基づく人にやさしい地域福祉体制づくりを進めます。
- ◆男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めます。

目標4【豊】 活力あるふるさとのまちづくり

- ◆基幹産業である農業の振興を図ります。
- ◆産業の中核を担う商工業の振興及び新しい観光資源の開発に努めます。
- ◆若者の地元就職の促進と定住対策を進めます。
- ◆風評被害の払しょくを図ります。

目標5【住】 安全・安心な環境のまちづくり

- ◆放射能除染を進めます。
- ◆持続可能な循環型社会の形成に努めます。
- ◆自然環境の保全と住環境に関する総合的な施策を推進します。
- ◆自然災害に強いまちづくりを強力に推進します。
- ◆他自治体や企業等との連携により、相互応援体制を強化します。
- ◆快適な生活につながる都市基盤づくりを進めます。

第4節 まちづくりの基礎的な指標

1. 人 口

我が国の総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が平成24年1月に公表した将来人口推計によると、平成22年（2010）国勢調査による1億2,806万人から、50年後の平成72年（2060年）には8,674万人にまで減少すると見込まれており、人口減少と少子高齢化がさらに進行していくと予想されています。

本市においても、東日本大震災・原子力災害の影響もあり、前期基本計画において推計していた3万1,058人に対し、平成25年6月1日現在で3万748人と低位で推移しています。活力あるふるさとを維持していくためには、若者をはじめとする定住人口増加対策は重要な課題です。

こうした状況を踏まえ、平成30年における総人口32,000人の目標に向け、今後さらに地域の現状に応じた効果的な施策を展開し、定住人口増加を図っていくこととします。



2. 土地利用

土地は、限りある資源であるとともに、市民生活や産業経済活動等のあらゆる活動の共通の重要な基盤となるものです。

このため、放射能除染を早期に完了し、良好な生活環境を再生・確保するとともに、本市の豊かな自然環境や景観を守りながら、市民、地域・事業者、行政の協働を基本として計画的かつ合理的な土地利用を推進します。また、社会環境の変化を踏まえつつ交通の要衝に位置する優れた地勢を最大限に活かし、市民生活や産業経済活動等の利便性の向上につながる土地利用を推進します。

3. 環 境

放射能除染を早期に完了し、東日本大震災・原子力災害から復興・再生するとともに、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない社会づくりに努め、本市の豊かな自然と美しい景観を次世代に継承します。また、市民が健康で安全・安心かつ快適な生活を営み、それぞれの人生を充実させることができる環境づくりに努めます。



将来像の実現のため、まちづくりの基本目標に応じた施策の体系に沿って、総合的・計画的にまちづくりを進めます。

第1節【人】 豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり

施策	施策の基本方針（基本事業）
1 - 1 子どもの生きる力を育む教育の推進	1 幼児教育の充実 2 豊かな心を育む学校教育の推進 3 確かな学力を育む学校教育の推進 4 健全な心身を育む学校教育の推進 5 家庭・地域の教育力の向上 6 子どもの安全・安心の確保 7 教育活動・体制の充実 8 教育施設の整備推進
1 - 2 青少年の健全育成の推進	1 青少年健全育成の意識づくり 2 青少年健全育成の環境づくり 3 青少年の社会参加・交流活動の推進 4 青少年活動リーダーの育成
1 - 3 生涯学習の推進	1 学習環境・体制の充実 2 学習内容の充実 3 図書サービスの充実 4 都市間・多文化等交流の推進
1 - 4 生涯スポーツの推進	1 スポーツ振興団体の活動支援 2 指導者の育成と幅広いスポーツ活動の普及促進 3 スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用
1 - 5 文化財の保存と文化芸術活動の推進	1 文化財の保存・伝承・活用 2 多様な文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

第2節【互】 市民と行政の協働による自立したまちづくり

施策	施策の基本方針（基本事業）
2 - 1 市民参画・協働と市民の視点に立った行政活動の推進	1 広報・広聴活動の充実 2 情報公開による情報共有化の推進 3 計画策定・政策形成過程への市民参画の推進 4 主体的なまちづくり活動の支援 5 効果的・効率的な行政の運営
2 - 2 地域コミュニティ活動の推進	1 地域コミュニティ組織の支援・育成 2 地区集会施設の整備支援

第3節【愛】 共に支えあうやさしいまちづくり

施 策	施策の基本方針（基本事業）
3 - 1 子育て支援の充実	1 子育てしやすい環境の整備 2 多様な保育サービスの充実 3 仕事と子育ての両立支援体制の充実
3 - 2 心と体の健康づくりの推進	1 健康づくり増進体制の充実 2 健康管理の促進 3 放射線リスクの軽減 4 国民健康保険制度の適正な運営 5 医療体制の充実と支援
3 - 3 高齢者福祉の充実	1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 2 介護予防と自立支援の推進 3 在宅福祉サービスの充実と支えあう地域づくりへの支援 4 介護サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営
3 - 4 障がい児・障がい者福祉の充実	1 相談支援体制の充実 2 地域社会参加の支援 3 生活支援体制の充実
3 - 5 生活援護制度の適正な運用による自立支援	1 生活相談・自立支援体制の充実 2 生活保護制度の適正な運用 3 国民年金制度の適正な運用と啓発
3 - 6 地域福祉の推進	1 地域福祉を推進する団体等への支援・連携 2 地域福祉ネットワークづくりの支援
3 - 7 人権尊重と男女共同参画 社会の推進	1 人権啓発・相談体制の充実 2 男女共同参画の意識づくり 3 男女共同参画活動の推進体制の充実 4 社会のあらゆる分野への女性の参画が進む社会環境づくり

第4節【豊】 活力あるふるさとのまちづくり

施 策	施策の基本方針（基本事業）
4 - 1 地域の特性を活かした 農林業の振興	1 農業担い手の育成・確保 2 農林産物の風評被害の払しょくと消費・販路拡大 3 遊休農地の解消と生産拡大 4 農林業基盤の整備
4 - 2 にぎわいと魅力あふれる 商業の振興	1 地域に密着した商店・商店街づくりの推進 2 人が集まる事業活動の支援 3 中小企業・事業者の育成と経営基盤安定化の支援
4 - 3 活力ある工業の振興	1 企業立地の推進 2 既存企業及び新規立地企業への支援 3 工業団地の管理・整備
4 - 4 勤労者の雇用対策と 就労環境の充実	1 就労支援対策の推進 2 福利厚生への支援
4 - 5 旅人を癒す観光資源の 活用と物産振興	1 観光資源の整備 2 観光案内・宣伝の充実 3 新しい観光資源の開発と観光事業の支援

第5節【住】 安全・安心な環境のまちづくり

施 策	施策の基本方針（基本事業）
5 - 1 環境保全・美化対策の推進	1 環境保全対策の推進 2 生活環境対策の推進 3 ごみ減量化とリサイクルの推進 4 環境負荷の低減と省エネルギーの推進 5 放射能除染の推進
5 - 2 安全・安心な水環境の形成	1 安全な水道水の安定供給 2 下水道の普及推進 3 合併処理浄化槽の普及促進
5 - 3 快適な住環境の形成	1 生活道路の整備と市道の適正な維持管理の推進 2 安全で快適な住宅づくりの推進 3 市営住宅の適正な管理 4 公園整備・緑化の推進
5 - 4 消防・防災体制の充実	1 消防力の強化と火災予防対策の推進 2 災害対策の推進 3 自治体間等連携の推進
5 - 5 防犯・消費者保護対策の推進	1 防犯体制の充実 2 安全な消費生活の充実
5 - 6 交通安全対策の推進	1 交通安全体制と運動の充実 2 交通安全施設の整備
5 - 7 計画的な土地利用の推進	1 土地利用の方針の明確化 2 土地利用の方針に即した土地利用の推進
5 - 8 都市基盤の形成	1 都市計画道路・幹線市道の整備 2 治山・治水対策の推進 3 中心市街地の整備 4 公共交通体系の整備



第3章 重点プロジェクト

～重点的に取り組むべき課題への対応～

東日本大震災・原子力災害から復興するとともに、将来像「水と緑と心が結びあう 未来に輝くまち もとみや」を実現し、将来にわたり活気あふれるまちであり続けるため、第2章の基本施策に基づく取組みのうち、特に重点的に取り組むべき課題への対応を「重点プロジェクト」として位置づけ、次の3つの視点をもって重点的・横断的にまちづくりを推進していくこととします。

1 未来につながる「震災・災害からの復興」プロジェクト

本宮市震災・原子力災害復興計画や本宮市除染実施計画に基づき、放射能除染を含む健康リスクの低減、農林・商工観光業における風評被害の払しょく、子どもの体力向上などをはじめ、「震災・災害からの復興」の取組みを最優先に進めます。



ネットワークとフットワークの施策・事業展開

社会情勢は日々変化しています。こうした状況に対応するため、重点プロジェクトを推進するにあたっては、市民との情報共有と組織の横断的なネットワークにより敏感に社会のニーズを捉え、必要性や優先度を総合的に判断しながら、フットワークよく効果的な施策・事業を展開します。

2 定住促進につながる「住みよいまちづくり」プロジェクト

持続的な定住促進を図るため、「福島へのそのまちもとみや」としての地の利を活かしながら、企業誘致による雇用の創出や本宮駅東西自由通路・西口広場及び五百川駅を含めた駅周辺環境整備などをはじめ、子育て支援、教育、生涯学習、健康、福祉、産業、住環境、自然環境、消防、防犯、交通などあらゆる分野で総合的・効果的な施策・事業を展開し、子どもから高齢者まで、住んでよかった、住んでみたいと思える夢と希望と活気に満ちた「住みよいまちづくり」を進めます。



3 安心につながる「災害に強いまちづくり」プロジェクト

これまでの災害の経験を踏まえ、教育施設等の耐震化、阿武隈川築堤、雨水対策、橋梁の長寿命化等の事業を推進するとともに、本宮市地域防災計画に基づき、災害時相互応援協定や防災教育、訓練等を通して防災・減災体制の強化を図るなど、安全で安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を進めます。





第1編
序
論

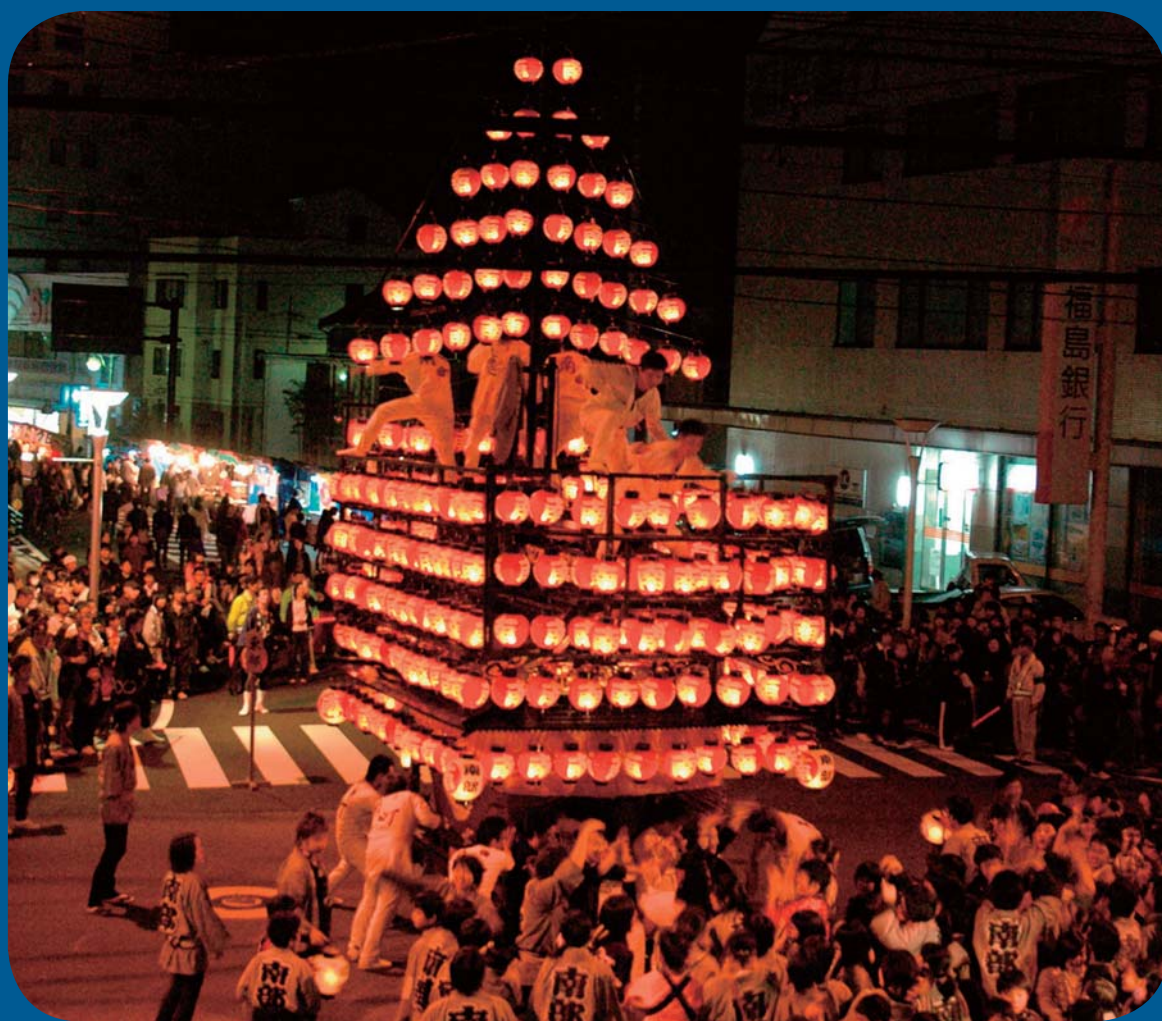
第2編
基本構想

第3編
基本計画

資料編

第3編

後期基本計画



本宮市第1次総合計画

基本理念

1. 豊かな自然を守り、市民が生きがいの持てるまちをめざします
2. 地域の主体性と歴史を尊重しつつ、市民相互の融和に努めます
3. 地域の特性を活かし、発展するまちをめざします

基礎となる条件

I 地方自治の確立

- 1 市民自治と協働の推進
- 2 安定した自治体経営の推進

II 人口、土地利用、環境保全

- 1 人口の見通し
- 2 土地利用の方針
- 3 環境保全の方針

【基本目標】

目標1【人】

1. 豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり

【基本施策】

【施策の基本方針（基本事業）】

1-1 子どもの生きる力を育む教育の推進

- 1 幼児教育の充実
- 2 豊かな心を育む学校教育の推進
- 3 確かな学力を育む学校教育の推進
- 4 健全な心身を育む学校教育の推進
- 5 家庭・地域の教育力の向上
- 6 子どもの安全・安心の確保
- 7 教育活動・体制の充実
- 8 教育施設の整備推進

1-2 青少年の健全育成の推進

- 1 青少年健全育成の意識づくり
- 2 青少年健全育成の環境づくり
- 3 青少年の社会参加・交流活動の推進
- 4 青少年活動リーダーの育成

1-3 生涯学習の推進

- 1 学習環境・体制の充実
- 2 学習内容の充実
- 3 図書サービスの充実
- 4 都市間・多文化等交流の推進

1-4 生涯スポーツの推進

- 1 スポーツ振興団体の活動支援
- 2 指導者の育成と幅広いスポーツ活動の普及促進
- 3 スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用

1-5 文化財の保存と文化芸術活動の推進

- 1 文化財の保存・伝承・活用
- 2 多様な文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

目標2【互】

2. 市民と行政の協働による自立したまちづくり

2-1 市民参画・協働と市民の視点に立った行政活動の推進

- 1 広報・広聴活動の充実
- 2 情報公開による情報共有の推進
- 3 計画策定・政策形成過程への市民参画の推進
- 4 主体的なまちづくり活動の支援
- 5 効果的・効率的な行政の運営

2-2 地域コミュニティ活動の推進

- 1 地域コミュニティ組織の支援・育成
- 2 地区集会施設の整備支援

政策・施策体系図

将来像
水と緑と心が結びあう
未来に輝くまち もとみや

重点プロジェクト

重点的に
取り組むべき
課題への対応

- 1 未来につながる「震災・災害からの復興」プロジェクト
- 2 定住促進につながる「住みよいまちづくり」プロジェクト
- 3 安心につながる「災害に強いまちづくり」プロジェクト

目標3【愛】

3. 共に支えあうやさしいまちづくり

3-1

子育て支援の充実

- 1 子育てしやすい環境の整備
- 2 多様な保育サービスの充実
- 3 仕事と子育ての両立支援体制の充実

3-2

心と体の健康づくりの推進

- 1 健康づくり増進体制の充実
- 2 健康管理の促進
- 3 放射線リスクの軽減
- 4 国民健康保険制度の適正な運営
- 5 医療体制の充実と支援

3-3

高齢者福祉の充実

- 1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- 2 介護予防と自立支援の推進
- 3 在宅福祉サービスの充実と支えあう地域づくりへの支援
- 4 介護保険サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営

3-4

障がい児・障がい者福祉の充実

- 1 相談支援体制の充実
- 2 地域社会参加の支援
- 3 生活支援体制の充実

3-5

生活保護制度の適正な運用による自立支援

- 1 生活相談・自立支援体制の充実
- 2 生活保護制度の適正な運用
- 3 国民年金制度の適正な運用と啓発

3-6

地域福祉の推進

- 1 地域福祉を推進する団体等への支援・連携
- 2 地域福祉ネットワークづくりの支援

3-7

人権尊重と男女共同参画社会の推進

- 1 人権啓発・相談体制の充実
- 2 男女共同参画の意識づくり
- 3 男女共同参画活動の推進体制の充実
- 4 社会のあらゆる分野への女性の参画が進む社会環境づくり

目標4【豊】

4. 活力あるふるさとのまちづくり

4-1

地域の特性を活かした農林業の振興

- 1 農業担い手の育成・確保
- 2 農林産物の風評被害の払しょくと消費・販路拡大
- 3 遊林農地の解消と生産拡大
- 4 農林業基盤の整備

4-2

にぎわいと魅力あふれる商業の振興

- 1 地域に密着した商店・商店街づくりの推進
- 2 人が集まる事業活動の支援
- 3 中小企業・事業者の育成と経営基盤安定化の支援

4-3

活力ある工業の振興

- 1 企業立地の推進
- 2 既存企業及び新規立地企業への支援
- 3 工業団地の管理・整備

4-4

勤労者の雇用対策と就労環境の充実

- 1 就労支援対策の推進
- 2 福利厚生への支援

4-5

旅人を惹きつける観光資源の活用と物産振興

- 1 観光資源の整備
- 2 観光案内・宣伝の充実
- 3 新しい観光資源の開発と観光事業の支援

目標5【住】

5. 安全・安心な環境のまちづくり

5-1

環境保全・美化対策の推進

- 1 環境保全対策の推進
- 2 生活環境対策の推進
- 3 ごみ減量化とリサイクルの推進
- 4 環境負荷の低減と省エネルギーの推進
- 5 放射能除染の推進

5-2

安全・安心な水環境の形成

- 1 安全な水道水の安定供給
- 2 下水道の普及推進
- 3 合併処理浄化槽の普及促進

5-3

快適な住環境の形成

- 1 生活道路の整備と市道の適正な維持管理の推進
- 2 安全で快適な住宅づくりの推進
- 3 市営住宅の適正な管理
- 4 公園整備・緑化の推進

5-4

消防・防災体制の充実

- 1 消防力の強化と火災予防対策の推進
- 2 災害対策の推進
- 3 自治体間等連携の推進

5-5

防犯・消費者保護対策の推進

- 1 防犯体制の充実
- 2 安全な消費生活の充実

5-6

交通安全対策の推進

- 1 交通安全体制と運動の充実
- 2 交通安全施設の整備

5-7

計画的な土地利用の推進

- 1 土地利用の方針の明確化
- 2 土地利用の方針に即した土地利用の推進

5-8

都市基盤の形成

- 1 都市計画道路・幹線市道の整備
- 2 治山・治水対策の推進
- 3 中心市街地の整備
- 4 公共交通体系の整備



第1章 後期基本計画策定にあたって（総論）

第1節 基本計画の目的

基本構想で定めた本宮市の将来像「水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや」を実現するため、「豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり」、「市民と行政の協働^{※1}による自立したまちづくり」、「共に支えあうやさしいまちづくり」、「活力あるふるさとのまちづくり」、「安全・安心な環境のまちづくり」の5つの基本目標に対する施策と施策の基本方針で構成される「第2章 基本施策の大綱」に基づき、各分野で取り組む具体的内容を明らかにすることを目的とします。また、「第3章 重点プロジェクト」については、重点的に取り組むべき課題への対応として、「未来につながる震災・災害からの復興」、「定住促進につながる住みよいまちづくり」、「安心につながる災害に強いまちづくり」の3つの視点をもって重点的かつ横断的に推進していくこととします。

第2節 後期基本計画の目標年度

後期基本計画の目標年度は、平成30年度（2018年度）とします。

第3節 すべての分野別計画の基礎となる条件

1 地方自治の確立

地方分権が着実に進められ、事務や権限の移譲から税財源の移譲へと移行し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治本来の姿に向かって改革が進められています。

そのような中、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害は、私たちを取り巻く状況を一変させ、様々な課題を残しています。

今後、これら多くの課題へ対応するためには、これまで以上に市民、地域、事業者、行政などあらゆる主体が協働により手を携え、市の将来像の実現に向けまちづくりを進めていく必要があります。

また、行政組織においては、厳しい財政状況や地域経済状況を背景に、横断的で効率的な行財政システムにより市民サービスの向上を図りながら、安定した行財政運営を行っていく必要があります。

(1) 市民自治と協働の推進

- 市民の主体的なまちづくりを推進するとともに、事業や施策の実施にあたっては、市民と行政がそれぞれの役割を担う協働^{※1}を推進します。
- 市民一人ひとりが担い手として地域にかかわり、地域の発展と自立を図ることを目指します。

※1 協働…同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

(2) 安定した自治体経営の推進

- 地域経済活性化や公平公正な課税・収納事務による税収の確保や国庫補助金等の積極的活用による財源の確保に努めるとともに、限られた財源を、効果的・効率的に配分しながら、経営視点に立った行政活動を推進します。
- 平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）による4指標を適正に管理し、本宮市自主的財政健全化計画を順守しながら、効率的で持続可能な財政運営を推進します。

《財政フレーム》

本宮市自主的財政健全化計画（計画期間：平成19年度～32年度）のうち、平成26年度から30年度までの5年間の計画を前期基本計画の財政フレームとします。なお、本宮市自主的財政健全化計画は、3年ごとに見直しを行います。

（単位：百万円）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計	
歳入フレーム	地方税	3,790	3,935	3,932	3,928	4,075	19,660
	地方譲与税	182	182	182	182	182	909
	各種交付金	568	611	767	767	767	3,480
	地方交付税	3,784	3,018	2,769	2,565	2,305	14,441
	〔一般財源計〕	8,324	7,746	7,650	7,442	7,329	38,490
	分担金及び負担金	114	114	114	114	114	572
	使用料及び手数料	143	143	143	143	143	713
	国・県支出金	2,053	1,904	1,803	1,959	1,874	9,593
	財産・寄付金・諸収入	187	187	187	187	187	936
	繰入金	532	497	228	481	459	2,197
	繰越金	0	0	0	24	0	24
	〔その他財源計〕	3,029	2,845	2,475	2,908	2,777	14,035
	地方債	1,403	1,449	1,112	1,390	1,242	6,595
	歳入総額	12,756	12,041	11,236	11,739	11,348	59,120
歳出フレーム	人件費	2,292	2,287	2,223	2,181	2,162	11,144
	物件費	1,644	1,677	1,652	1,650	1,652	8,276
	維持補修費	72	73	73	85	73	376
	扶助費	1,244	1,233	1,223	1,212	1,201	6,113
	補助費等	2,084	2,106	2,019	1,971	1,926	10,105
	公債費	1,060	1,008	1,033	1,103	1,136	5,340
	積立金	125	125	25	25	25	325
	投資及び出資金・貸付金	81	81	81	81	81	405
	繰出金	1,764	1,794	1,761	1,761	1,774	8,853
	投資的経費	2,391	1,657	1,098	1,671	1,317	8,133
	歳出総額	12,756	12,041	11,188	11,739	11,348	59,072

（注）表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

2 人口、土地利用、環境保全

(1) 人口の見通し

① 総人口

わが国の総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が平成24年1月に公表した将来人口推計によると、平成22年（2010）国勢調査による1億2,806万人から、50年後の平成72年（2060年）には8,674万人にまで減少すると見込まれており、人口減少と少子高齢化がさらに進行していくと予想されています。

本市では、目標年次となる平成30年の総人口は、近年の人口推移や今後の施策展開の成果を反映しない過去10年間の人口変動から推計すると29,902人と減少の見込みとなります。

そのため、今後さらに定住促進につながる総合的・効果的な取り組みを加速させ、基本構想で定めた目標総人口32,000人に向け、住みよいまちづくりを進めることとします。

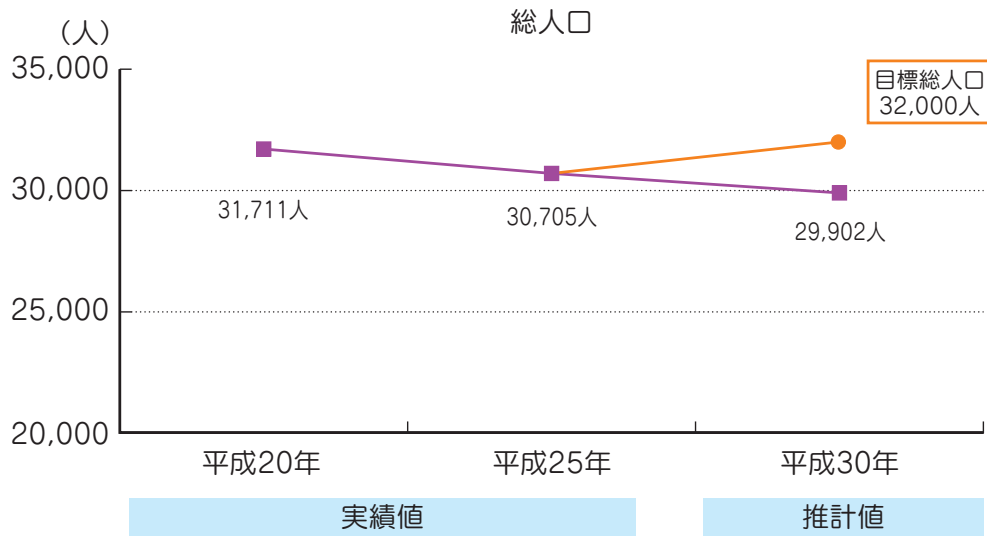
(単位：人、世帯)

●人口・世帯数の推計

	平成20年 (実績値)	平成25年 (実績値)	平成30年 (推計値)	平成30年 (目標値)
総人口	31,711	30,705	29,902	32,000
年少人口 (14歳以下)	4,812 (15.2%)	4,227 (13.8%)	3,822 (12.8%)	
生産年齢人口 (15～64歳)	19,746 (62.3%)	18,947 (61.7%)	17,656 (59.0%)	
老年人口 (65歳以上)	7,150 (22.5%)	7,510 (24.5%)	8,424 (28.2%)	
年齢不詳	3	21		
世帯数	9,552	9,724	10,082	
平均世帯人員	3.32	3.16	2.97	

- 1 人口及び世帯数の実績値は、福島県が公表している各年10月1日現在の現住人口を使用しています。
- 2 総人口の推計は、現住人口の平成25年10月1日の数値を基準に、コーホート変化率法により過去10年間の人口変動から推計しています。
- 3 世帯数の推計は、過去の実績からトレンド法により推計し、総人口推計値をもとに算出しています。

●総人口の推移



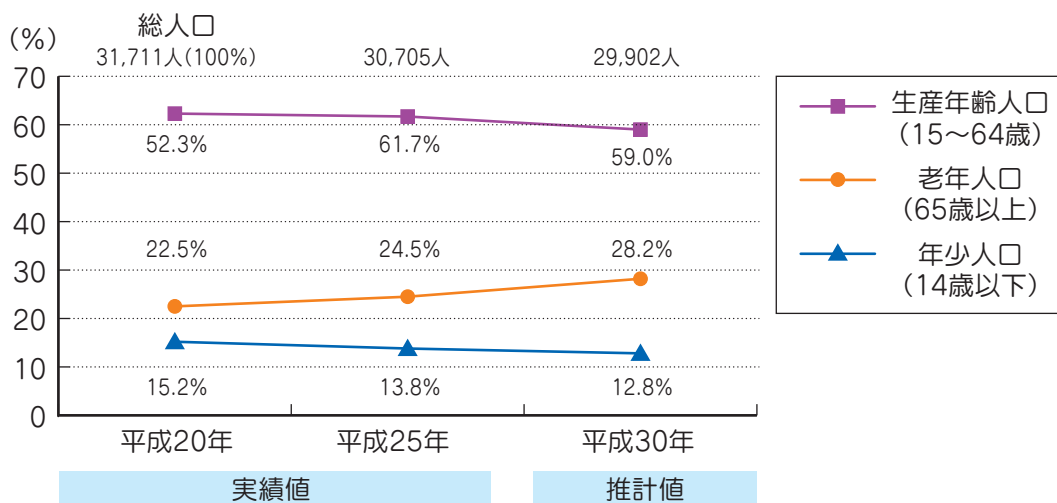
②年齢別人口

全国的に少子高齢化が進行しており、本市においても例外ではありませんが、進行のスピードは福島県内では遅い方にあります。平成25年における0～14歳までの年少人口割合は県全体では12.7%であるのに対して本市は13.8%、15～64歳までの生産年齢人口割合は、県全体で60.4%に対して本市が61.7%、65歳以上の人口割合は県全体で26.9%であるのに対し、本市は24.5%となっています。

しかし、少子高齢化の傾向は今後も進むものと思われ、このまま推移すれば平成30年における本市の年少人口割合は12.8%に、生産年齢人口割合は59.0%にそれぞれ減少し、老年人口割合は28.2%に増加するものと予測されます。

そのため、子育て支援等による少子化対策や若者定住対策などを強力に推進していくこととします。

●年齢3区分の推移



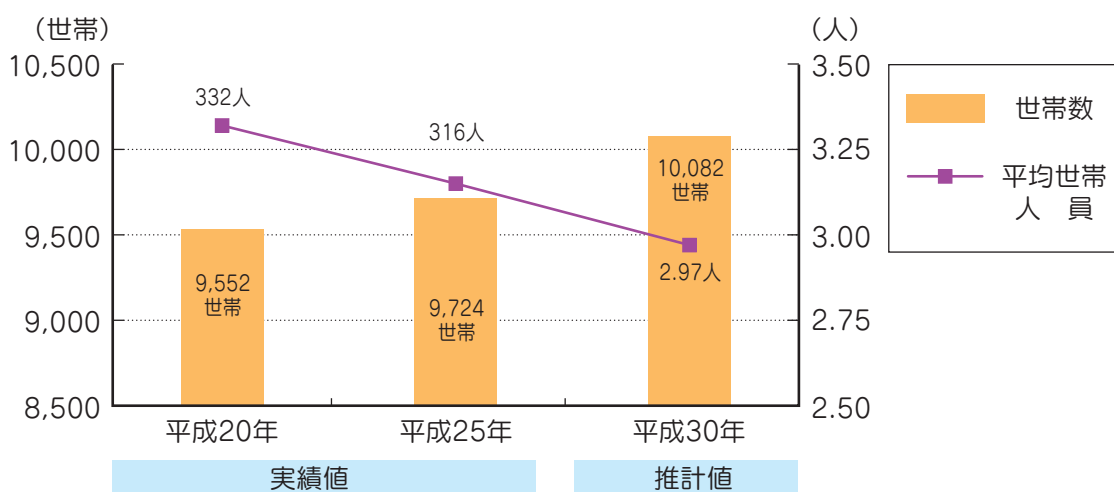
③世帯数

本市の世帯数は、年々増加を続けていますが、1世帯あたりの人数は単身世帯の増加や核家族^{※2}化の進行により減少しています。

平成25年における世帯数は9,724世帯ですが、目標年次の平成30年には10,082世帯に増加し、平均世帯人員は3.16人から2.97人に減少すると予測されます。

そのため、今後ますます人と人や地域とのつながりが重要となることを踏まえながら、地域コミュニティ活動の活発化や子育て環境の充実などの取り組みを推進することとします。

●世帯数の推移



(2) 土地利用の方針

土地は、限られた資源であるとともに、市民生活や産業経済活動等のあらゆる活動の共通の基盤となるものです。

このため、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に応じて適正に利用していく必要があり、その利用のあり方は、本市の発展や市民生活と密接に結びついています。

総合計画では、美しい自然との調和を図りながら、福島県のほぼ中央という地の利を活かし、住みよいまちづくりにより定住を促進することを基本とし、大きく6つのゾーンに分けた土地利用を推進していきます。

※2 核家族…夫婦とその未婚の子からなる家族。

■ 都市生活ゾーン

都市機能の集積と、良好な住宅地としての環境の維持・整備を推進していくゾーン

■ 田園生活ゾーン

優良農地の保全と有効活用、集落地の良好な居住環境の維持・整備を推進していくゾーン

■ 自然環境保全ゾーン

自然環境や里山環境の保全を図りつつ、美しい自然景観を活かした自然とのふれあいの場としての利活用を推進していくゾーン

■ 都市・地域拠点ゾーン

市の中心又は地域の拠点として、公共公益施設・商業・サービス機能の集積を推進するエリア

■ 工業振興拠点ゾーン

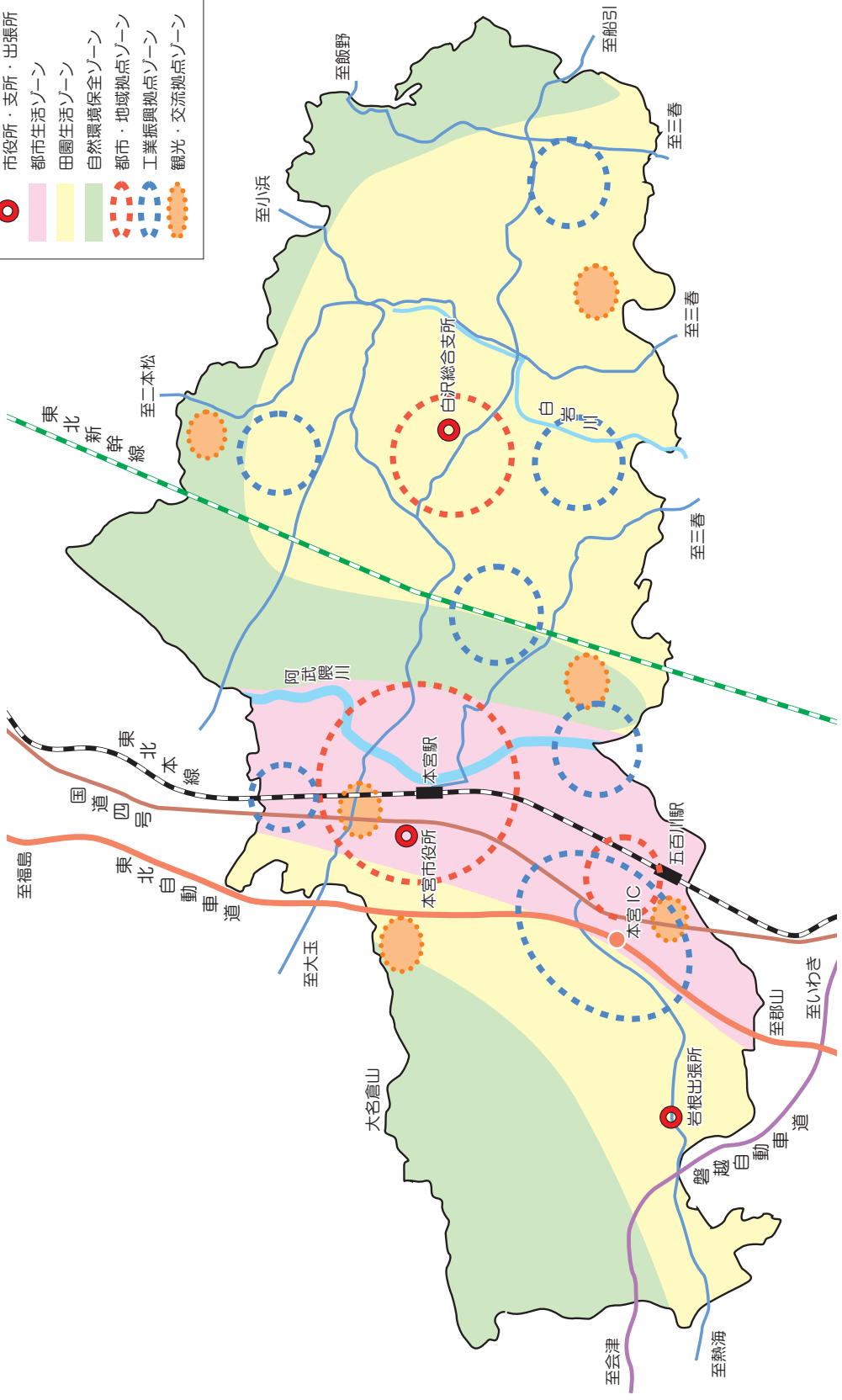
工業をはじめとする、産業機能の集積を推進するエリア

■ 観光・交流拠点ゾーン

市民や来訪者が集う、交流づくり、にぎわいづくりを推進するエリア

土地利用ゾーニング

- 凡 例**
- 本宮市の区域
 - 市役所・支所・出張所
 - 都市生活ゾーン
 - 田園生活ゾーン
 - 自然環境保全ゾーン
 - 都市・地域拠点ゾーン
 - 工業振興拠点ゾーン
 - 観光・交流拠点ゾーン



(3) 環境保全の方針

人と自然が共生する社会の形成は、人類の生命の営みを持続していくため地球規模で取り組まなければならない大きな問題です。

私たち人類は、環境から様々な資源（食料、原料、エネルギー）の提供を受ける一方、二酸化炭素や廃棄物を排出し、環境に負荷を与えています。

このため、自然が持つ環境の復元能力が限界を超え、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境汚染問題が起きています。

豊かな環境を次世代に継承するため、国際的視野に立ち、日常生活や事業活動において環境保全に取り組む必要があります。

本市は、原子力に頼らない環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会^{※3}の形成を目指し、太陽光発電など、再生可能エネルギー^{※4}の導入や廃棄物の発生抑制と再利用・再使用を積極的に推進していきます。

また、市民の健康が保護され、生活環境が保全されるよう、放射能除染を早期に完了し、大気、水、土壌等の良好な保持に努めます。



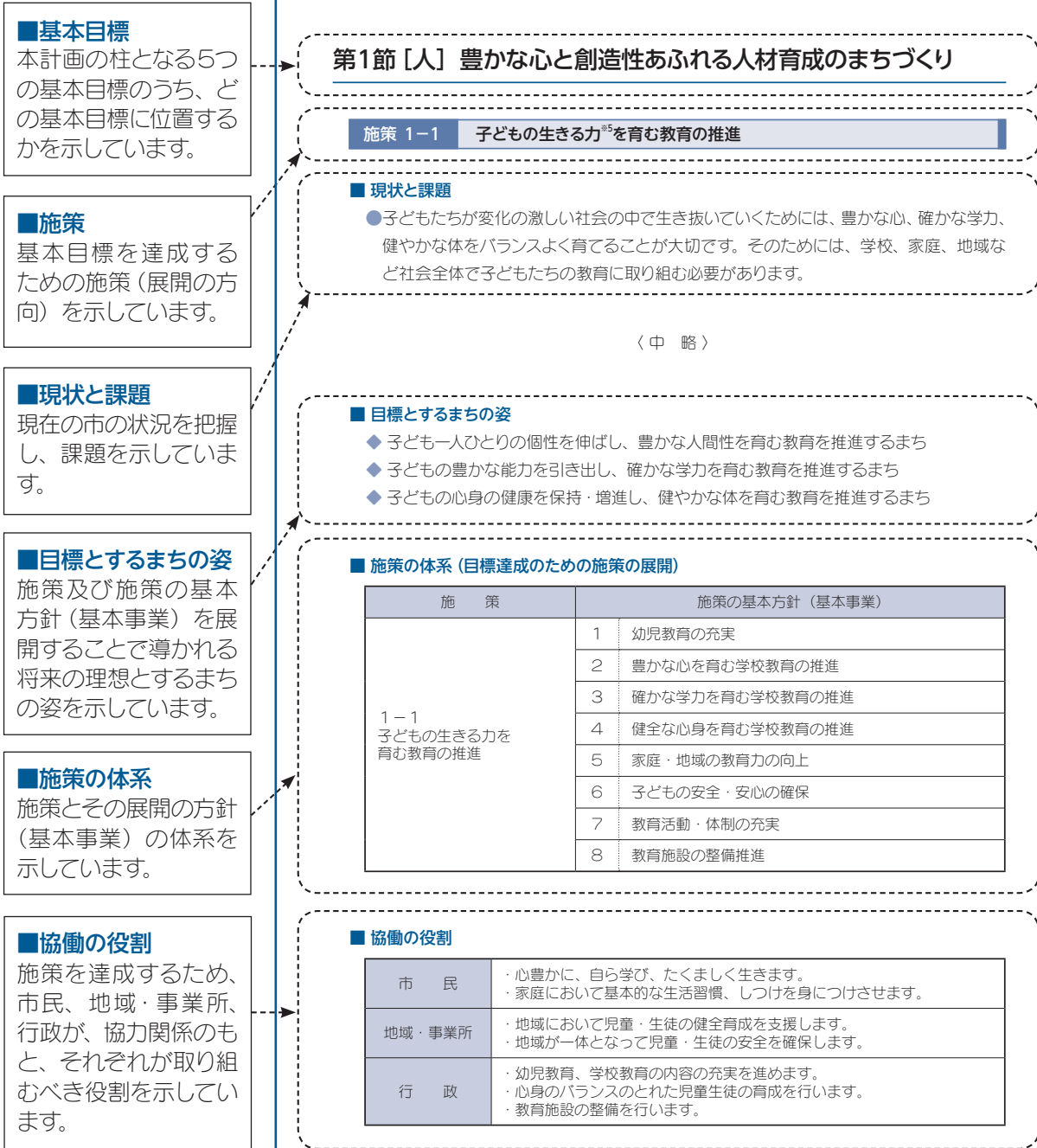
※3 **循環型社会**…廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

※4 **再生可能エネルギー**…再生可能エネルギーとは、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。



第2章 分野別計画 (各論)

■ 基本となる施策の見方



■主な成果指標

施策の達成度合いを計るものさしとなる指標を示しています。近況値は、平成19年度末時点で把握している直近の数値を表記しています。

■施策の基本方針 (基本事業)

施策の展開の方向(考え方)を示しています。

■主要事務事業

施策の基本方針(基本事業)を具体化した事務事業のうち、施策を達成するために主要となる事務事業を示しています。

この主要事務事業は、実施計画により進行管理することとなります。

■主な成果指標

成果指標名		近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
全国学力検査偏差値	小学校	53.9	54.0以上
	中学校	50.6	51.0以上
朝食をとる児童生徒の割合		97.2%	100%
公立学校施設耐震化率		81.8%	100%

■施策の基本方針

1. 幼児教育の充実 [1-1-1]

幼児がともに遊び、学びあい、読書などのできる環境づくりを推進し、豊かな心と健康な体の育成を図ります。

また、幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携により、一人ひとりの育ちにあった多様なニーズに対応する就学前教育・保育活動を推進します。

【主要事務事業】

- 幼稚園管理運営事業
- 幼稚園読書活動推進事業
- 幼稚園児定期健康診断事業

2. 豊かな心を育む学校教育の推進 [1-1-2]

一人ひとりの個性や能力、そして夢を大切に、総合的な学習の時間等を活用し、企業訪問や社会見学を通して、社会人として必要な総合力を養成します。

また、児童生徒の読書活動や、各学校の特色を生かした教育活動を通して、豊かな心を育みます。

【主要事務事業】

- 小学校文化芸術分野各種大会・交流行事参加事業
- 中学校文化芸術分野各種大会・交流行事参加事業
- 小学校読書活動推進事業
- 中学校読書活動推進事業
- キャリア教育推進事業

〈以下略〉

第1節【人】豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり

施策 1-1 子どもの生きる力^{※5}を育む教育の推進

■ 現状と課題

- 子どもたちが変化の激しい社会の中で生き抜いていくためには、豊かな心、確かな学力、健やかな体をバランスよく育てることが大切です。そのためには、学校、家庭、地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組む必要があります。
- また、震災の教訓を生かし、相手を思いやる心や命を大切にすることを大切にし、相互に尊重し協力しながら行動できる子どもの育成、困難を乗り越えて力強く生きていく子どもの育成が求められています。
- 幼稚園及び保育所では、幼児期における教育が、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期と捉え、幼児がともに遊び、学びあって育つ環境を整え、個性や発達段階を考慮しながら直接体験を重視した保育・教育を、本宮市幼保共通カリキュラムにより進めています。また、合同研修や研究会を通して保育の質の向上を目指しています。
- 学校では、子どもたちや保護者・地域住民の声を聞きながら、地域の教育コミュニティを充実させ、総合的な教育力の活性化に取り組んでいます。また、分かりやすく楽しい指導を目指し、授業の工夫・改善に向けた研究授業や授業公開、さらには、小中学校の枠を超えた交流授業や地域の人材による特別授業などの意欲的な取り組みが、教職員の積極的な参画・実践のもと進められています。
- 学力向上のためには、すべての学校において、児童、生徒一人ひとりの個性にあった効果のある取り組みが実施されるよう、教職員の日々の授業力の向上に向け、能力開発が図られる環境づくりをしていくことが必要です。
- 原子力災害の影響により子どもの体力が低下している現状を改善するため、体力向上を図る必要があります。
- さらには、学校の課題解決が一層図られるよう「開かれた学校」を推進し、保護者・地域の協力を得ながら特色ある学校づくりをしていくことが望まれます。
- 教育施設については、安全を確保するため耐震化を計画的に進めてきましたが、東日本大震災を教訓として、計画の見直しを行いさらなる耐震化に努めています。今後も、安全で快適な学習環境づくりに向け、施設の改修整備を計画的に進めていく必要があります。

※5 **生きる力**：「豊かな人間性」「確かな学力」「健康と体力」の3つの要素からなる力

【**豊かな人間性**】：自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

【**確かな学力**】：基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力

【**健康と体力**】：たくましく生きるための健康や体力 など

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 子ども一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな人間性を育む教育を推進するまち
- ◆ 子どもの豊かな能力を引き出し、確かな学力を育む教育を推進するまち
- ◆ 子どもの心身の健康を保持・増進し、健やかな体を育む教育を推進するまち

■ 施策の体系 (目標達成のための施策の展開)

施 策	施策の基本方針 (基本事業)	
1-1 子どもの生きる力を育む教育の推進	1	幼児教育の充実
	2	豊かな心を育む学校教育の推進
	3	確かな学力を育む学校教育の推進
	4	健全な心身を育む学校教育の推進
	5	家庭・地域の教育力の向上
	6	子どもの安全・安心の確保
	7	教育活動・体制の充実
	8	教育施設の整備推進

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・心豊かに、自ら学び、たくましく生きます。 ・家庭において基本的な生活習慣、しつけを身につかせます。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において児童・生徒の健全育成を支援します。 ・地域が一体となって児童・生徒の安全を確保します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育、学校教育の内容の充実を進めます。 ・心身のバランスのとれた児童生徒の育成を行います。 ・教育施設の整備を行います。

■ 主な成果指標

成果指標名		近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
全国学力検査偏差値	小学校	53.9	54.0以上
	中学校	50.6	51.0以上
朝食をとる児童生徒の割合		97.2%	100%
公立学校施設耐震化率		81.8%	100%

■ 施策の基本方針

1. 幼児教育の充実 [1-1-1]

幼児がともに遊び、学びあい、読書などのできる環境づくりを推進し、豊かな心と健康な体の育成を図ります。

また、幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携により、一人ひとりの育ちにあった多様なニーズに対応する就学前教育・保育活動を推進します。

【主要事務事業】

- 幼稚園管理運営事業
- 幼稚園読書活動推進事業
- 幼稚園児定期健康診断事業

2. 豊かな心を育む学校教育の推進 [1-1-2]

一人ひとりの個性や能力、そして夢を大切にし、総合的な学習の時間等を活用し、企業訪問や社会見学を通して、社会人として必要な総合力を養成します。

また、児童生徒の読書活動や、各学校の特色を生かした教育活動を通して、豊かな心を育みます。

【主要事務事業】

- 小学校文化芸術分野各種大会・交流行事参加事業
- 中学校文化芸術分野各種大会・交流行事参加事業
- 小学校読書活動推進事業
- 中学校読書活動推進事業
- キャリア教育推進事業

3. 確かな学力を育む学校教育の推進 [1-1-3]

児童生徒一人ひとりの豊かな能力を引き出し、その能力に応じた学習指導により、学力向上を図るとともに、国際化・情報化への対応力を育みます。

また、発達障がい児を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、状態や発達段階に応じた適切な教育を実施します。

【主要事務事業】

- 学力向上対策事業
- 外国語指導助手招致事業
- 特別支援教育支援員配置事業

4. 健全な心身を育む学校教育の推進 [1-1-4]

健康診断等による児童生徒の健康管理をはじめ、新鮮で安全・安心な食材を使用することを基本に、栄養のバランスの良い給食を提供するとともに、食育を通じた健康増進に努めます。

また、学校体育や運動部活動などを推進し、体力の向上を図り、健康な体をつくります。

さらに、児童生徒の健全な心を育むため、薬物害や性教育、心の教育などの保健教育を推進するとともに、いじめ・問題行動などを抱える児童生徒の支援に努めます。

【主要事務事業】

- 小学校児童定期健康診断事業
- 中学校生徒定期健康診断事業
- 小学校スポーツ分野各種大会・交流行事参加事業
- 中学校スポーツ分野各種大会・交流行事参加事業
- 本宮方部学校給食センター運営参画事業
- 自校給食事業
- 給食放射性物質検査事業
- スクールソーシャルワーカー配置事業
- 学校復帰支援事業

5. 家庭・地域の教育力の向上 [1-1-5]

子どもの成長に大切な家庭生活において、豊かな人間性を育む家庭教育のあり方について学習する機会の充実を図ります。また、地域における子どもたちの安全意識の向上と啓発を図るとともに、豊かな人間性・社会性を育むため、地域の人たちとの協力体制を充実し、地域の子どもは地域で見守り育てる環境づくり、居場所づくりを進めます。

【主要事務事業】

- 家庭教育事業
- 放課後子ども教室推進事業

6. 子どもの安全・安心の確保 [1-1-6]

保護者・地域住民・学校との連携を図り、校舎内はもとより通学時における児童生徒の安全・安心の確保に努めます。

【主要事務事業】

- 子ども安全対策会議運営事業（子ども安全パトロールを含む）
- 通園通学支援事業

7. 教育活動・体制の充実 [1-1-7]

地方分権や少子社会の進展に対応する学校運営体制づくりに努めます。また、教職員の能力開発を図るため、積極的な研修参加の教育体制づくりに努めます。

【主要事務事業】

- 小学校管理運営事業
- 中学校管理運営事業

8. 教育施設の整備推進 [1-1-8]

安全で快適な教育環境を提供するため、学校施設等の耐震化事業を推進し早期完了に努めるとともに、空調設備や太陽光発電システム等を含む施設整備を計画的に進めます。

【主要事務事業】

- 小学校施設耐震化事業
- 中学校施設耐震化事業
- 保育所施設耐震化事業
- 空調設備整備事業



施策 1-2 青少年の健全育成の推進

■ 現状と課題

- 青少年を取り巻く生活環境は大きく変化し、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などによる、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。
- また、全国的に青少年による特異な犯罪が多発し、犯罪の低年齢化がみられるなど、青少年の問題行動は複雑多岐にわたり、極めて憂慮すべき状況にあります。さらにはインターネットや携帯電話等の急速な普及による高度情報化、外国人の定住による国際化、出生率の低下や高齢者の増加による少子高齢化など、様々な社会状況の変化がみられます。
- こうした中、地域住民が参加・協力しながら、社会参加活動、世代間交流、スポーツ・文化交流などの様々な活動を展開し、自主性や社会性を備えた心豊かなたくましい青少年の育成を行う必要があります。
- また、青少年の社会への関わり方が重要であり、家庭・学校・地域が一体となって、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいかなければなりません。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 家庭、学校、地域が一体となって青少年の健全育成に取り組んでいるまち
- ◆ 青少年の社会参加活動が盛んなまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
1-2 青少年の健全育成の推進	1	青少年健全育成の意識づくり
	2	青少年健全育成の環境づくり
	3	青少年の社会参加・交流活動の推進
	4	青少年活動リーダーの育成

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
青少年健全育成事業の実施回数	20回/年	25回/年以上
体験活動・ボランティア活動支援センターの支援活動の実施回数	75回/年	90回/年以上

■ 協働の役割

市 民	・ 家庭でのしつけや家族団らんの時間を大切にし、家族会話による心のつながりを深めます。 ・ 青少年教育、家庭教育に関する講座等に参加します。
地域・事業所	・ 青少年の有害環境の浄化活動や非行防止の活動を行います。
行 政	・ 青少年の体験活動や交流活動の機会を提供します。 ・ 青少年団体の指導者の育成を行います。

■ 施策の基本方針

1. 青少年健全育成の意識づくり [1-2-1]

次世代を担う青少年が、心身ともにたくましく、人間性豊かな社会人としての成長を促すため、青少年に対して健全育成の意識づくりを進めます。

【主要事務事業】

- 青少年健全育成推進大会事業

2. 青少年健全育成の環境づくり [1-2-2]

地域における協力体制の充実を図るとともに、青少年育成に関わる各種団体の活動を支援し、青少年に対する健全育成の環境づくりを進めます。

【主要事務事業】

- 青少年問題協議会運営事業
- 青少年健全育成団体支援事業

3. 青少年の社会参加・交流活動の推進 [1-2-3]

青少年が自ら生きがいを持ち、自立心を養い、自己の確立を目指し、社会参加の機会を図るとともに、各種の体験活動やボランティア活動を通して世代間の交流事業を進めます。

【主要事務事業】

- 体験活動・ボランティア活動支援センター事業

4. 青少年活動リーダーの育成 [1-2-4]

青少年活動リーダーの育成強化と人材の確保に努め、青少年健全育成推進の体制づくりを進めます。

【主要事務事業】

- 青少年リーダー育成事業
- 青少年教育事業

施策 1-3 生涯学習の推進

■ 現状と課題

- 生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上、自己の充実を目指し、各人が自発的思想に基づいて行うことを基本とした学習活動であり、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うもので、心の豊かさや充実した人生を求める市民一人ひとりが、主体的に行う学習活動が重要となっています。
- 社会教育は、青少年から高齢者までの幅広い年齢層の学習ニーズを的確に把握し、多様な学習内容や学習機会の提供に努めるとともに、地域住民が気軽に集え、地域住民の学習意欲を支援する重要な施設である公民館等の社会教育・文化施設の連携を図り、推進体制の充実を図っていく必要があります。
- 市民一人ひとりが生涯学習の輪を広げ、学習することで新しい可能性を見つけ、自らを豊かにするために「いつでも、どこでも、だれもが、生きがいをもち、豊かな心を育むともみやの生涯学習」の学習機会や学習情報提供の充実を図るなど、市民の学習活動を支援していく必要があります。
- 読書活動は、知識や教養を広げるだけでなく、豊かな心と論理的な思考力をはぐくむ、生涯にわたっての学習の基礎となるものです。子どもの頃から自ら読書を楽しむ習慣を身に付けるとともに、生涯にわたり読書のできる環境を整えるためには、家庭、地域、図書館、学校等が一体となって推進していくことが必要です。
- 社会のグローバル化が進展する中であって、他地域や異文化に対する理解を深めるとともに、広い視野をもった人材を育成する必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 学ぶ意欲を持つ市民が、学習することができる機会と場が得られているまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
1-3 生涯学習の推進	1	学習環境・体制の充実
	2	学習内容の充実
	3	図書サービスの充実
	4	都市間・多文化等交流の推進

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
生涯学習講座、学級等の参加者(受講者)数	478人/年	530人/年以上
図書館(室)の利用者数	41,761人/年	46,000人/年以上
都市間交流・多文化共生事業の回数	35回/年	40回/年以上

■ 協働の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・学習による自己実現を目指します。 ・学習成果をまちづくりに活かします。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・学習する仲間づくりをします。 ・地域の課題解決に取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等の整備充実・機能強化を行います。 ・多様な学習内容を整備・提供します。 ・都市間交流・多文化等交流の機会を提供します。

■ 施策の基本方針

1. 学習環境・体制の充実 [1-3-1]

生涯学習センターを中心に、中央公民館・白沢公民館・地区公民館・分館の連携強化による生涯学習の推進を図るとともに、しらさわ夢図書館、歴史民俗資料館や白沢ふれあい文化ホールなどの社会教育・文化施設の連携を図り、「生涯学習推進基本構想」及び「生涯学習推進計画」に基づいた、いつでも、どこでも、だれもが、生きがいをもち、豊かな心を育む生涯学習の環境づくりと推進体制の充実を図ります。

【主要事務事業】

- 社会教育委員活動事業
- 地区公民館・分館活動推進事業
- 地域支援推進事業



2. 学習内容の充実 [1-3-2]

生涯学習のきっかけづくりや住民相互のコミュニケーションの機会を提供し、成人・女性・高齢者などの幅広い年代層のニーズに応え、時代に沿った多様な学習内容の充実に努めます。

【主要事務事業】

- 生涯学習事業
- 成人教育事業
- 女性教育事業
- 高齢者教育事業
- 生涯学習教室・講座委託事業

3. 図書サービスの充実 [1-3-3]

「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、公立図書館と学校図書館との図書ネットワークを活用し、学校図書の充実に努めます。

また、しらさわ夢図書館、中央公民館図書室の適切な運営を行い、図書資料の拡充を図り情報の提供と市民サービスの向上に努めます。

【主要事務事業】

- 図書室図書資料提供事業
- しらさわ夢図書館運営事業
- しらさわ夢図書館協議会運営事業
- ブックスタート事業

4. 都市間・多文化等交流の推進 [1-3-4]

友好都市協定や全国へそのまち協議会等による都市間交流や多文化等交流を通して市民の視野を広げるとともに、国内外の異文化に対する理解促進を図り、グローバル化に対応できる人材を育成します。

【主要事務事業】

- 都市交流事業
- 多文化共生推進事業

施策 1-4 生涯スポーツの推進

■ 現状と課題

- 生涯スポーツは、誰もが生涯の各時期にわたって、いつでも、どこでも、スポーツやレクリエーションに親しむことにより、健康づくりや明るく活力ある社会の形成に、これまでも効果的に機能してきました。近年は、地区対抗競技における参加者が減少傾向にある一方で、一人でも気軽に参加できるスポーツに人気があり、種目も多岐にわたっています。
- また、少子高齢化による年少人口の減少と老年人口の増加が、育成会やスポーツ少年団、体育協会などの活動に影響を与えています。
- このため、身近な地域において、子どもから高齢者まで様々なスポーツ・レクリエーションを愛好する人々が、それぞれの興味や目的に応じて参加できる環境づくりが求められており、健康増進と地域活性化を目指した施策を講じる必要があります。
- 東日本大震災及び原子力災害の影響により、子どもの体力が低下傾向にあり、安全・安心な運動の場の確保が必要となっています。

■ 目標とするまちの姿

- ◆誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるまち
- ◆スポーツを通じた市民交流が盛んなまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
生涯スポーツの推進	1	スポーツ振興団体の活動支援
	2	指導者の育成と幅広いスポーツ活動の普及促進
	3	スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
総合型スポーツクラブの会員数	1,243人	1,500人以上
体育協会加盟団体数	17団体	20団体
体育協会加盟団体登録者数	1,888人	2,000人以上
スポーツ・レクリエーション施設の利用者数	357,024人/年	360,000人以上/年

■ 協働の役割

市 民	・ 日頃からスポーツ等を自ら実践し、健康づくりに役立ってます。
地域・事業所	・ 仲間意識を持って、コミュニケーションを図りスポーツ等を実践します。
行 政	・ スポーツ活動の支援を行います。 ・ スポーツ等の活動の場を提供します。

■ 施策の基本方針

1. スポーツ振興団体の活動支援 [1-4-1]

積極的にスポーツ・レクリエーション活動を展開する体育協会・スポーツ少年団やスポーツクラブなど、スポーツ関係団体の育成・支援に努めます。

【主要事務事業】

- スポーツ振興活動団体支援事業
- スポーツ少年団支援事業
- スポーツ各種競技大会出場支援事業

2. 指導者の育成と幅広いスポーツ活動の普及促進 [1-4-2]

本市の地理的利便性やスポーツによる交流も多い利点を生かしながら、広域的な生涯スポーツを推進するとともに、誰もが気軽に参加して楽しむことのできる軽スポーツの普及や、生きがいづくり・体力づくり・健康増進を目的とした生涯スポーツの拡大と、市民が主体となった総合型地域スポーツクラブを育成し発展させ、あわせてスポーツ・レクリエーション指導者の育成に努めます。

【主要事務事業】

- スポーツ推進委員活動事業
- スポーツ行事開催事業
- スポーツ交流事業
- 生涯学習教室・講座委託事業（再掲）



3. スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用 [1-4-3]

市民が安全に安心してスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、体育施設の整備充実を図ります。また、スポーツ・レクリエーション団体それぞれの活動をとおして、スポーツの意義や課題などについて共有を図り、効果的な施設の活用を推進します。また、各種教室やイベントの開催により、効果的な利用拡大を図ります。

【主要事務事業】

- 市民プール管理運営事業
- 体育館管理運営事業
- トレーニング教室運営事業



施策 1-5 文化財の保存と文化芸術活動の推進

■ 現状と課題

- 文化財は、古くから受け継がれてきた郷土の歴史遺産です。地域に残る文化財を保護・保存し次世代に伝えていくことは、現代に生きる者の責務といえます。
- 本市には、有形・無形の様々な文化財が数多く存在し、その保存と活用に努めており、今後も適正な文化財の保存を図るとともに、文化財に親しみ活用する活動の展開が必要です。
- また、開発に伴う埋蔵文化財^{※6}の記録保存や民俗芸能^{※7}の継承者育成も重要となっています。
- 一方、豊かな心と創造性を醸成する芸術・文化の面においては、地域に根ざした活動を重視し、講演会や文化祭の開催、文化団体の育成などを推進しており、今後も積極的な情報発信を行いながら、文化・芸術イベントの開催や文化団体の活動を支援していく必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◇ 歴史的遺産が大切に保存され、伝統的文化が継承されているまち
- ◇ 市民の文化・芸術活動が盛んなまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
1-5 文化財の保存と文化芸術活動の推進	1	文化財の保存・伝承・活用
	2	多様な文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
資料館・ふれあい文化ホール入館者数	11,994人/年	12,600人/年以上
芸術・文化事業への参加者数	2,879人/年	3,030人/年以上

※6 埋蔵文化財…土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）のこと。

※7 民俗芸能…それぞれの社会生活の中で、住民みずからが演者となって伝承してきたきわめて地域性の濃い演劇、舞踊、音楽の類。

■ 協働の役割

市 民	・文化財を大切にし、保存、伝承活動に参加します。 ・文化芸術に興味を持ち、自ら、文化・芸術活動を行います。
地域・事業所	・地域における芸術文化活動の振興、地域間交流に努めます。
行 政	・文化財の保存活用を行います。 ・資料館等の整備充実、機能強化を進めます。

■ 施策の基本方針（基本事業）

1. 文化財の保存・伝承・活用 [1-5-1]

国・県及び市指定文化財をはじめとした地域に残る歴史的に貴重な文化遺産や伝統芸能を保存・活用し、永く後世に伝えるため、文化財保存団体が行う保存活動への支援に努めるとともに、郷土の伝統芸能を伝承する後継者の育成に努めます。

また、歴史民俗資料館及び白沢ふれあい文化ホールの整備充実を図り、歴史資料の保存・展示・教育施設としての環境づくりに努めます。

【主要事務事業】

- 文化財・史跡保存事業
- 資料館管理運営事業
- 文化財保存団体支援事業

2. 多様な文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実 [1-5-2]

地域に根ざした文化・芸術活動を推進しながら、市民の豊かな心と創造性を培うため、優れた芸術・文化の発表機会を数多く提供するとともに、市民が主体となった文化・芸術活動の充実のため、文化団体・サークル活動の育成支援に努めます。

また、子どもたちに優れた芸術や文化に触れてもらうため、芸術鑑賞教室、映画会、親子コンサートなどの機会の提供に努めます。

【主要事務事業】

- 文化芸術行事開催事業
- ふれあい文化ホール企画展開催事業
- ふれあい文化ホール講座開催事業

第2節【互】 市民と行政の協働による自立したまちづくり

施策 2-1 市民参画・協働と市民の視点に立った行政活動の推進

■ 現状と課題

- 本市では、広報紙、ホームページ等による広報活動、市政懇談会や提案箱、電子メールによる広聴活動を行い、市民の意見・要望等を市政に反映させる取り組みを進めています。
- 今後も、市民一人ひとりが地域社会を担っていると実感できるまちづくりを進めていくために、市政の運営状況や各種情報の積極的な公開・発信による情報の共有化を図るとともに、行政からの一方通行とならないよう、多様な広報・広聴活動を展開し、市民と行政が一体となった協働のまちづくりのため、双方向の仕組みを構築していく必要があります。
- まちづくりの主役は市民であることを基本に、市民と行政が夢と課題を共有し、まちづくりのパートナーとしての信頼関係のもと、特色ある地域づくりや課題解決に取り組む協働のまちづくりを進めていくことが重要です。
- 本市においては、町内会・行政区などの地域組織やボランティア団体、NPO^{※8}団体、企業等が主体となって、様々なまちづくり活動が展開されていますが、市民との協働によるまちづくりをさらに進めるには、行政はこれら各種団体や企業等との連携を強化するとともに、相互の役割分担を確立したまちづくり活動が必要となります。
- また、東日本大震災や原子力災害を経験し、これまで以上に地域みんなで助けあう「共助」の体制づくりの重要性が認識されています。
- 地方分権の進展に伴い、住民に最も身近な行政を担う基礎自治体である市町村には、自らの意思と責任に基づく、地域の実情に沿った自治体経営が求められています。
- 自治体を取り巻く財政環境は、地域経済の停滞による税収入の伸び悩みや、地方財政制度の改革に伴う地方交付税の減少などにより厳しい状況にあることから、財源の確保に努める必要があります。
- そのため、限られた財源を効果的に配分するため、市民の視点に立ち、ニーズをとらえた施策の展開が必要となっています。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 市民の意見が行政に反映されているまち
- ◆ 行政情報を市民と共有するまち
- ◆ 市民と行政のまちづくりの役割分担が明確なまち
- ◆ 市民のニーズをとらえた効果的・効率的な行政活動のまち

※8 NPO…「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施 策	施策の基本方針（基本事業）	
2-1 市民参画・協働と市民の 視点に立った行政活動の推進	1	広報・広聴活動の充実
	2	情報公開による情報共有化の推進
	3	計画策定・政策形成過程への市民参画の推進
	4	主体的なまちづくり活動の支援
	5	効果的・効率的な行政の運営

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
ボランティア活動している市民の人数 ^{※9}	1,195人/年	1,500人/年以上
まちづくり出前講座開催回数	39回/年	50回/年以上
実質公債費比率 ^{※10}	14.8%	14.0%以下
主な市税の収納率（市民税、固定資産税、 軽自動車税）	92.3%	93.5%以上

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報紙やホームページなどに掲載される行政情報の把握に努めます。 ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。 ・公募される審議会や委員会に積極的に参加します。 ・自主納税に努め、納期内納付を行います。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。 ・自主納税に努め、納期内納付を行います。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり出前講座や広報紙をとおして行政情報をわかりやすく市民に提供します。 ・市民満足度アンケート、パブリック・コメント^{※11}、市政懇談会などをおとして、市の政策・施策形成にできるだけ多くの市民が参画できるようにします。 ・市民の視点に立ち、ニーズをとらえながら効果的・効率的な行政運営に努めます。

※9 ボランティア活動している市民の人数…社会福祉協議会のボランティアセンターに登録しているボランティア登録者数。

※10 実質公債費比率…公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標。

※11 パブリック・コメント…行政機関が政令、省令、条例等を制定するに当たって、事前に案を示し、その案について広く国民や住民から意見や情報を募集するもの。

■ 施策の基本方針

1. 広報・広聴活動の充実 [2-1-1]

市民に広く、平等にそしてわかりやすく行政情報を伝えるため、市広報紙、市ホームページ、防災行政無線、地元メディアと連携した情報の発信等による広報活動を推進するとともに、まちづくり出前講座を実施し、市民団体等からの要請に応える広報活動の充実を図ります。

また、多様化する行政ニーズを的確に把握し、これを幅広く市政に反映するために、市民満足度アンケート調査の実施、市ホームページを利用した意見聴取などを行っていきます。

【主要事務事業】

- 広報もとみや発行事業
- まちづくり出前講座事業
- 市政広報業務委託事業
- 市民満足度調査事業

2. 情報公開による情報共有化の推進 [2-1-2]

情報公開に対する職員一人ひとりの意識の啓発を促し、常に市政情報の積極的な公開に努め、市民と行政の情報の共有化による、開かれた市政を推進します。

また、行政文書、会議資料等の保存管理を適正に行い、市民が行政情報について必要な時に直ちに提供できる体制の整備を図るとともに、情報公開制度の周知と利用をPRし、公正で透明性の高い市政を推進します。

【主要事務事業】

- 情報公開事業

3. 計画策定・政策形成過程への市民参画の推進 [2-1-3]

パブリック・コメント制度の活用を推進し、市政運営全般への市民の意見反映の推進に努めます。

また、各種委員会や審議会の委員の任用においては、委員の固定化の解消、充て職や重複任用の一部制限の取り組みを進めるとともに、一般公募制の拡充を推進します。

【主要事務事業】

- パブリック・コメント制度運用事業

4. 主体的なまちづくり活動の支援 [2-1-4]

市民、市民団体、ボランティア団体、NPO、企業などのまちづくり活動を実践する団体等をまちづくりの重要なパートナーと位置づけ、まちづくり活動の情報の共有を促進し、その育成と支援に努めます。

【主要事務事業】

- ボランティアネットワーク構築事業

5. 効果的・効率的な行政運営 [2-1-5]

行政評価を活用したマネジメントサイクル^{※12}による事務効率の向上や職員のコスト意識の高揚を図るとともに、税収や特定財源の確保に努めながら自主的財政健全化計画を着実に実行するなど、経営的視点に立った行政活動を推進します。

また、組織内部の横断的な取り組みにより、効果的・効率的な施策の展開と市民サービスの向上を図るとともに、職員の能力開発と向上に努めます。

公共工事発注においては、一般競争を基本とした入札を推進し、地域経済の活性化に配慮しながら、透明性、公平性、競争性、さらには品質の確保に努めます。

公有財産については、遊休財産の売却も含め、適切な管理と有効活用に努めます。

衛生及び消防の分野においては、広域行政を推進するとともに、災害対策・防犯対策・交通問題・介護保険・高齢者医療や地域振興等について、県や周辺自治体、関係諸機関との連携・協力を推進します。

【主要事務事業】

- 行政評価システム推進事業
- 長期財政計画推進事業
- 一般研修事業
- 普通財産管理事務
- 契約管理事務
- 市税賦課事務
- 予算編成・執行管理事務
- 税収納管理事務



※12 マネジメントサイクル…まず計画 (Plan) を立てて実行 (Do) し、その結果を振り返り (See)、反省点や成果を次の仕事の計画に活かしていく、そのようなサイクルを回すことで仕事をレベルアップしていこうという考え方。PDS サイクルとも、PDCA サイクル (P → D → Check (測定・評価) → Action (行動)) ともいわれる。

施策 2-2 地域コミュニティ活動の推進

■ 現状と課題

- 市民が主体のまちづくりを進めるにあたり、地域コミュニティ^{※13}活動の役割が重要性を増しています。
- また、東日本大震災や原子力災害の経験を踏まえ、地域力をさらに強化し、新たな大規模災害に備える必要があります。
- 市民生活の基盤となる地域社会は、町内会や行政区を単位とする地縁的な地域コミュニティを形成し、地域の課題解決や相互交流などにより発展してきました。
- 地域コミュニティの原点は、近所同士のつきあいであり、その積み重ねが地域力となって、様々な活動が展開されています。
- 近年、少子高齢化や単身世帯・核家族化の進展、ライフスタイル・価値観の多様化など、時代の移り変わりのなかで地域コミュニティが衰退傾向にあり、地域社会の機能低下が懸念されています。
- このため、若者をはじめより多くの市民がかかわりをもつ活発な地域コミュニティ活動が展開されるよう、町内会・行政区や各種団体の活動を支援し、地域の連帯感や自治意識を高め、明るく元気な地域社会づくりを進める必要があります。
- また、地域コミュニティ活動の拠点となる地区集会施設の整備について支援する必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 地域コミュニティ活動が活発なまち
- ◆ 地域コミュニティ組織の連帯意識が強いまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
2-2 地域コミュニティ活動 の推進	1	地域コミュニティ組織の支援・育成
	2	地区集会施設の整備支援

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
地域づくり協議会組織数	11 団体	12 団体
町内会（行政区）会員加入率	90.3%	93.0%以上

※13 地域コミュニティ…日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いのつながりや信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会。

■ 協働の役割

市 民	・ 市民一人ひとりがコミュニティ意識を高め、コミュニティ活動に積極的に参加します。
地域・事業所	・ 地域の課題・問題について地域住民が関心を持ち、コミュニティで課題の解決を行います。
行 政	・ 啓発、情報提供を行います。 ・ コミュニティ活動を積極的に行う団体に対し支援します。

■ 施策の基本方針

1. 地域コミュニティ組織の支援・育成 [2-2-1]

地域コミュニティ活動の核となる町内会及び行政区等の活動を支援し、育成を図ります。

【主要事務事業】

- 地域づくり支援事業
- 行政区支援事業

2. 地区集会施設の整備支援 [2-2-2]

地域コミュニティ活動の拠点となる地区集会施設については、町内会・行政区からの整備要望を把握し、支援を行います。

【主要事務事業】

- 集会所整備支援事業



第3節【愛】共に支えあうやさしいまちづくり

施策 3-1 子育て支援の充実

■ 現状と課題

- 少子化の進行は、地域の活力と市民生活に深刻な影響を及ぼすものと懸念されています。
- また、核家族化、夫婦共働き世帯の増加等就労環境の変化、地域における近隣関係の希薄化など、子育て・子どもの育ちの場である家庭・学校・地域社会が大きく変貌しています。
- 次代を担う子どもを安心して生み育て、誇りと喜びを感じることのできる社会と、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、家庭や地域、事業主、行政など本市に住むすべての人や組織が、互いに協力・連携し、取り組んでいく必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 豊かで安心して子どもを生み育てられるまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-1 子育て支援の充実	1	子育てしやすい環境の整備
	2	多様な保育サービスの充実
	3	仕事と子育ての両立支援体制の充実

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
合計特殊出生率※14	1.22人	上昇を目指す
市内公立保育所の待機児童数※15	0人	0人を維持

※14 合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

※15 市内公立保育所の待機児童数…保育に欠けるため、保育所入所申請をしているにもかかわらず、希望する保育所が満員である等の理由で保育所に入所できない状態にある毎年4月1日時点の児童数

■ 協働の役割

市 民	・保護者が子育てについての第一義的責任を有することを認識し、家庭の生活基盤の向上に努め、児童の健全育成を図ります。
地域・事業所	・地域や事業所全体で子どもを育てるという認識に立ち、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めます。
行 政	・多様な保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実や雇用対策の推進とともに、児童手当等の経済的支援を行います。

■ 施策の基本方針

1. 子育てしやすい環境の整備 [3-1-1]

共働きなどで、昼間児童を保育することができない保護者に代わり、市立保育所や幼稚園で保育し、幼児の心身ともに健やかな育成を図るとともに、民間保育所、幼稚園等に対し運営費等の経費を支援し、子育てしやすい環境の整備を行います。

また、雇用対策等各種施策との連動により子育て世代の生活基盤の向上を図るとともに、医療費助成、保育料助成等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

各家庭や地域・各種団体・学校・保育所等と連携し、子育て支援サービスや保育サービスなどを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

さらに、子育て家庭が必要とする情報や学習機会の提供を行うとともに、身近に相談できる体制の充実を図るなど、地域における子育てを総合的に支援します。

【主要事務事業】

- 保育所事業
- 民間保育所・保育園運営支援事業
- 家庭児童相談員設置運営事業
- 子ども医療費助成事業
- 保育料助成事業
- 地域子育て支援拠点事業

2. 多様な保育サービスの充実 [3-1-2]

各家庭の個々の子育て環境の違いに対応するため、障がい児・延長保育等、多様な保育サービスの充実を図ります。

【主要事務事業】

- 延長保育事業
- 預かり保育事業
- 一時保育事業
- 障がい児保育事業

3. 仕事と子育ての両立支援体制の充実 [3-1-3]

子育て中の家庭において、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択を可能とし、仕事と子育ての両立が図れるための支援を行います。

【主要事務事業】

- 放課後児童健全育成事業
- ファミリーサポートセンター支援事業



施策 3-2 心と体の健康づくりの推進

■ 現状と課題

- 疾病構造が変化し、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しています。
- 生活習慣病の増加は、病気や介護など家庭における負担、そして社会的な負担の上昇へとつながり大きな社会問題になっていることを背景に、食の重要性は高まりをみせています。
- 一方、世帯構成の変化や食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い個人の食行動が多様化しています。
- こうしたことから、生活習慣病の予防と改善について、望ましい食習慣を見つけられるよう、家庭をはじめとした学校、職場、関係団体、外食産業関係などと連携して、ライフステージに応じた食育の取り組みを行う必要があります。
- 身体活動や運動は、NCD（非感染性疾患）^{*16}の発症リスク抑制や要介護状態・虚弱化の先送りに効果が認められることから、実践に繋がる環境づくりや仕組みづくりを行うため、児童生徒については家庭、学校、地域との連携で、青年期以降は各検診の事後フォローや介護予防計画等に合わせて普及啓発を図る必要があります。
- 心の健康については、幼児期からの発達障がいに加え、就学児の不登校、青年期からのひきこもり、成人のアルコール依存、うつ病、育児不安や虐待など様々な問題を抱える人が増えています。地域での気づき、支える人材の育成を促進し、地域で共に支え合う「きづく・つなぐ・見守る」社会の構築に努める必要があります。
- 喫煙が肺がん等に深く関与することが認識されながらも受動喫煙防止対策を含め、対策が不十分です。市民の意識を深め、受動喫煙防止の徹底、禁煙意向者への支援などが必要です。
- 歯・口腔に関しては、幼児期のう歯罹患率が高くなりつつあり、各年代での認識が低い傾向にあります。健康を維持するために大きな役割を持つ歯・口腔の健康維持に関してライフステージに応じた取り組みが必要です。
- 東日本大震災に伴い発生した原子力災害による放射性物質の拡散が、健康被害への不安を与えており、ストレスを抱えたり、子どもの戸外活動が十分に確保されないという状況にあります。市民のストレスのケアや生活環境の変化による生活習慣病の予防対策により一層力を入れるとともに、内外被ばく状況や健康診査のデータを把握・保管し長期的な健康管理により健康リスクの低減を図る必要があります。
- 生活習慣病の増加等の要因により、1人当たりの医療費が年々上昇しています。国民健康保険事業の健全な運営のため、レセプト^{*17}点検などの医療費適正化対策による医療費の伸びの抑制と、保険税収納率向上対策を推進する必要があります。

※16 NCD（非感染性疾患）…不健康な食事や運動不足、喫煙、過度の飲酒などの原因が共通しており、生活習慣の改善により予防可能な疾患。

※17 レセプト…医療費の請求明細のことで、保険医療機関・保険薬局が保険者に医療費を請求する際に使用するもの。診療報酬明細書。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 市民が心も身も健康なまち
- ◆ 健康づくりの環境が充実しているまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施 策	施策の基本方針（基本事業）	
3-2 心と体の健康づくりの推進	1	健康づくり増進体制の充実
	2	健康管理の促進
	3	放射線リスクの軽減
	4	国民健康保険制度の適正な運営
	5	医療体制の充実と支援

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
自分が健康だと意識している市民の割合	79%	80%以上
一般健康診査受診率 ^{※18} (30～40歳未満)	12.4%	15.0%以上
年間追加被ばく線量 ^{※19}	1～5ミリシーベルト/年	1ミリシーベルト/年未満
市民（国民健康保険加入者） 一人当たりの医療費	305,628円/年	293,000円以下/年

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから高齢者まですべての市民が、共に支え合いながら「自分の健康は自分で守る」という積極的な健康づくりを実践します。 ・ 自らの健康は自らで守る意識を高め、自主的な健康づくりを行います。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で一人ひとりの健康づくりを支援するため、身近に参加できる場所で、町内会・行政区、各種団体などによって多様な活動を提供します。 ・ いつでも利用できる、安全で質の高い医療を提供します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政は健康増進・食育推進計画を推進する主体として、積極的に健康づくり活動を展開する役割を担います。 ・ 国民健康保険制度の安定的運営を図ります。

※18 一般健康診査 … 市民の対象年齢人口に対する一般健康診査受診者（事業者実施の健康診査等は含まない。）の割合

※19 年間追加被ばく線量 … (空間線量率－自然由来の放射線量率) ×滞在時間

■ 施策の基本方針

1. 健康づくり増進体制の充実 [3-2-1]

個人の健康づくりを社会全体で支援するためには、幅広い関係者の協力を得た支援体制の整備が必要です。行政内部の体制づくりのみならず、行政外部の様々な関係者との連携を踏まえた体制づくりにより、施策を推進します。また、関連する幅広い関係機関・関係組織との連携強化を図り、協働による健康づくりを推進します。

【主要事務事業】

- 健康づくり推進員活動事業
- 食生活改善推進員活動事業

2. 健康管理の促進 [3-2-2]

市民が健康についての認識を深め、自ら望ましい生活習慣を身につけ、継続できるように働きかけるとともに、非感染性疾患（NCD）である生活習慣病の発症予防、早期発見、早期治療を推進します。

また、市民が自立した生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた心身の健康づくりや食育の普及・啓発等を推進します。

【主要事務事業】

- 健康診査事業
- がん・女性がん検診事業
- 保健指導管理事業
- 母子保健事業（妊産婦健康管理・乳幼児健康診査）
- 予防接種事業
- 食生活改善推進員活動事業（再掲）



3. 放射線リスクの軽減 [3-2-3]

震災後の放射線に対する市民の不安と生活習慣の変化をとらえ、放射線健康管理対策を重点的に推進します。

特に、各種検査を継続して実施するとともに、検査結果を有効に活用し、各健康分野における保健活動と連携して放射線に関する正しい知識の啓発と情報提供、子どもたちの屋内外の遊び場の整備により、生活習慣の改善を含めた心身の健康管理に取り組みます。

【主要事務事業】

- 放射線健康管理対策事業
- 記念樹の杜 屋外あそび場運営事業
- 屋内あそび場運営事業

4. 国民健康保険制度の適正な運営 [3-2-4]

国民健康保険事業の推進により、被保険者の健康づくりと安心して医療を受けられる環境づくりはもとより、レセプト点検などの医療費適正化対策と、国民健康保険税収納率向上対策を推進し、国民健康保険事業の健全な運営に努めます。

【主要事務事業】

- 医療費適正化対策事業
- 国民健康保険税収納率向上対策事業

5. 医療体制の充実と支援 [3-2-5]

市民が安心して生活する上で、いつでも利用できる医療機関が地域に整備されていることが重要となることから、24時間、日曜祝日でも救急時対応可能な医療ネットワークの充実に取り組みます。

【主要事務事業】

- 在宅当番医制負担事業



施策 3-3 高齢者福祉の充実

■ 現状と課題

- 近年の核家族化・扶養意識の変化などによる家庭機能の低下や人間関係の希薄化等により、高齢者ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加につながるとともに、寝たきりや認知症による要介護者の増加につながる事が懸念されています。
- これからの高齢社会を活力ある社会としていくために、高齢者の経験や知識を生かし、ボランティア活動、生涯学習活動を通して、地域社会に積極的に参加し、生きがいづくりに取り組む必要があります。
- また、高齢者になっても安心して暮らすことができるよう、地域で高齢者を支えるネットワークづくりや介護が必要となった高齢者の介護サービスの需要に対応できる支援体制の強化を図る必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 高齢者がそれぞれの能力を発揮し生きがいを持って暮らせるまち
- ◆ 高齢者が心身ともに健康で安心して暮らせるまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-3 高齢者福祉の充実	1	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
	2	介護予防と自立支援の推進
	3	在宅福祉サービスの充実と支えあう地域づくりへの支援
	4	介護サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 30 年度)
社会参加活動者数 ^{※20}	3,201 人 / 年	3,400 人 / 年以上
要介護認定 ^{※21} をうけていない 高齢者の割合	84.5%	現状を維持する

※20 社会参加活動者数… 老人クラブ・シルバー人材センター・ボランティア活動者数の合計。

※21 要介護認定… 介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うことを要介護認定という。

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の健康は自分で守るという健康管理意識を高め、自主的な健康づくりや生きがいづくりに取り組みます。 ・介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加を支援します。 ・地域の福祉の担い手として活動します。 ・ひとり暮らしの高齢者について見守り組織や地域との連携、行政との協働で支援していきます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがい活動への支援をしていきます。介護予防事業の充実を図ります。 ・要介護高齢者に対し地域包括支援センター等を通じて支援していきます。

■ 施策の基本方針

1. 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 [3-3-1]

今後益々人口の大きな割合を占める高齢者が、社会において積極的な役割を果たしていくために、高齢者は高齢社会を支えていく貴重なマンパワーであるという意識の定着を図り、高齢者それぞれの技能や経験を活かせる機会の拡充や、世代間交流・地域活動への積極的参加を促進します。

【主要事務事業】

- 老人クラブ活動支援事業
- 高齢者いきいき交流事業
- シルバー人材センター支援事業

2. 介護予防と自立支援の推進 [3-3-2]

高齢者が要支援や要介護状態になることを予防し、心身ともに健康でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、生活機能の維持・向上に着目した介護予防事業の充実を図ります。

【主要事務事業】

- 介護予防教室・講演会
- 高齢者ふれあいプラザ維持管理事業
- 高齢者生きがいディサービス事業

3. 在宅福祉サービスの充実と支えあう地域づくりへの支援 [3-3-3]

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域包括支援センター」や「在宅介護支援センター」を中心とした相談支援体制を充実させるとともに、町内会・民生委員・老人クラブ等の相互協力により地域で高齢者を支えるネットワークづくりを推進します。

また、高齢者が在宅でも安心して生活できるためのサービスの提供や在宅高齢者を介護している家族の負担の軽減を図るための事業を行い、在宅福祉の推進を図ります。

【主要事務事業】

- 敬老会開催事業
- 在宅介護支援センター運営事業
- 寝たきり在宅者介護家庭支援事業

4. 介護サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営 [3-3-4]

すべての高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して自立した生活ができるよう、介護保険事業計画に沿ったサービスの確保に努めます。

また、介護保険事業は、事業運営にかかわる多くの方々の理解と負担が必要であり、今後も適時、適切な情報の提供に努めるとともに、公平で適正な事業運営に努めます。

【主要事務事業】

- 介護サービス等給付事業
- 介護予防サービス等給付事業



施策3-4 障がい児・障がい者福祉の充実

■ 現状と課題

- 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成25年4月から施行され、障がい児、障がい者の範囲に難病患者等が加わり、身体障がい者手帳を持っていなくても、必要に応じて障がい程度区分の手続きを経た上で、福祉サービスを利用できるようになりました。
- また、平成26年4月からは、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化等が予定されており、障がい者の地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するなどの法改正が予定されています。
- 障がい者の社会参加や自立が求められていますが、経済の低迷などの要因もあり、活躍の場が少ない状況です。
- このため、障がい者の新たなニーズに即しながら、支援資源の整備、支援ネットワークの構築を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず地域住民が相互に支えあう意識形成を図っていく必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 障がい児・障がい者が、生きがいをもって安心して生活しているまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-4 障がい児・障がい者福祉の 充実	1	相談支援体制の充実
	2	地域社会参加の支援
	3	生活支援体制の充実

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
地域移行者件数 ^{※22}	5人	11人以上
相談支援コーディネーター活用件数	140人/年	170人/年以上

※22 地域移行者件数…障がい者支援施設、精神科病院等に入所（院）している障がい者が、地域生活に移行した件数。

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者を理解し、社会参加に関しての手助け、支援を行います。・ 障がい者が可能な限り社会参加を行います。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none">・ 障がいの有無にかかわらず地域住民が相互に支えあう意識形成を図ります。・ 障がい者が安心して生活できる環境づくりを進めます。・ 障がい者の雇用拡大を図ります。
行 政	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者のニーズに即した、サービスの利用調整が図れるよう相談支援体制の充実に努めます。・ 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう障がい福祉サービスを提供します。・ 障がい者計画等を策定します。

■ 施策の基本方針

1. 相談支援体制の充実 [3-4-1]

障がい者福祉サービスの活用を希望する方や障がいなどの悩みを抱える方等が、個々の障がいや生活状況に応じた適切なアドバイスを受けやすくし、必要とするサービスの利用調整及び障がい者のライフステージを一貫して支える社会の形成を図れるよう、専門コーディネーターによる相談支援体制の充実に努めます。

また、近隣市町村を含む広域的な協議会組織を設け、専門支援機関の協力関係を強化し、障がい者のニーズに即した支援策の研究と実践を行います。

さらに障がい者虐待防止センターを兼ね備えた基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担いつつ、障がい者への虐待の防止・早期発見に努めます。

【主要事務事業】

- 障がい者福祉相談支援事業

2. 地域社会参加の支援 [3-4-2]

障がい者が生きがいをもって生活を送るために、地域社会の中で多様な形で参加が出来る機会を創るとともに、個々の能力や特性に配慮した社会参加や就労等が実現できるよう、行事や講座への参加に係る支援や、訓練機会や職業コーディネート機会等の充実とともに、受け皿となる事業所等への理解促進を図ります。

【主要事務事業】

- 移動支援・日中一時支援事業

3. 生活支援体制の充実 [3-4-3]

地域で暮らし続けたいと願う障がい者が、「施設入所」や「過度の家族による介護」に頼らずに在宅生活を営めるよう、ホームヘルプサービス等の「居宅系サービス」及びグループホーム等の「居住系サービス」の資源充実に努めます。また、地域の活動団体などとの連携を図りながら、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整えていきます。

【主要事務事業】

- 障がい者福祉サービス介護給付事業



(本宮市社会福祉協議会より提供)

施策 3-5 生活保護制度の適正な運用による自立支援

■ 現状と課題

- 生活保護の動向は、全国的には被保護世帯、被保護人員とも増加傾向で推移しています。
- 稼働能力があるにもかかわらず就労できない世帯は依然として多く、より適切な援助が求められています。
- また、生活に困窮する理由は、高齢や障がい、傷病、失業など様々です。生活に困って相談に訪れた市民の多様なニーズに対応するため、関係機関との連携などを図りながら、生活相談・自立支援体制の充実を図る必要があります。
- 国民年金制度は、老齢・障がい・死亡に関して必要な給付を行いながら、健全な生活の維持及び向上に寄与することを目的とする、全国民を対象とした公的年金制度です。
- しかし、景気低迷などにより保険料の納付率が低く、未加入者もいるため加入促進に向けた啓発活動の強化が求められます。

■ 目標とするまちの姿

- ◆生活保護制度がセーフティネットとして有効に機能し、必要な時に必要な支援が受けられ、誰もが安心して生活しているまち
- ◆市民が国民年金制度をよく理解し、老後に不安のない生活を送ることができるまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-5 生活保護制度の適正な運用による自立支援	1	生活相談・自立支援体制の充実
	2	生活保護制度の適正な運用
	3	国民年金制度の適正な運用と啓発

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
生活保護受給者自立支援事業 ^{*23} による就労支援者数	8人/年	10人/年以上

※23 生活保護受給者自立支援事業 … 公共職業安定所（ハローワーク）との連携により行う就労支援事業

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労等により自立に努めます。 ・ 傷病等の就労阻害要因の回復に努めます。 ・ 国民年金に加入します。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員は、行政と連携して生活困窮者世帯の自立を支援します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護制度の適正な運用により、生活保護の生活水準を保障します。 ・ 自立に向けた支援を行います。 ・ 年金相談等により制度の啓発、普及に努めます。

■ 施策の基本方針

1. 生活相談・自立支援体制の充実 [3-5-1]

所得が低く生活に困っている人の実情に応じた相談援助機能の充実を図るため、関係機関との連携を強化し、保健、医療、福祉等に関する様々な相談に対応できる体制を整備し、的確なサービスの提供に努めるとともに、保護世帯の自立助長を促進するため、民生児童委員をはじめ、医療機関やハローワーク等の関係機関との連携を強化し、自立支援の取り組みを積極的に推進します。

【主要事務事業】

- 自立支援事業
- 生活相談事業

2. 生活保護制度の適正な運用 [3-5-2]

生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じ、生活保護を適用するとともに、被保護者の生活実態を把握し、適正な保護の実施に努めます。

【主要事務事業】

- 生活保護事業

3. 国民年金制度の適正な運用と啓発 [3-5-3]

年金事務所と連携しながら、国民年金制度の適正な運用に努めるとともに、国民年金制度に関する市民の理解と認識を深めるため、広報紙等の活用、年金相談を行い加入促進に努めます。

【主要事務事業】

- 国民年金事務

施策 3-6 地域福祉の推進

■ 現状と課題

- 少子高齢化や核家族化、プライバシーの意識の高まりなどの背景もあり、地域での人間関係の希薄化が進むなか、市民相互の支え合いの精神が脆弱化しています。
- 一方、ボランティアやNPO法人などの活動が活発化する傾向もみられるなど、地域社会における状況は様々です。
- 東日本大震災の発生により、家族の絆、地域の絆の大切さについて再認識されています。
- 地域で支え合う仕組みづくりを強固なものとするため、市民と行政等の協働により、市民の生活に密着した地域福祉の総合的な推進体制の基盤づくりに計画的に取り組んでいく必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 地域で支え合う福祉意識が高いまち
- ◆ 福祉ボランティア活動が盛んなまち
- ◆ ユニバーサルデザイン^{*24}の視点でまちづくりを進めるまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-6 地域福祉の推進	1	地域福祉を推進する団体等への支援・連携
	2	地域福祉ネットワークづくりの支援

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
福祉ボランティア登録団体数	44 団体	47 団体以上
福祉ボランティア登録人数	1,195 人	1,400 人以上
ふれあいサロン開設数	43 箇所	53 箇所以上
ふれあいサロン参加者数	8,512 人 / 年	9,500 人 / 年以上

※24 ユニバーサルデザイン…年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらず、はじめから、できるかぎりすべての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

■ 協働の役割

市 民	・ 地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加します。
地域・事業所	・ 地域で活動するボランティアの育成、支援を行います。
行 政	・ 社会福祉協議会が地域社会の核となるため運営支援を行います。

■ 施策の基本方針

1. 地域福祉を推進する団体等への支援・連携 [3-6-1]

本市の地域福祉を推進する社会福祉協議会への支援を行うとともに、地域で活動する市民ボランティア団体やNPO等との連携を図りながら、地域住民のボランティア活動の取り組みを推進します。

【主要事務事業】

- 社会福祉協議会活動支援事業

2. 地域福祉ネットワークづくりの支援 [3-6-2]

地域に密着した福祉を推進するため、民生児童委員と連携を図り、支援を必要とする市民を地域の中で支える体制の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインやバリアフリー^{※25}の考え方について、市のホームページ等を通じて意識啓発や情報提供を行います。

【主要事務事業】

- 民生委員・児童委員活動事業



(本宮市社会福祉協議会より提供)

※25 バリアフリー…障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方

施策 3-7 人権尊重と男女共同参画社会^{※26}の推進

■ 現状と課題

- 21世紀は、「人権の世紀」と言われ、人権尊重の理念は国際的にも重視されている今日、心豊かで思いやりに溢れ、共に支え合う市民生活を実現していくためには、全ての人々の基本的人権が尊重された、差別のない明るい地域社会の構築が求められています。
- また、女性や子ども、高齢者、障がい者を取り巻く様々な人権問題が幅広く存在し、ドメスティック・バイオレンス(DV)^{※27}、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント^{※28}などの事件も年々多様化すると共に増加の一途を辿り、大きな社会問題となっています。
- 人権問題の根絶に向け、一人ひとりが人権尊重を認識し自らの課題としたさらなる取り組みが求められています。
- さらには、近年の少子高齢化の進行や経済・産業構造の変化、多様化するライフスタイルなど社会環境と情勢が大きく変化する中、将来にわたって豊かで活力ある社会を構築するため、女性も男性も全ての人々がお互いにその人権を尊重し喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず個性や個々の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。
- こうした中、本市においては、人権擁護委員や関係機関と連携し人権相談、人権教育の推進に取り組んできましたが、人権侵害として大きな社会問題ともなっているドメスティック・バイオレンス(DV)の表面化しない被害状況について深刻に受け止め、その被害者に対する支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境づくりが早急に必要です。
- また、依然「性別役割分担意識」が根強く存在する中、男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会を実現するための基本的考え方を明らかにし、男女の人権が尊重され、かつ、互いに責任を分かち合って社会のあらゆる分野に参画し、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる、豊かで活力ある男女共同参画社会を形成するための取り組みを進める必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 男女がお互いの人権を尊重するまち
- ◆ 社会のあらゆる分野で男女がともに活動しているまち

※26 **男女共同参画社会**…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

※27 **ドメスティック・バイオレンス**…配偶者等からの身体的・精神的・性的暴力のこと。平成16(2004)年12月に改正された配偶者暴力防止法では、配偶者に限っていた保護命令の対象が元配偶者まで拡大されるとともに、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令制度などが盛り込まれた。

※28 **セクシュアル・ハラスメント**…性的嫌がらせ。性的な言葉や行動によって、他の人に精神的・肉体的に不快な思いや苦痛を与えること。また、性別の役割を強要し、それによって不快な感情を抱かせること。

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
3-7 人権尊重と男女共同参画社会の推進	1	人権啓発・相談体制の充実
	2	男女共同参画の意識づくり
	3	男女共同参画活動の推進体制の充実
	4	社会のあらゆる分野への女性の参画が進む社会環境づくり

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
行政における審議会・委員会などの女性委員登用率	17.5%	25.0%以上
女性就業率※29	47.8%	50.0%以上

■ 協働の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の行動を実践します。 ・家庭においては、家族が協力し合い、家事、子育てなど対等な立場で行います。 ・地域、職場においては男女がお互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・性別役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めます。 ・労働・雇用における男女の均等な機会と待遇の確保に努めます。 ・仕事と家庭・地域生活の両立のための環境づくりを行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・意識改革に向けた啓発や教育等を行います。 ・審議会や委員会への女性の積極的な登用と機会の拡大を図ります。 ・女性の学習機会の提供を図ります。 ・事業所等への啓発を行います。 ・暴力の根絶に向けた啓発、相談の充実を図ります。

※29 女性就業率…近況値は平成22年国勢調査による。

■ 施策の基本方針

1. 人権啓発・相談体制の充実 [3-7-1]

女性、子ども、高齢者、障がい者などのあらゆる人権問題の解消に向け、人権意識の啓発、教育を効果的に推進することにより、人権意識の高揚を図り、差別や偏見のない明るい地域社会の実現に努めます。

また、関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントをはじめ、さまざまな人権問題にきめ細かく対応する相談や支援体制の充実を図ります。

【主要事務事業】

- 人権啓発・相談事業

2. 男女共同参画の意識づくり [3-7-2]

家庭教育、学校教育、社会教育等の教育や学習の場で、男女の性別による固定的な役割分担の観念の排除や、男女が社会の対等な構成員であることの理解を深める教育活動の展開を図ります。

また、広報紙やホームページをとおして男女共同に関する情報を提供し、男女共同参画の啓発活動を推進します。

【主要事務事業】

- 男女共同参画意識啓発事業

3. 男女共同参画活動の推進体制の充実 [3-7-3]

男女共同参画基本計画を基本とする男女共同参画を推進するとともに、女性の人権尊重を考えた相談体制の充実を図ります。

【主要事務事業】

- 男女共同参画審議会運営事業

4. 社会のあらゆる分野への女性の参画が進む社会環境づくり [3-7-4]

女性が社会のあらゆる分野で活動できるよう、働く女性の職業意識や職業能力を高めるための情報を提供し、女性の人材育成に向けた学習機会を支援するとともに、仕事と家庭が両立できる環境づくりを推進します。

【主要事務事業】

- 男女共同参画支援事業

第4節【豊】 活力あるふるさとのまちづくり

施策 4-1 地域の特徴を活かした農林業の振興

■ 現状と課題

- 本市の農業は「コシヒカリ」を主体とした良質米の産地として肥沃な耕地を活かした稲作を中心に、野菜・果樹・畜産等を組み合わせた多様な経営が展開されており、本市の主要な産業の一つとして重要な役割を担っています。
- しかし、農業を取り巻く環境は「食料・農業・農村基本法」と「農政改革大綱」の制定による諸政策の見直しが進む中であって、農業生産物の安全・安心の確保、消費者ニーズの変化、過剰米対策などの課題があり、極めて厳しいものとなっております。
- また、農業経営者は、兼業化が著しく進むとともに、高齢化が加速しており、担い手不足が深刻化しています。
- 特に土地利用型農業を中心に、後継者に継承されない農地、又は担い手に集積されない農地が遊休化する傾向にあります。
- 加えて原子力災害に起因する風評被害の影響により、農業者の生産意欲を後退させ、耕作放棄を加速させています。
- さらに、国は、生産調整の廃止、経営所得安定対策の抜本改革等、農業政策の大転換を図っており、生産性の向上及び農産物の質的向上による、競争力のある農業の確立を目標に掲げています。
- このため、今後は TPP^{※30}交渉の経過などを含め国の動きを注視していくとともに、関係機関、団体と連携しながら経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成、確保を図るため、農地の集積と産業として自立できる農業構造への転換を推進していくことが求められています。
- また、風評被害対策として、放射性物質吸収抑制対策や米の全量全袋検査などにより農林産物の安全を確保しながら、安全・安心の発信と市場の信頼回復を図ることが必要です。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 活力ある担い手農家・組織を育成するまち
- ◆ 新鮮で安全な農林産物を安定的に供給しているまち

※30 TPP…環太平洋パートナーシップ(Trans-Pacific Partnership)協定の略で、太平洋を取り囲む国々の間で、モノやサービス、投資などが出来るだけ自由に行き来できるよう、各国の貿易や投資の自由化やルール作りを進めるための国際協定

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
4-1 地域の特性を活かした 農林業の振興	1	農業担い手の育成・確保
	2	農林産物の風評被害の払しょくと消費・販路拡大
	3	遊休農地の解消と生産拡大
	4	農林業基盤の整備

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
認定農業者数	154人	154人以上
特定営農団体数	0団体	2団体以上
農産物販売額 ^{※31}	1,174百万円	1,300百万円以上

■ 協働の役割

市民	・ 農業者は経営力を高め「安全・安心」な農林産物の生産に務め、非農家を含む地域全体で、社会共通資本でもある農村環境の多面的機能の維持に努めます。
地域・事業所	・ 農業団体、農地利用改善団体等は地域の中心的経営体となる担い手農業者へ農地の集積を進め、農地の有効利用、農業経営改善を促進します。
行政	・ 競争力のある農畜産物の生産・流通に向けて機械化、効率化による低コスト、高生産農業を推進します。 ・ 有機農業、加工等による高付加価値化を推進し、農林産物のブランド化を図ります。



※31 農産物販売額…市内農産物直売所販売額及びJAみちのく安達系統出荷額（本宮市分）の合計額

■ 施策の基本方針

1. 農業担い手の育成・確保 [4-1-1]

国が進める地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の策定を推進し、集落、地域の中心的経営体となる認定農業者や集落営農団体等の育成・確保に努めます。

農地の有効利用や流動化を促進し、地域の担い手の農業経営者に対し、農地の利用集積を図ります。

時代のニーズにあった幅広い高度な技術的知識と企業的経営力の習得のための各種研修制度や農家支援体制の充実により農業経営者の育成強化を図ります。

地域の担い手の農業経営者の規模拡大や、新規就農者の要望に応えられる支援や融資制度等を推進します。

【主要事務事業】

- 農業経営改善資金融資制度推進事業
- 家畜導入資金融資制度推進事業

2. 農林産物の風評被害の払しょくと消費・販路拡大 [4-1-2]

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、福島県産農林産物等の販売・消費動向は、震災以前までには回復していません。このことから、消費者や流通関係事業者等の信頼回復に向けて、放射性物質吸収抑制対策や米の全量全袋検査などにより農林産物の安全を確保しながら、積極的なセールスプロモーション^{※32}及びリスクコミュニケーション^{※33}を展開します。

農林産物等の大量消費者である都市部へ本市の安全・安心な農産物をPRするとともに、市内において地産地消等の地域内循環を積極的に推進します。

消費者と生産者の顔が見える関係を構築し、都市住民や大学等との交流をとおして、地域内の活性化を図ります。

【主要事務事業】

- 特産作物振興対策事業
- グリーン・ツーリズム^{※34}地域推進事業
- 農産物等風評被害対策事業

※32 セールスプロモーション…キャンペーンなどを利用して、消費者の購買意欲や流通業者の販売意欲を引き出す取り組み全般のこと。

※33 リスクコミュニケーション…災害や環境問題、原子力施設などから人類や生態系が受ける影響・リスクをめぐり、企業、専門家、行政、消費者、地域住民など間で行われる情報伝達。

※34 グリーン・ツーリズム…農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

3. 遊休農地の解消と生産拡大 [4-1-3]

農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全を図るとともに、優良農地の利活用を促進します。また、就業形態の多様化や、農地と市街地の混住により農業基盤が弱体化しつつあるため、非農家も交えた中で、農地・水・環境保全向上対策等の事業に取り組み、集落内の遊休農地対策を図ります。

また、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の策定を推進し、地域の農地の利活用について地域内の協議を促進して遊休農地の発生防止・解消を目指します。

土地利用型農業における規模拡大に適さないような農地は、品目の転換を促し、集約型農業への経営転換と生産拡大を推進します。

【主要事務事業】

- 遊休農地対策事業
- 堆肥助成交付金事業

4. 農林業基盤の整備 [4-1-4]

農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、農用地の秩序ある土地利用の確保に努めます。

また、農林業基盤の確立を図るための事業や、農地や農業用施設（ため池、用排水路等）の適切な維持管理に必要な事業を推進します。

林業基盤の確立を図るため、民有林の整備や木材の搬出入が円滑に実施できるように、既存林道の維持管理に努めます。

【主要事務事業】

- 土地改良区支援事業
- 農業用道水路整備事業



施策 4-2 にぎわいと魅力あふれる商業の振興

■ 現状と課題

- 本市の商業は、JR本宮駅や国道4号を中心に発展してきましたが、近年、消費者ニーズの多様化や車社会の発達により、駐車場を兼ね備えた近隣に立地する巨大商業施設や郊外型ショッピングセンターへの消費流出が顕著となっています。
- 中心市街地においては、経営者の高齢化や後継者不足、不況や震災の影響に伴う経営悪化による廃業などで商業機能や地域コミュニティの低下が懸念されます。
- このような状況の中で、商工会や商店街協同組合・まちづくり会社などの関係機関との連携を図りながら、地域に密着した商店・商店街づくりや地域資源を活用した集客イベントなどを開催し、中心市街地へのにぎわい創出に取り組んでいます。
- 今後も継続した魅力ある商店・商店街づくりや各種イベント等に取り組みながら、中心市街地のにぎわい創出に向けて、商業者と一体となったまちづくりが必要です。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 魅力ある商店街に人々が集い、にぎわいのあるまち
- ◆ 商工会と連携し、商業者を育成するまち

■ 施策の体系 (目標達成のための施策の展開)

施策	施策の基本方針 (基本事業)	
4-2 にぎわいと魅力あふれる商業の振興	1	地域に密着した商店・商店街づくりの推進
	2	人が集まる事業活動の支援
	3	中小企業・事業者の育成と経営基盤安定化の支援

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 30 年度)
年間商品販売額 ^{※35}	684.8 億円 / 年	900.0 億円 / 年以上
従業者数 ^{※36}	2,244 人	2,600 人以上
商工会会員数	697 会員	700 会員以上

※35 年間商品販売額…近況値は平成 24 年経済センサスによる。平成 19 年は 813.7 億円 / 年。

※36 従業者数…近況値は平成 24 年経済センサスによる。平成 19 年は 2,428 人。

■ 協働の役割

市 民	・市内での購入に努めます。
地域・事業所	・個店の魅力向上に努めます。 ・商店街の環境整備を行います。 ・商工会は商業振興に関する多面的な活動を行います。
行 政	・商店街の環境を整備します。 ・融資制度の普及を促進し、経営の安定化を支援します。

■ 施策の基本方針

1. 地域に密着した商店・商店街づくりの推進 [4-2-1]

特色ある店づくりや、魅力的な店づくりに積極的に取り組む商店・商店街を商工会や行政が一体となって支援し、地域に密着した商店・商店街づくりを推進します。

【主要事務事業】

- 商工業振興団体支援事業

2. 人が集まる事業活動の支援 [4-2-2]

市の商業の核となる中心市街地づくりと魅力ある商店街の形成を図るため、商工会をはじめ、商店街協同組合やまちづくり会社などの関係機関と連携し、中心市街地や商店街に人が集まる事業活動に対し支援を行います。

【主要事務事業】

- 商工業振興団体支援事業(再掲)

3. 中小企業・事業者の育成と経営基盤安定化の支援 [4-2-3]

商工団体や金融機関と連携して、各種融資制度の活用、経営相談の充実に努め、中小企業事業者の経営基盤の安定を図ります。

【主要事務事業】

- 商工業経営金融支援事業

施策 4-3 活力ある工業の振興

■ 現状と課題

- 工業の振興は、活力あるまちづくりの根幹を支える税収や雇用の創出、人口増加などに大きく関わるため、地方自治体にとって重要な課題です。
- 本市では、工業団地への企業誘致による新規企業立地や公共設備の整備を進めた結果、市内 10 箇所の工業団地と 3 箇所の工業用地に 88 社の企業が進出し、工業等団地の土地利用効率もほぼ 100%となっています。
- また、東日本大震災直後の市内工業の製造出荷額は、震災の影響により工場等の操業が停止したことで大幅に減少していましたが、現在は復旧が進み回復に向かっていきます。
- 今後は、新規工業団地の道路等の公共設備の整備など、環境整備を行いながら優良企業の立地に努めるとともに、既存企業へのフォローアップを行い、震災前の水準になるよう努める必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 企業立地が進み、地域経済が活性化しているまち
- ◆ 企業が活発な事業活動を展開しているまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
4-3 活力ある工業の振興	1	企業立地の推進
	2	既存企業及び新規立地企業への支援
	3	工業団地の管理・整備

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 30 年度)
新規立地企業累計数	88 社	93 社以上
工業出荷額（製造品出荷額） ^{※37}	1,944 億円 / 年	2,600 億円 / 年以上

※37 工業出荷額（製造品出荷額）…近況値は平成 24 年工業統計調査による。※平成 22 年は 2,606 億円 / 年

■ 協働の役割

市 民	・ 企業活動に理解を深めます。
地域・事業所	・ 健全な経営活動に努めます。 ・ 環境に配慮して事業を進めます。
行 政	・ 優良企業を誘致し、市内の企業数を増やします。 ・ 立地企業のフォローアップをします。

■ 施策の基本方針

1. 企業立地の推進 [4-3-1]

福島県や金融機関等と情報交換を行い企業情報を収集するとともに、高速道路等交通の要衝となっている地域の特性を活かし、企業立地を推進します。

【主要事務事業】

- 企業立地推進事業

2. 既存企業および新規立地企業への支援 [4-3-2]

震災からの復興のための、国及び県の補助金や設備投資優遇制度を活用し、企業立地の環境整備に努めます。

また、市内の立地企業で組織する立地企業連絡会等に参画し、企業との情報交換を図るとともに情報の共有による市域内流通の拡大や新たな分野への事業発展を促進します。

【主要事務事業】

- 工業等設置支援事業

3. 工業団地の管理・整備 [4-3-3]

工業団地内及び周辺を整備、維持を行い適正な管理に努めるとともに、新たな工業団地等の整備支援を行います。

【主要事務事業】

- 工業団地維持管理事業
- 工業団地用地取得事業

施策 4-4 勤労者の雇用対策と就労環境の充実

■ 現状と課題

- リーマンショックによる景気低迷から景気の回復の兆しが見え始めてきているものの、未だ雇用環境については厳しい状況の中であります。
- 本市においては、雇用の安定と拡大を図るため企業誘致を進める一方で、ハローワークなどの関係機関と連携し、安定雇用の促進や高齢者・女性・障がい者等への就業機会の拡充など、雇用対策の充実に努めてきました。
- 震災以降は、復興需要により建設業を中心に、医療・福祉などでも求人数が伸びている一方で、求職者の人気が高い事務系や製造業の求人数が低調であり、求人・求職のミスマッチにより就業者数はなかなか伸びない状況です。
- このため、今後もハローワークなどの関係機関との連携を強化しながら、求人情報の提供や就職相談会の開催等により就業機会の拡充に努めることが必要です。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 市民の就労機会が充実しているまち
- ◆ 市民の就労環境の向上に取り組むまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
4-4 勤労者の雇用対策と就労環境の充実	1	就労支援対策の推進
	2	福利厚生への支援

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
就業者数 ^{※38}	15,214人	16,200人以上
シルバー人材センター登録者数	163人	190人以上
福利厚生事業参加者数	43人/年	50人/年以上

※38 就業者数…近況値は平成22年国勢調査による。

■ 協働の役割

市 民	・ 自己のスキルアップに努め、積極的に雇用機会の確保に努めます。
地域・事業所	・ 安定した雇用機会の創出と地元からの雇用を積極的に行います。
行 政	・ 求人に関する最新情報の提供に取り組みます。 ・ 求職者の就職活動を支援します。

■ 施策の基本方針

1. 就労支援対策の推進 [4-4-1]

ハローワークなど関係機関との連携を図りながら、求人情報の提供や就職相談会を開催し就労支援に取り組みます。また、若者のふるさとでの定住を増加させるため、地元企業との連携による求人説明会を開催しながら地元就労の推進に努めます。

【主要事務事業】

- 地域雇用支援事業
- シルバー人材センター支援事業（再掲）

2. 福利厚生への支援 [4-4-2]

市内企業の協力のもと、労働条件の向上や勤労者福利厚生の充実等を推進し、新規就労者への支援を強化します。

【主要事務事業】

- 勤労者互助会運営支援事業

■ 施策の基本方針

1. 観光資源の整備 [4-5-1]

市内の歴史的建造物や伝統行事、各種イベント等について、市民と観光客が一体となって楽しむことができる観光資源化に努めるとともに、観光施設の適切な管理を行いながら入込客の誘導に努めます。

【主要事務事業】

- 観光施設管理事業

2. 観光案内・宣伝の充実 [4-5-2]

観光客が喜びを見出すのは非日常との遭遇や普段感じることのできない気持ちを体感した時です。そのために、観光地（観光施設）では「地産品」にこだわった飲み物を提供するなど、観光客に自然なおもてなしの心、サービスを感じてもらい取り組みに努めるとともに、地域の風景や日常生活自体が観光資源になるという啓発活動に取り組みます。

また、広域的な連携を図りながら、観光資源やイベントなどを県内外に周知するため、ホームページの充実や観光パンフレットを整備し、各種マスメディアや観光関連団体を活用した積極的な情報発信を展開します。

さらには、観光客が快適に市内の観光地を訪れることができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した案内板の整備を進めます。

【主要事務事業】

- 観光案内・宣伝事業
- ふくしま DESTINATION キャンペーンPR事業
- 安達地方観光物産振興協議会PR事業

3. 新しい観光資源の開発と観光事業の支援 [4-5-3]

観光資源の掘り起こしを推進するとともに、地域主体の取り組みによる地域の活性化を図るため、中心的な役割をもつ市観光物産協会への支援や、観光関係団体との協働による地域一体感の醸成と地域経済の活性化に努めます。

【主要事務事業】

- 観光関係団体運営支援事業



第5節【住】安全・安心な環境のまちづくり

施策 5-1 環境保全・美化対策の推進

■ 現状と課題

- 現在の社会経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄などにより資源やエネルギーを多く消費し、自然の再生能力を超えるような負荷を与えることとなり、環境の劣化が大きく進み、持続可能な社会の維持が難しい状況にあります。そして、一層、複雑、多様化する環境への影響は、地域社会にとどまらず地球規模にまで広がる一方、将来にわたる問題として認識され、世界的に環境への取り組みが進められています。
- 特に、地球温暖化問題はあらゆる自然環境に影響を及ぼすものであり、オフィスや家庭などにおいて実践できる温室効果ガスの削減に向けた啓発を広く市民に呼びかけ、ひとりひとりが実行することが重要となっています。また、平成 23 年 3 月の原子力災害を受け、持続可能で環境にやさしく、放射性物質拡散のリスクもない再生可能エネルギーの普及拡大が求められています。
- また、原発事故は福島県を中心に広範囲に放射性物質を拡散させ、生活への不安や風評被害等経済活動に大きな影響をもたらしました。
- 本市も同様の被害を受けている中、市民が安心して暮らせる生活を取り戻すため、早期に放射線量の低減に向けた取り組みが求められています。
- 市では、放射線量の低減策として本格的な除染作業を実施していますが、作業に伴い発生する土砂等の仮置場の設置が喫緊の課題となっています。

■ 目標とするまちの姿

- ◆水と緑が身近に感じられる自然豊かなまち
- ◆みんなで考え、協働して環境保全に取り組むまち
- ◆循環型社会の形成に取り組むまち
- ◆市内の放射線量の低減が図られ、市民が安心して暮らせるまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施 策	施策の基本方針（基本事業）	
5-1 環境保全・美化対策の推進	1	環境保全対策の推進
	2	生活環境対策の推進
	3	ごみ減量化とリサイクルの推進
	4	環境負荷の低減と省エネルギーの推進
	5	放射能除染の推進

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
一人当たりの年間ゴミ排出量	359.3kg / 年	337.0kg / 年以下
集団資源回収量	434.4 t / 年	500.0 t / 年以上
住宅用太陽光発電システム設置補助件数	240 件	500 件以上

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を確実に実行します。 ・家庭のごみ発生の抑制に努めます。 ・節電・節水等自然環境に配慮した生活を実践します。 ・放射能に対する正しい知識を習得し、除染作業へ協力します。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を確実に実施します。 ・ごみの発生の抑制に努めます。 ・省資源、省エネルギーの推進を図ります。 ・放射能に対する正しい知識を習得し、除染作業へ協力します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・3R運動^{※40}の啓発活動を推進します。 ・集められたごみを適切に処理・処分します。 ・環境保全に関する普及啓発を行います。 ・省資源・省エネルギーの啓発に努めます。 ・計画期間内の除染作業完了に向けた取り組みを推進します。

※40 3R運動…Reduce（リデュース=発生抑制）、Reuse（リユース=再使用）、Recycle（リサイクル=再生利用）

■ 施策の基本方針

1. 環境保全対策の推進 [5-1-1]

豊かな自然環境を保つため、生物多様性の保全を図るとともに、河川、ため池、森林、農地等の自然環境を体系的に保全し、自然と共生できる地域づくりを進めます。

また、市民、事業者、行政が共に学び、考え、行動し、環境の保全を進めます。

環境保全に関する環境情報の共有を進めるとともに、環境教育、環境学習を推進し、環境の保全と創造を担う人材の育成を図ります。

【主要事務事業】

- 環境美化推進事業
- 騒音防止対策事業

2. 生活環境対策の推進 [5-1-2]

良好な生活環境を維持するため、市民、団体の活動やネットワークづくりを支援するとともに 不法投棄防止対策等を進めます。

【主要事務事業】

- 環境美化推進事業（再掲）

3. ごみ減量化とリサイクルの推進 [5-1-3]

循環型社会を構築するため、3R運動の推進を図り、廃棄物の適正処理及び減量化等に努めます。

【主要事務事業】

- ごみ減量化・資源化対策事業



4. 環境負荷の低減と省エネルギーの推進 [5-1-4]

環境への負荷を低減し地球温暖化を防止するとともに、原子力に頼らない安全・安心なエネルギーの活用を推進するため、再生可能エネルギーや新エネルギーの普及・促進を図ります。

【主要事務事業】

- 太陽光発電システム設置支援事業

5. 放射能除染の推進 [5-1-5]

除染実施計画に基づき住宅除染事業を軸に、より効果的・効率的的手法等も取り入れ加速しながら、線量の低減化を図っていきます。市内全地区の除染作業完了は、平成27年度末を目標としており、国が設置予定の中間貯蔵施設の受入体制が整い次第、各地区仮置場からの土砂等の搬出を実施していきます。

【主要事務事業】

- 住宅除染事業
- 線量低減化対策事業



施策 5-2 安全・安心な水環境の形成

■ 現状と課題

- 本市の水道普及率が98%までに達した現在、従来の水道普及・水需要の対応という面的・量的な供給に加えて、東日本大震災を教訓とした地震や渇水等の災害時や事故などの非常時においても、市民の生活に支障を及ぼすことのない水道施設の整備が求められています。また、原発被害の影響により、放射能対策も継続して実施しています。
- 下水道事業に関しては、公共下水道が昭和63年度より供用を開始し、平成24年末現在、整備面積が493ha、全体計画に対する整備率が48%となっており、農業集落排水事業は、平成8年度に整備が完了している状況です。
- 豊かな自然と快適な生活環境を次世代へ引き継いでいくため、今後も合併処理浄化槽の普及を含め、水洗化率の向上が必要です。

■ 目標とするまちの姿

- ◆安全でおいしい水が安定して供給されているまち
- ◆公共用水域の水質を良好に保全しているまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
5-2 安全・安心な水環境の形成	1	安全な水道水の安定供給
	2	下水道の普及推進
	3	合併処理浄化槽の普及促進

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
老朽管（石綿管）改修率	80.6%	100%
汚水処理人口普及率	68.4%	75.0%以上

■ 協働の役割

市 民	・ 節水に努めます。 ・ 排水設備の適正な維持管理に努めます。
地域・事業所	・ 節水に努めます。 ・ 排水設備の適正な維持管理に努めます。
行 政	・ 安全な水を安定供給し、市民の安心を確保します。 ・ 各種水道施設の整備を進めます。 ・ 下水道及び浄化槽の普及促進に努めます。

■ 施策の基本方針

1. 安全な水道水の安定供給 [5-2-1]

水源の確保、浄水場の改修、老朽管の更新、配水管網の整備を水道事業基本計画に基づき進めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

【主要事務事業】

- 水質検査事業
- 石綿セメント管更新事業
- 白沢地区施設拡張事業
- 水道施設耐震化改修事業

2. 下水道の普及推進 [5-2-2]

計画区域内の汚水処理施設の整備を計画的に進めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

また、水洗化の普及・啓発に努めます。

【主要事務事業】

- 下水道汚水処理施設整備事業
- 水洗化普及事業

3. 合併処理浄化槽の普及促進 [5-2-3]

浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の設置を促進します。

また、合併処理浄化槽の適正な維持管理の普及・啓発に努めます。

【主要事務事業】

- 浄化槽設置支援事業
- 浄化槽維持管理支援事業

施策 5-3 快適な住環境の形成

■ 現状と課題

- 本市には、未整備な道路も多く存在していることから、特に日常生活と密接に関わる生活道路の整備と安全な歩行空間、車両の通行確保が求められています。
- 人口減少に伴う地域の活力の低下が懸念される中であって、定住促進につながる総合的・計画的な住宅施策の必要性が高まっています。
- また、個人住宅の耐震施策やバリアフリー化など、現代の社会情勢に即した住宅相談への体制の強化を図るとともに、老朽化している市営住宅の維持管理を図るなど、安全でより快適な住環境の形成に向けた取り組みを進める必要があります。
- 市内の公園は、気軽に運動や散策ができ、新たな交流も生まれる市民の憩いの場として利用されており、一層市民に愛され、安全で快適に利用できるよう維持管理を行っていく必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 日常の安全な通行が確保されているまち
- ◆ 緑豊かで災害に強い住環境が形成されているまち

■ 施策の体系 (目標達成のための施策の展開)

施策	施策の基本方針 (基本事業)	
5-3 快適な住環境の形成	1	生活道路の整備と市道の適正な維持管理の推進
	2	安全で快適な住宅づくりの推進
	3	市営住宅の適正な管理
	4	公園整備・緑化の推進

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
市道の改良率	46.3%	47.0%以上

■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の道路環境美化活動に参画します。 ・まちの美観や景観に配慮した住宅を建築します。 ・住居まわりの生活環境の維持に努めます。 ・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。 ・緑化推進に努めます。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。 ・地域の生活環境の維持に努めます。 ・安全性と快適性に優れた住宅を供給します。 ・自然環境に配慮した開発を行います。 ・公園に親しみ、利用するとともに、維持・管理に参加します。 ・緑化推進に努めます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・市道の利便性と安全性を高めます。 ・市営住宅の適正な管理を行います。 ・安全、安心な住宅供給のため、適正な宅地開発を誘導します。 ・公園の適正な管理を行います。 ・公共施設の緑化に努めます。

■ 施策の基本方針

1. 生活道路の整備と市道の適正な維持管理の推進 [5-3-1]

歩行者や車両の安全な通行が図れる生活道路の整備を進めます。道路施設の定期的なパトロールを行い、また利用者からの情報提供をいただきながら、市道等の危険個所の補修を実施し、安全で円滑な道路環境を維持します。

【主要事務事業】

- 生活道路整備事業
- 道路維持補修事業
- 橋りょう維持事業

2. 安全で快適な住宅づくりの推進 [5-3-2]

地域の特性や風土を生かすとともに、誰もが暮らしやすいコンパクトで質の高い都市環境を形成するため、民間活力による住宅地の秩序ある誘導を図るなど、定住促進につながる総合的・計画的な住宅施策を推進します。また、市民の生命と財産を守るため、耐震対策やバリアフリーに関する相談体制を強化し、住宅の安全安心の向上に努めます。

【主要事務事業】

- 住宅建築耐震化促進事業
- 定住促進事業

3. 市営住宅の適正な管理 [5-3-3]

公営住宅長寿命化計画に基づき市営住宅の計画的な改修を行うなど、適正な管理に努めます。また、原子力災害による避難者を支援するため、復興公営住宅の整備を行います。

【主要事務事業】

- 市営住宅維持管理事業
- 復興公営住宅整備事業

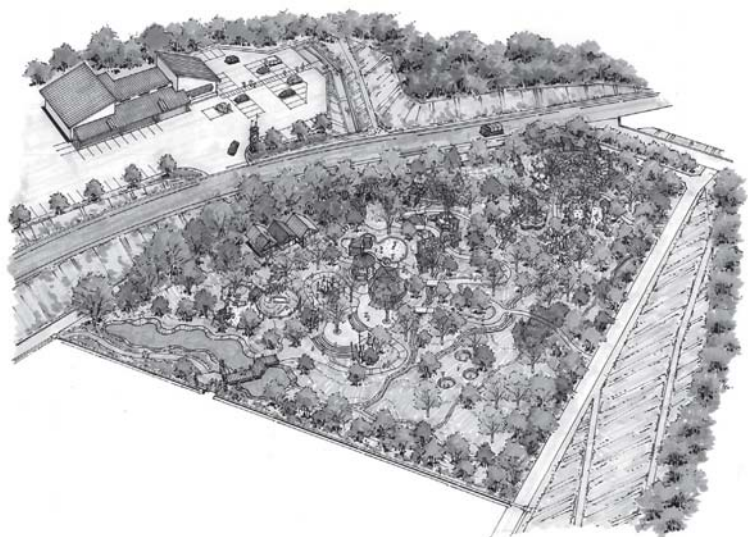
4. 公園整備・緑化の推進 [5-3-4]

人との交流や健康づくりなど多様な市民ニーズに対応し、子どもから高齢者まで広く市民が集い、気軽に運動や遊びに親しめる公園の整備を推進するとともに、公園の適正な維持管理を行い、利用促進に努めます。

また、公共施設や事業所の緑化を推進し、緑化誘導に努めます。

【主要事務事業】

- 公園維持管理事業
- 都市緑化推進事業



施策 5-4 消防・防災体制の充実

■ 現状と課題

- 東日本大震災及び原子力災害により、本市は甚大な損害を被りました。また、大雨に伴う阿武隈川の増水による洪水や短時間での局地的な集中豪雨に伴う内水による浸水被害、土砂災害、火災など幾度にわたり災害を経験しています。
- 今後発生しうる地震や風水害、土砂災害、竜巻等の自然災害、火災、原子力災害、武力攻撃等から生命、健康、財産を守り、安心して暮らせるまちを実現させるには、これまでの災害の経験を教訓とし、本宮市地域防災計画に基づき、防災・減災^{*41}の取り組みの強化を図る必要があります。
- 行政による「公助」に加え、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助けあう「共助」の取り組みを推進し、平時から地域ぐるみで災害に備えておくことが重要です。
- 各災害に応じた防災教育、訓練等による防災意識の高揚や消防団、広域消防本部、企業、自治体等による連携、自主防災組織の育成、さらには災害時の避難対策強化等を図る必要があります。
- また、今後首都直下、南海トラフ連動型地震等の発生なども懸念されており、広範囲にわたる大規模災害に備え、自治体間等の連携の必要性が高まっています。
- このような状況を踏まえ、福島県内・県外市町村や企業と災害時応援協定を締結するなど、災害時に備えた取り組みの強化を図っています。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 過去の災害を教訓とし、消防・防災体制が確立されているまち
- ◆ 市民の防災意識が高まり、火災発生件数が少ないまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
5-4 消防・防災体制の充実	1	消防力の強化と火災予防対策の推進
	2	災害対策の推進
	3	自治体間等連携の推進

※41 減災…災害による被害をできるだけ小さくする取り組み

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
火災発生件数	12件/年	0件/年
自主防災組織数	18組織	116組織

■ 協働の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 消防団や自主防災組織に参加します。 災害に関する知識を身につけるとともに、地域の避難経路、避難所の確認や、市や地域で行う防災訓練に積極的に参加します。 災害発生時には、自ら身を守り（自助）地域で助け合う（共助）活動に協力します。
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織を結成し防災訓練の実施、防災資器材の整備、要援護者の確認支援等に努めます。 顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開に努めます。 地域の貢献の役割を認識し、防災体制の整備・防災訓練の実施に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生命を守り、財産の被害を最小限にするため、地域防災計画に基づき、防災・減災の取り組みを強化します。 各関係機関と連携し、消防防災体制や施設の整備、資器材の備蓄等を行います。 自治体や事業所等との災害時相互応援協定の締結により、大規模災害に備えます。 土砂崩れや水害が予想される箇所について、国、県等と連携して被害の未然防止に努めます。

■ 施策の基本方針

1. 消防力の強化と火災予防対策の推進 [5-4-1]

安達地方広域行政組合と連携し、消防団及び自主防災組織の充実を図り、防災体制の強化に努めます。

また火災に対してより迅速に対応するため、日ごろの訓練による防御技術の向上、防火水槽や消火栓など消防水利の確保、消防車両・消防機器の定期的な更新により、消防力の充実に努めます。

【主要事務事業】

- 消防団活動事業
- 消防施設維持管理事業
- 消防関係車両管理事業
- 消防屯所建設事業

2. 災害対策の推進 [5-4-2]

東日本大震災や原子力災害、水害等過去の災害の教訓を活かし、「自助」「共助」「公助」を基本に、市民や地域、関係機関・団体との連携を図り、迅速かつ適切に対応できる危機管理体制を構築するとともに、防災資機材の整備や備蓄に努めます。

また、防災訓練、防災教育、自主防災組織の取り組み等を推進しながら、市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害時に備えた対策の強化を図ります。

【主要事務事業】

- 防災体制整備事業
- 水防活動事業
- 防災通信施設管理事業
- 防災訓練実施事業

3. 自治体間等連携の推進 [5-4-3]

東日本大震災のように災害が広域な規模で発生した場合などの大規模災害時に対応するため、県外自治体との相互応援協定や、災害発生時の支援物資やサービスが緊急な必要な場合に備え、事業所や団体等との応援協定を推進し、連携強化に努めます。

【主要事務事業】

- 防災体制整備事業（再掲）
- 防災通信施設管理事業（再掲）



施策 5-5 防犯・消費者保護対策の推進

■ 現状と課題

- 全国的に凶悪・複雑な犯罪が発生しており、日常生活の安全・安心の確保が大きな課題になっています。本市でも、地域、学校、保護者や防犯関係団体等と連携・協力しながら犯罪防止活動を行っていますが、児童を狙った声掛け事件等が後をたたないことから、より一層防犯意識の高揚と地域安全対策の強化が求められています。
- また、近年、なりすまし詐欺、高齢者を中心とした訪問販売等や若年層を中心としたインターネット等の架空請求等でのトラブルや被害に巻き込まれるケースが発生しています。
- このような中、本市では、消費者保護対策として、広報活動を通じての情報提供や相談体制を推進していますが、今後も悪質商法が複雑かつ巧妙で多様化していくと予想しています。
- このため、消費者自身が悪徳商法等を見抜く目を養い、対処できるよう福島県等の関係機関、団体等と連携しながら情報の提供等の啓発を推進する必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 犯罪のない安心して暮らせるまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
5-5 防犯・消費者保護対策の 推進	1	防犯体制の充実
	2	安全な消費生活の充実

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
犯罪発生件数	147件/年	130件/年以下
防犯灯設置数	1,151箇所	1,390箇所以上

■ 協働の役割

市民	・自己及び家族の安全は、自分で守るという意識をもって日常生活を送ります。 ・地域の安全・安心を守る活動に積極的に参加します。
地域・事業所	・地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。 ・防犯灯の整備を行います。
行政	・啓発と防犯活動組織への支援、協力をを行います。 ・防犯灯の整備を行います。

■ 施策の基本方針

1. 防犯体制の充実 [5-5-1]

警察・行政・学校・防犯団体・地域等の連携のもと、防犯活動を積極的に展開し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の整備などにより地域の安全を図り、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

【主要事務事業】

- 防犯活動支援事業
- 防犯灯整備事業
- 防犯カメラ整備事業
- 防犯灯維持管理事業

2. 安全な消費生活の充実 [5-5-2]

消費者保護に関しては、正しい知識の情報提供や啓発を推進し、トラブルや被害を未然に防ぐとともに、関係機関、団体等と連携した相談体制の充実を図ります。

【主要事務事業】

- 消費生活啓発・相談事業

施策 5-6 交通安全対策の推進

■ 現状と課題

- 本市を含め全国的にも交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、依然として、悪質な運転者や交通弱者の子供や高齢者等が関係する事故が発生しており、死亡事故等重大な事故につながる恐れがあります。
- 悲惨な交通事故を撲滅し、安全・安心な社会を形成するため、関係機関、団体、地域、事業所等が一体となって推進する必要があります。
- また、安全な交通環境を構築するため、交通事故の発生の恐れがある場所についての交通安全施設の整備を図る必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 交通事故の発生、被害が減少し、生活の安全・安心性が高いまち

■ 施策の体系 (目標達成のための施策の展開)

施策	施策の基本方針 (基本事業)	
5-6 交通安全対策の推進	1	交通安全体制と運動の充実
	2	交通安全施設の整備

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 30 年度)
交通事故発生件数	130 件 / 年	125 件 / 年以下

■ 協働の役割

市民	・交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。
地域・事業所	・町内会・行政区を通じて、交通安全を啓発します。 ・交通安全に対する啓発、研修を実施します。
行政	・交通安全意識の普及・啓発を図ります。 ・交通安全に関する情報の提供を行います。 ・交通安全施設の整備を行います。

■ 施策の基本方針

1. 交通安全体制と運動の充実 [5-6-1]

幼児や高齢者等を交通事故から守るため、学校、地域、警察や関係団体等との連携による交通安全教室や街頭での啓発活動等を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。

また、運転者へは、街頭活動や事業所、関係団体等を通じて飲酒運転等の悪質な事故防止や全席シートベルト着用徹底の啓発に努め、悲惨な交通事故の撲滅を目指します。

【主要事務事業】

- 交通教育専門員活動事業
- 交通安全活動事業
- 交通安全活動団体支援事業

2. 交通安全施設の整備 [5-6-2]

歩道の整備、カーブミラーやガードレール等に関する地域ニーズを収集しながら、交通安全施設の整備を図り、安全な道路環境づくりを進めます。

【主要事務事業】

- 交通安全対策施設整備事業



施策 5-7 計画的な土地利用の推進

■ 現状と課題

- 本市の土地利用の状況は、総面積 87.94km²のうち、農用地 23.56km² (26.8%)、森林 27.02km² (30.7%)、水面・河川・水路 3.12km² (3.5%)、原野 0.25km² (0.3%)、道路 9.52km² (10.8%)、宅地 8.59km² (9.8%)、その他 15.88km² (18.1%) となっています。
- その中で市街地は、ほぼ本市の中央を北流する阿武隈川や国道 4 号の両側に広がる平坦地を中心に形成されており、また、東北自動車道本宮インターチェンジ周辺や市の北部、さらに東部の丘陵地帯に工業団地が点在しています。
- 農用地と山林は、市街地の周辺を取り囲む形で広がっており、阿武隈川の西部には大規模な水田が分布する一方、東部は河川沿いの小規模農用地が多く、山林が混在しています。
- 産業構造の変化により、社会ニーズに対応した土地利用が求められています。
- 土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤となるものです。福島県のほぼ中央という地の利を活かすとともに、美しい自然との調和を図りながら、土地利用関連計画(国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画)に基づき、市の発展と定住促進につながる計画的な土地利用を推進する必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 地域の特性を活かし土地を有効に活用しているまち
- ◆ 総合的に秩序ある土地利用が行われているまち
- ◆ 利便性が高く美しい自然との調和のとれた住みよいまち

■ 施策の体系(目標達成のための施策の展開)

施策	施策の基本方針(基本事業)	
5-7 計画的な土地利用の推進	1	土地利用の方針の明確化
	2	土地利用の方針に即した土地利用の推進

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
農用地面積※42	23.56km ²	23.00km ²
森林面積	27.02km ²	26.79km ²
宅地面積	8.59km ²	9.15km ²

■ 協働の役割

市民	・自然と調和を大切にした土地利用に協力します。
地域・事業所	・市の土地利用方針に沿った土地利用に協力します。
行政	・市の土地利用計画を定め、適正な土地利用への誘導を行います。 ・土地利用の基本的方向に基づき、市街地の形成を促進します。

■ 施策の基本方針

1. 土地利用の方針の明確化 [5-7-1]

基本構想で示された土地利用の方針をもとに、美しい自然との調和を図りつつ、市の生活環境の確保による均衡ある発展と定住促進につながる住みよいまちづくりを進めるため、「本宮市国土利用計画」において適正かつ産業構造の変化や社会ニーズに対応した土地利用の誘導を図ります。

また、より具体的計画である「都市計画マスタープラン」、「農業振興地域整備計画」及び「森林整備計画」により、整合性を図りながら方針の明確化を行います。

【主要事務事業】

- 都市計画マスタープラン策定事業
- 農業振興地域整備計画策定事業

2. 土地利用の方針に即した土地利用の推進 [5-7-2]

「国土利用計画」、「都市計画マスタープラン」、「農業振興地域整備計画」及び「森林整備計画」の適正な運用を図ります。

【主要事務事業】

- 開発指導事務

※42 農用地面積、森林面積、宅地面積…各面積の近況値は、直近国勢調査実施年(平成22年)を基準年として算出した面積。

施策 5-8 都市基盤の形成

■ 現状と課題

- 本市は、東北自動車道と国道4号が南北に走り、東北自動車道と磐越自動車道が交差する郡山ジャンクションが近接している、市外からのアクセスがしやすい交通の要衝です。
- 一方、市内においては、東西方向に広がる道路網の配置が脆弱であり、東西方向に伸びる幹線道路の整備が必要となっています。
- これまでの河川の洪水氾濫に加え、局地的な集中豪雨による浸水被害も増加しており、雨水処理施設の整備が急務となっています。
- 本市の中央部を北流する阿武隈川は、美しい水辺環境を形成していますが、幾度となく水害をもたらしてきました。
- 「平成の大改修」による河川整備が進められ、河川の水位上昇による水害に対する安全度が向上していますが、本築堤事業は現在整備途中であり、早期完成が望まれています。
- さらに、本宮駅周辺の中心市街地においては、駅東口広場の整備により一定の利便性の向上が図られましたが、駅西側からのアクセスについては課題が残っています。
- 五百川駅前については、朝夕の通勤通学時の混雑がみられることから、安全性の確保と利便性の向上が求められています。
- このため、本宮駅東西自由通路・西口広場及び五百川駅を含めた駅周辺の環境整備を推進し、にぎわい創出と安全性の向上を図り、都市ネットワークを構築する総合的なまちづくりを進める必要があります。
- 白沢総合支所周辺については、公共施設が集積する地域の拠点として、複雑な道路形状を解消し、安全性の確保と利便性の向上、さらには憩いの場としての環境整備が求められています。
- 平成21年4月にスタートした新公共交通システムは、路線バスが二本松市岳方面、郡山市磐梯熱海方面、長屋方面の3系統と、市内巡回バス、ダイヤモンドタクシー（イクタンタクシー）の3形態5路線があり、利用者は年々増加している状況です。
- 通勤・通学者を含め、高齢者や障がい者等交通弱者にもやさしい利便性の高いまちづくりには、コンパクトで質の高い都市環境に対応した地域交通体系システムの持続的な提供と利用促進を図ることが重要です。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 安全で快適な道路網の整備を進めるまち
- ◆ 土砂・浸水被害から生命・財産が守られているまち
- ◆ 都市・地域拠点を中心に、にぎわいのある暮らしやすいまち
- ◆ 公共交通が市民の足として定着しているまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施 策	施策の基本方針（基本事業）	
5-8 都市基盤の形成	1	都市計画道路・幹線市道の整備
	2	治山・治水対策の推進
	3	中心市街地の整備
	4	公共交通体系の整備

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
都市計画道路整備率	51.4%	53.0%以上
市内公共バス利用者数	66,633人/年	78,000人/年以上

■ 協働の役割

市 民	・市街地づくり、都市づくりに参画します。
地域・事業所	・用途に応じた適正な開発を行います。
行 政	・市街地の開発・整備に当たっては、市の都市計画の基本方針に基づき、適正な市街地形成の誘導を行います。 ・雨水幹線の整備を推進します。

■ 施策の基本方針

1. 都市計画道路・幹線市道の整備 [5-8-1]

市内外を結ぶ都市計画道路や幹線道路ネットワーク網の整備を進め、交通量を分散させ渋滞の解消や緩和を図り、地域間交流と発展を促進します。

また、県道となっている都市計画道路の早期完成に向け、県に協力して事業を推進します。

【主要事務事業】

- 重石・上山田線（上ノ橋架替）整備事業
- 中條・狐森線（合併支援道路）整備事業
- 大山・松沢線（安達太良ドリームライン）整備事業

2. 治山・治水対策の推進 [5-8-2]

本宮市地域防災計画に基づき、土砂災害の未然防止に努めるとともに、市街地中心部を北流する阿武隈川や、それに合流する五百川などの河川の洪水被害を未然に防止するために、安全で安心な生活が確保できるよう、阿武隈川左岸築堤事業をはじめとする治水事業を推進します。また、内水による浸水被害を防止するため、雨水幹線の整備を推進するとともに、水路の改良を行います。

【主要事務事業】

- 下水道雨水処理施設整備事業
- 阿武隈川左岸築堤推進事業
- 用悪水路改良事業
- 河川維持管理事業

3. 中心市街地の整備 [5-8-3]

本宮駅周辺の中心市街地について、「本宮の顔」となる本宮駅東口広場を核としながら、東西自由通路・西口広場などを整備し、本宮駅周辺の東西アクセスを向上させ、回遊性のある歩行者動線の確保により、快適な生活と賑わいのあるまちづくりを進めるとともに、災害に強い、安全で安心なまちづくりを進めます。

また、五百川駅前については、周辺地域の土地利用と併せた検討を行い、定住促進につながる安全で利便性の高い環境の整備促進を図ります。

地域の拠点となる白沢総合支所周辺地域については、安全性と利便性を備えた道路と憩いの場となる環境整備を行います。

【主要事務事業】

- 駅周辺等整備事業
- 本宮停車場・中條線整備事業
- まちづくり道路整備事業
- 白沢総合支所周辺整備事業

4. 公共交通体系の整備 [5-8-4]

高齢者や障がい者等交通弱者の移動手段の確保と、通勤・通学者の利便性に配慮した地域交通体系システムのさらなる利用促進を図るとともに、定期的な利用実態調査により、公共交通サービスの向上を図ります。

【主要事務事業】

- 地域公共交通運行支援事業



第3章 重点プロジェクトの推進について

第1節 重点プロジェクトの考え方

重点プロジェクトの推進にあたっては、市民との情報共有と組織の横断的なネットワークにより敏感に社会のニーズを捉え、必要性や優先度を総合的に判断しながら、ネットワークよく効果的な施策・事業を展開します。

なお、各年度の予算編成時において、基本施策との連動を図り、施策横断的な3つの視点（①未来につながる「震災・災害からの復興」、②定住促進につながる「住みよいまちづくり」、③安心につながる「災害に強いまちづくり」）をもちながら、重点的に事業の構築を行うこととします。

1 未来につながる「震災・災害からの復興」プロジェクト

本宮市除染実施計画に基づく放射能除染を、効果的・効率的な方法により加速させるとともに、本宮市震災・原子力災害復興計画に基づき、関連施策を連動させながら、東日本大震災・原子力災害からの復興を進めます。

2 定住促進につながる「住みよいまちづくり」プロジェクト

「福島へのそのまち」としての地の利を活かし、全施策を連動させながら、ソフト面・ハード面の双方からより実効性のある事業の構築を行い、定住につながる住みよいまちづくりを進めます。

3 安心につながる「災害に強いまちづくり」プロジェクト

これまでの災害の経験を踏まえ、市民自らが災害から身を守るための知識等の集積・実践による「自助」、地域における体制づくり等による「共助」、及び行政等が公共施設・体制の整備、応急復旧等を行う「公助」の取り組みを強化するため、本宮市地域防災計画に基づき、関連施策を連動させながら、安心につながる災害に強いまちづくりを進めます。



序
論

基本構想

基本計画

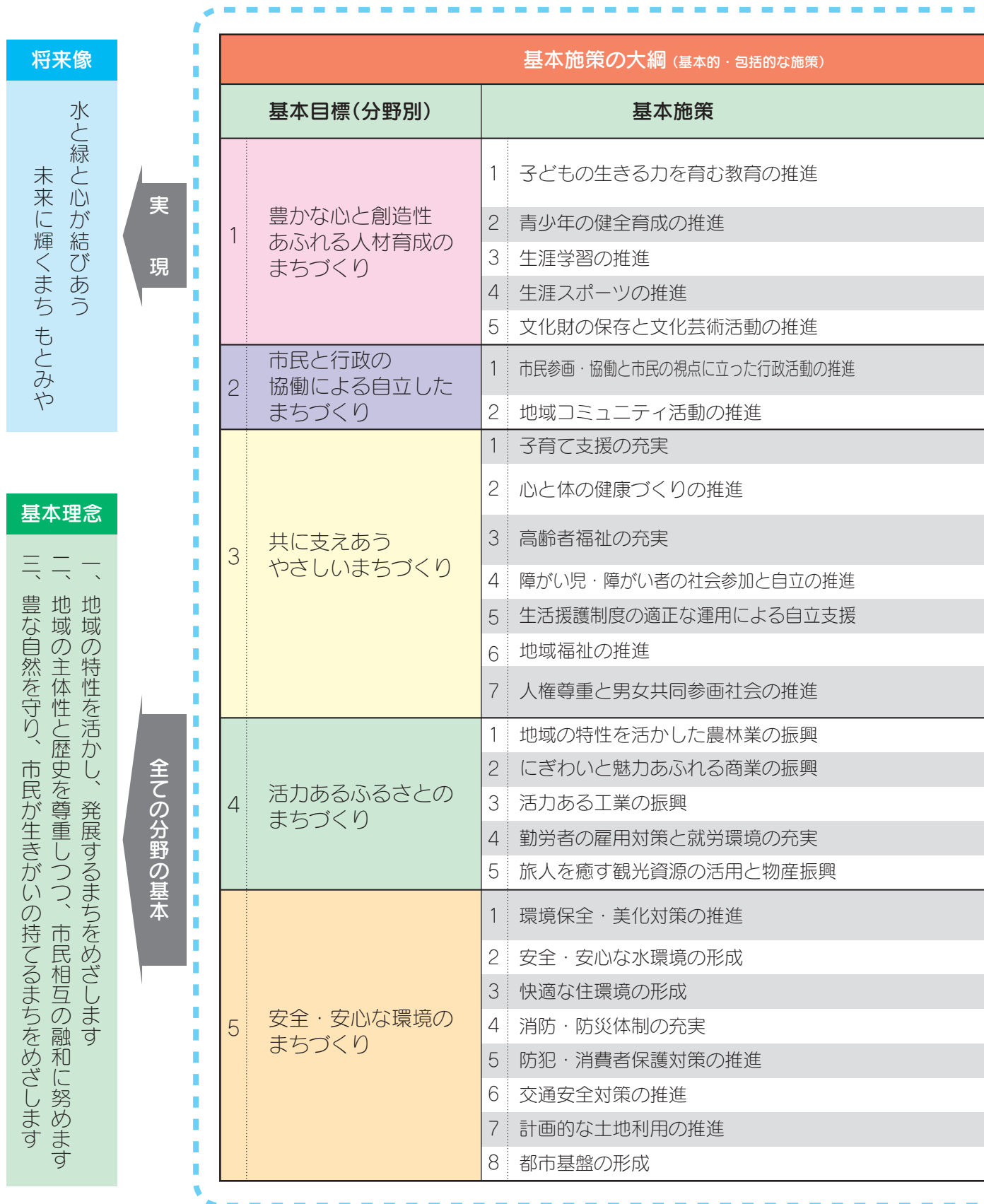
各論

重点プロジェクト

資料編

第2節 重点プロジェクトと基本施策の大綱の相関図

3つの基本理念をすべての分野の基本とし、基本施策の大綱と重点プロジェクトを連動させながら、



将来像「水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや」の実現を目指します。

施策の基本方針(基本事業)	重点プロジェクト (横断的な視点をもって重点的に取り組むプロジェクト)		
	①未来につながる 「震災・災害からの復興」	②定住促進につながる 「住みよいまちづくり」	③安心につながる 「災害に強いまちづくり」
①幼児教育の充実 ②豊かな心を育む学校教育の推進 ③確かな学力を育む学校教育の推進 ④健全な心身を育む学校教育の推進	●	●	●
①青少年健全育成の意識づくり ②青少年健全育成の環境づくり	●	●	●
①学習環境・体制の充実 ②学習内容の充実	●	●	●
①スポーツ振興団体の活動支援 ②指導者の育成と幅広いスポーツ活動の普及促進	●	●	●
①文化財の保存・伝承・活用 ②多様な文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実	●	●	●
①広報・広聴活動の充実 ②情報公開による情報共有の推進 ③計画策定・政策形成過程への市民参画の推進	●	●	●
①地域コミュニティ組織の支援・育成 ②地区集会施設の整備支援	●	●	●
①子育てしやすい環境の整備 ②多様な保育サービスの充実	●	●	●
①健康づくり増進体制の充実 ②健康管理の促進 ③放射線リスクの軽減	●	●	●
①高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 ②介護予防と自立支援の推進 ③在宅福祉サービスの充実と支えあう地域づくりへの支援	●	●	●
①相談体制の充実 ②地域社会の支援	●	●	●
①生活相談・自立支援体制の充実 ②生活保護制度の適正な運用	●	●	●
①地域福祉を推進する団体等への支援・連携 ②地域福祉ネットワークづくりの支援	●	●	●
①人権啓発・相談体制の充実 ②男女共同参画の意識づくり ③男女共同参画活動の推進体制の充実	●	●	●
①農業担い手の育成・確保 ②農林産物の風評被害の払しょく消費・販路拡大	●	●	●
①地域に密着した商店・商店街づくりの推進 ②人が集まる事業活動の支援	●	●	●
①企業立地の推進 ②既存企業及び新規立地企業への支援	●	●	●
①就労支援対策の推進 ②福利厚生への支援	●	●	●
①観光資源の整備 ②観光案内・宣伝の充実	●	●	●
①環境保全対策の推進 ②生活環境対策の推進 ③ごみ減量化とリサイクルの推進	●	●	●
①安全な水道水の安定供給 ②下水道の普及推進	●	●	●
①生活道路の整備と市道の適正な維持管理の推進 ②安全で快適な住宅づくりの推進	●	●	●
①消防力の強化と火災予防対策の推進 ②災害対策の推進	●	●	●
①防犯体制の充実 ②安全な消費生活の充実	●	●	●
①交通安全体制と運動の充実 ②交通安全施設の整備	●	●	●
①土地利用の方針の明確化 ②土地利用の方針に即した土地利用の推進	●	●	●
①都市計画道路・幹線市道の整備 ②治山・治水対策の推進	●	●	●
⑤家庭・地域の教育力の向上 ⑥子どもの安全・安心確保 ⑦教育活動・体制の充実 ⑧教育施設の整備推進	●	●	●
③青少年の社会参加・交流活動の推進 ④青少年活動リーダーの育成	●	●	●
③図書サービスの充実 ④都市間・多文化等交流の推進	●	●	●
③スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用	●	●	●
④主体的なまちづくり活動の支援 ⑤効果的・効率的な行政の運営	●	●	●
③仕事と子育ての両立支援体制の充実	●	●	●
④国民健康保険制度の適正な運営 ⑤医療体制の充実と支援	●	●	●
④介護サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営	●	●	●
③生活支援体制の充実	●	●	●
③国民年金制度の適正な運用と啓発	●	●	●
④社会のあらゆる分野への女性の参画が進む社会環境づくり	●	●	●
③遊休農地の解消と生産拡大 ④農林業基盤の整備	●	●	●
③中小企業・事業者の育成と経営基盤安定化の支援	●	●	●
③工業団地の管理整備	●	●	●
③新しい観光資源の開発と観光事業の支援	●	●	●
④環境負荷の低減と省エネルギーの推進 ⑤放射能除染の推進	●	●	●
③合併処理浄化槽の普及促進	●	●	●
③市営住宅の適正な管理 ④公園整備・緑化の推進	●	●	●
③自治体間等連携の推進	●	●	●
③中心市街地の整備 ④公共交通体系の整備	●	●	●



第1編
序
論

第2編
基本構想

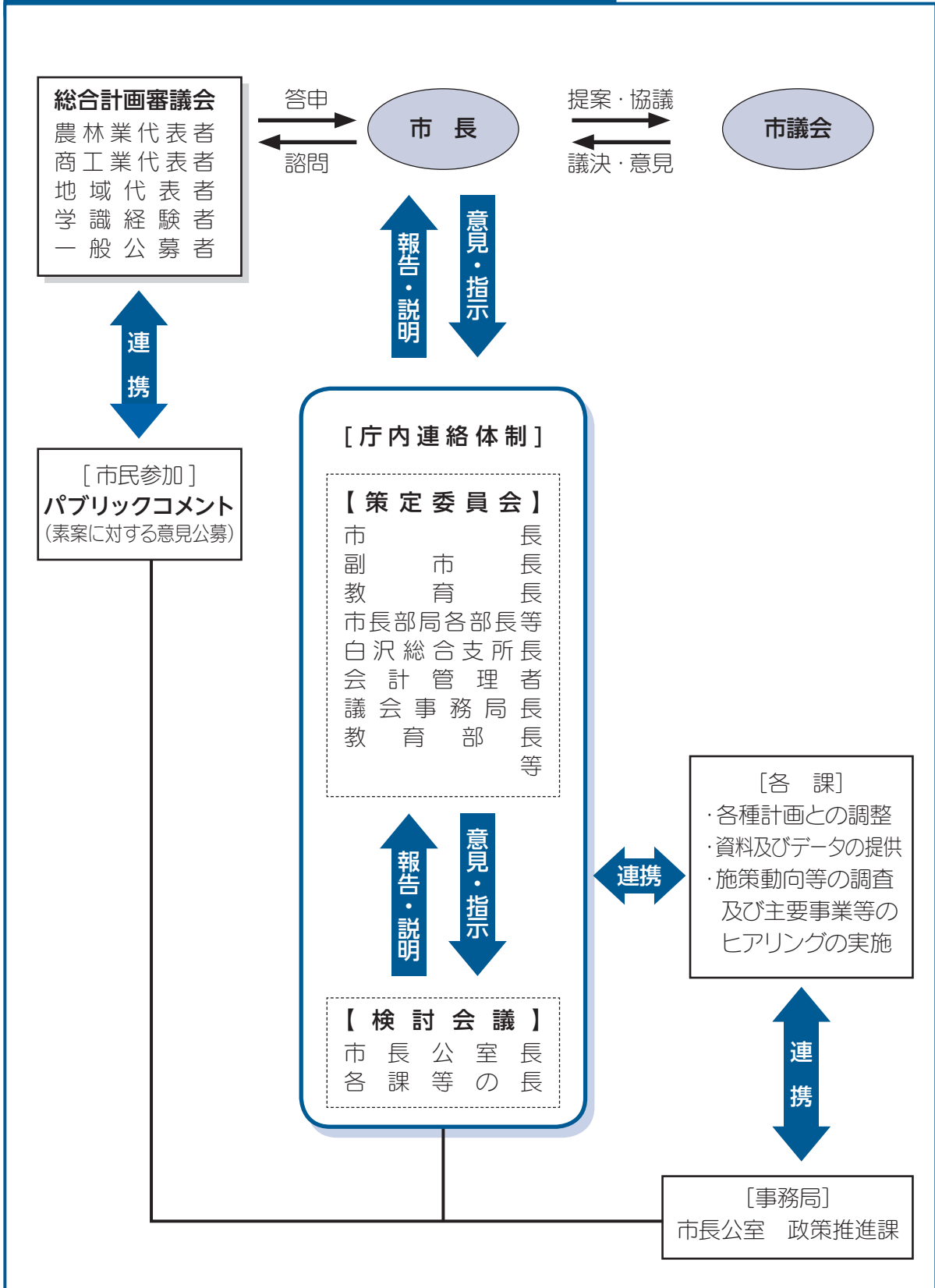
第3編
基本計画

資料編

資料編

1. 本宮市第1次総合計画策定及び見直しの取組み経過

(1) 総合計画策定及び見直しの体制図



(2) 総合計画審議会の審議経過

回数	開催期日	主な内容
第1回	平成25年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○審議会会長・副会長の選出 ○市長諮問 ○審議 <ul style="list-style-type: none"> ①本宮市第1次総合計画基本構想見直し及び後期基本計画策定方針(案)について ②今後の進め方について
第2回	平成25年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○審議 <ul style="list-style-type: none"> ①今後の進め方について ②第1回審議会に係る報告事項について ③本宮市第1次総合計画基本構想見直し素案について
第3回	平成25年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○審議 <ul style="list-style-type: none"> ①パブリックコメントの実施結果と対応について ②中間答申案について ③総合計画(基本計画)について
中間答申	平成25年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○本宮市第1次総合計画基本構想の中間答申・市長への中間答申書の提出
第4回	平成26年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○審議 <ul style="list-style-type: none"> ①今後の進め方について ②本宮市第1次総合計画後期基本計画について第1章、第2章(第1節、第2節)
第5回	平成26年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○審議 <ul style="list-style-type: none"> ①本宮市第1次総合計画後期基本計画について第2章(第3節、第4節)
第6回	平成26年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○審議 <ul style="list-style-type: none"> ①本宮市第1次総合計画後期基本計画について第2章(第5節)、第3章
第7回	平成26年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○審議 <ul style="list-style-type: none"> ①パブリックコメントの審議結果と対応について ②最終答申案について
最終答申	平成26年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○第1次総合計画後期基本計画の答申・市長への最終答申書の提出

(3) パブリックコメント（素案に対する意見公募）の実施

1. 「本宮市第1次総合計画基本構想」素案に関するパブリックコメント

(1) 意見募集期間

平成25年10月23日(水)～平成25年11月13日(水) 22日間

(2) 意見提出者数

3名

(3) 意見件数

7件

2. 「本宮市第1次総合計画後期基本計画」素案に関するパブリックコメント

(1) 意見募集期間

平成26年2月7日(金)～平成26年2月24日(月) 18日間

(2) 意見提出者数

1名

(3) 意見件数

4件

(4) 庁内策定組織による検討経過等

①策定委員会

回数	開催期日	主な内容
第1回	平成 25 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本宮市第 1 次総合計画基本構想見直し及び後期基本計画策定方針(案)について ・基本構想素案について ・後期基本計画の具体的策定方法について
第2回	平成 25 年 8 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想見直し素案について
第3回	平成 25 年 8 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想見直し素案について
第4回	平成 25 年 9 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想見直し素案について
第5回	平成 26 年 1 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本宮市第 1 次総合計画後期基本計画について

②検討委員会

回数	開催期日	主な内容
第1回	平成 25 年 6 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本宮市第 1 次総合計画基本構想の見直しについて
第2回	平成 25 年 7 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本宮市第 1 次総合計画基本構想見直し及び後期基本計画策定方針(案)について ・後期基本計画の具体的策定方法について
第3回	平成 25 年 8 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本宮市重点プロジェクトの見直し素案について ・後期基本計画の策定について
第4回	平成 25 年 9 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本宮市第 1 次総合計画基本構想「重点プロジェクト(案)」について
第5回	平成 25 年 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・本宮市第 1 次総合計画後期基本計画(案)について

2. 本宮市総合計画審議会からの答申

平成25年11月19日

本宮市長 高松 義行 様

本宮市総合計画審議会
会長 初澤 敏生

本宮市第1次総合計画について（中間答申）

平成25年7月26日付け25政第123号で諮問のあった「本宮市第1次総合計画について（諮問）」のうち、本宮市第1次総合計画基本構想の見直しについて、当審議会において審議した結果、別冊のとおり中間答申します。

なお、特に留意する事項として下記のとおり意見・要望を付記しますので、市においてはこれを最大限に尊重し、基本構想の将来像の実現に取り組まれるようお願いいたします。

記

- 1 次代を担う若者の定住が進むような施策の展開を図ること。
- 2 計画について、市民に分かりやすく周知を図るとともに、広く意見を集約できる仕組みづくりを行うこと。

平成26年2月27日

本宮市長 高松 義行 様

本宮市総合計画審議会
会長 初澤 敏生

本宮市第1次総合計画について（最終答申）

平成25年7月26日付け25政第123号で諮問のあった「本宮市第1次総合計画について（諮問）」のうち、本宮市第1次総合計画後期基本構想の策定に見直しについて、当審議会において審議した結果、別冊のとおり答申します。

なお、計画の実施にあたっては、基本構想に定める将来像「水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや」の実現に向け、市民との共働と安定した自治経営を推進しながら、着実に実行するようお願いします。

3. 本宮市総合計画審議会条例

平成 19 年 1 月 1 日
条例第 35 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本宮市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本宮市総合計画に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 農林業代表者
- (2) 商工業代表者
- (3) 地域代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 一般公募者

(委員の任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。ただし、副会長は、1 人とする。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

4. 総合計画審議会委員名簿

役職名	氏名	所属団体等
会長	はつざわとしお 初澤敏生	福島大学人間発達文化学類教授
副会長	わたなべけいこ 渡辺啓子	本宮市生活研究グループ連絡協議会会長
委員	いとうまさひろ 伊藤昌廣	みちのく安達農業協同組合代表理事専務
委員	おぬまさだひこ 小沼貞彦	本宮市商工会会長
委員	やまなかあきら 山中 晶	本宮市工業等団地立地企業連絡会会長 (アサヒビール福島工場 理事工場長)
委員	のわたりしゅういち 野渡透一	白沢商工業振興協議会会長
委員	わたなべかずひろ 渡邊一弘	本宮市区長会連絡協議会会長(本宮地区)
委員	たけだつねお 武田恒夫	本宮市区長会連絡協議会(白沢地区)
委員	えんどうかずみ 遠藤和三	本宮市老人クラブ連合会会長
委員	つもりけんご 津守研吾	(社)もとみや青年会議所理事長
委員	かわなみよこ 川名美代子	本宮市女性団体連絡協議会会長
委員	こくぶんよしのぶ 國分良修	本宮市消防団団長
委員	よしだけいこ 吉田敬子	本宮市子ども会育成会連絡協議会
委員	いとうとしあき 伊藤順皓	本宮市社会福祉協議会会長
委員	あべじんきち 阿部甚吉	公募委員
委員	かまたひろき 鎌田博喜	公募委員
委員	いそまつあさじ 磯松浅治	公募委員
委員	きくちこ 菊地トヨ子	公募委員

※敬称略、委員順不同、所属団体等は委嘱時による

本宮市第1次総合計画
～水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや～

平成21年度(2009年度)～平成30年度(2018年度)

平成26年3月(改訂)

発行：本宮市

編集：本宮市 市長公室 政策推進課

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世 212 番地

TEL：0243-33-1111(代)／FAX：0243-34-3138

E-mail：seisaku@city.motomiya.lg.jp

本宮市ウェブサイト：<http://www.city.motomiya.lg.jp/>



市章



市の花 ぼたん



市の木 まゆみ



市の鳥 うぐいす

福島の
へそのまち
もとみや



本宮市イメージキャラクター

まゆみちゃん

本宮市は、福島県のほぼ中央に位置し、古くから交通の要衝であったことから、新たなアピールポイントとして「福島のへそのまち」として県内外に発信しています。福島のへそのまちもとみやをPRするためのイメージキャラクターが「まゆみちゃん」です。

「まゆみちゃん」は、その名のとおり、まゆみの木の実がモチーフ。おなかには、「福島のへそのまちもとみや」を表す、かわいいおへそがあります。

本宮市の木である「まゆみ」は、強くしなやかで、古くから人々に親しまれ、心に安らぎを与える木です。

本宮市民憲章

わたくしたちは、美しい安達太良山を望み、阿武隈川の豊かな流れにはぐくまれ、歴史と伝統を受け継ぎ、未来に大きな夢を抱いて躍進する本宮市の市民です。わたくしたちは、本宮市民であることに誇りと責任を持って、新しい文化を創造し、自然と共に生きる住みよいもとみやをつくるために、ここに市民憲章を定めます。

1. 水と緑を大切にすもとみやをつくりま。
2. 支えあいの輪が広がるもとみやをつくりま。
3. 豊かな文化をはぐくむもとみやをつくりま。
4. 子どもが健やかに育つもとみやをつくりま。
5. 元気に働き、夢を実現するもとみやをつくりま。

平成26年1月1日制定